705
32

0030484007

0030484-007

７０５－３２

明治大正財政史

大蔵省・編

財政経済学会

第１－２０巻

昭１１至１５

AEA

ト工-3C-35

明治大正財政史

大藏省編纂

第七卷

發行元　東京　財政經濟學會

705
32

明治大正財政史　第七卷　目次

第五編　內國稅（下）

第二章　直接稅……一
第三節　營業稅及營業收益稅……一
第一款　日露戰役以前の營業稅……一
第二款　日露戰時の營業稅……一一
第一項　第一次非常特別稅の徵收……一一
第二項　第二次非常特別稅の徵收……一二
第三款　日露戰後の營業稅……一四
第一項　營業稅の整理……一四
第一目　稅法審查委員會の調查……一四
第二目　稅法整理案審查會の審議……二三
第三目　整理案の議會提出……二八
第四目　議會の修正及法律の公布……四二

第五目　附屬法規の改正……（五）
第二項　輕便鐵道法の制定に伴ふ營業稅法の改正……五三
第四款　大正初期の營業稅……五四
第一項　臨時制度整理局の營業稅整理案……五四
第二項　營業稅の整理……六一
第一目　營業稅法の改正……六一
第二目　附屬法規の改正……八一
第三項　無盡業法の制定に伴ふ營業稅法の改正……九七
第五款　歐洲戰後の營業稅……九八
第一項　貯蓄銀行法の制定に伴ふ營業稅法施行規則の改正……九八
第二項　臨時財政經濟調査會の營業稅整理案……九九
第三項　營業稅制度の改正……一〇二
第一目　營業稅法の改正……一〇二
第二目　附屬法規の改正及制定……一一六
第四項　關東震災と營業稅の特別處分……一二五
第六款　大正末年の營業稅……一三八
第一項　營業稅の廢止及營業收益稅の創設……一三八
第二項　丹後震災と營業收益稅の特別處分……一五六

第三項　營業稅及營業收益稅の免除……一五八
第三節附表
第一表　累年營業稅表……一六二
第二表　營業稅納額別人員表……一七〇
第四節　戰時利得稅……一七一
第一款　戰時利得稅の創設……一七一
第二款　戰時利得稅法の改正……一九〇
第三款　戰時利得稅の廢止……一九二
第四節附表
第一表　累年戰時利得稅表……一九二
第二表　戰時利得稅納額別人員表……一九三
第五節　資本利子稅……一九四
第一款　資本利子稅の創設……一九四
第二款　丹後震災と資本利子稅の特別處分……二〇二
第五節附表　資本利子稅表……二〇四
第六節　相續稅……二〇五
第一款　相續稅の創設……二〇五

第一項　相續稅法案の提出……二〇五
第二項　議會の修正及法律の公布……二一三
第三項　相續稅法施行規則の制定……二二六
第四項　相續稅法實施の成績……二三一
第二款　日露戰後の相續稅……二三二
第一項　相續稅整理案の調査……二三二
第二項　相續稅の整理……二三五
第三款　大正時代の相續稅……二三八
第一項　大正初年の整理……二三八
第二項　信託法の制定に伴ふ相續稅法の改正……二四二
第三項　關東震災と相續稅の特別處分……二四四
第四項　大正末年の相續稅整理……二四九
第一目　臨時財政經濟調査會の調査……二四九
第二目　整理の實行……二五三
第五項　丹後震災と相續稅の特別處分……二五九
第六節附表　累年相續稅表……二六一
第七節　鑛業稅……二六二

第一款　日露戰役以前の鑛業稅……二六二
第二款　日露戰時の鑛業稅……二六七
第一項　非常特別稅の徵收……二六七
第一目　第一次徵收……二六七
第二目　第二次徵收……二六八
第二項　鑛業法の制定……二七二
第三款　日露戰後の鑛業稅……二七九
第一項　鑛業稅の整理……二七九
第一目　整理案の調査……二七九
第二目　整理案の成立……二八二
第二項　鑛業法の改正……二八四
第四款　大正時代の鑛業稅……二八六
第七節附表　累年鑛業稅表……二八八
第八節　登錄稅……二九〇
第一款　日露戰役以前の登錄稅……二九〇
第二款　日露戰時の登錄稅……三〇六
第一項　第一次非常特別稅の徵收……三〇六

第二項　相續稅法及鑛業法の制定に伴ふ登錄稅法の改正……三〇九
第三項　第二次非常特別稅の徵收……三一四
第四項　實用新案法等の制定に伴ふ登錄稅法の改正……三一九
第五項　社團又は財團法人等に對する不動產登錄稅の輕減……三二〇
第六項　登錄稅法施行規則の改正……三二一
第三款　日露戰後の登錄稅……三二二
第一項　國債證券の登錄稅免除……三二二
第二項　領事官の取扱ふ登記の登錄稅に關する規定の制定……三二三
第三項　登錄稅整理案の調査……三二五
第四項　砂鑛法の制定に伴ふ登錄稅法の改正……三二八
第五項　軌道抵當法の制定等に伴ふ登錄稅法の改正……三三〇
第六項　非常特別稅の整理……三三六
第七項　輕便鐵道法の制定等に伴ふ登錄稅法の改正……三三七
第四款　大正時代の登錄稅……三四一
第一項　課稅事項竝に課稅標準價格決定方法等に關する登錄稅法の改正……三四一
第二項　產業組合及漁業組合等に對する登錄稅の免除……三四七
第三項　登錄稅法施行規則の改正……三四八
第四項　信託法の制定に伴ふ登錄稅法の改正……三四九

第五項　領事官の取扱ふ登記の登錄稅に關する規定の改正……三五四
第六項　漁業財團抵當法等の制定に伴ふ登錄稅法の改正……三五五
第七項　登錄稅の整理……三五七
第八項　登錄稅の免除……三七八
第八節附表　累年登錄稅表……三八一
第九節　通行稅……三八八
第一款　通行稅の創設……三八八
第二款　日露戰後の通行稅……三九三
第一項　通行稅整理案の調査……三九四
第一目　稅法審查委員會の調査……三九四
第二目　稅法整理案審查會の審查……三九七
第二項　通行稅法の制定……三九八
第三款　大正時代の通行稅……四〇三
第一項　臨時制度整理局の通行稅整理案……四〇三
第二項　通行稅廢止案の議會提出……四〇六
第三項　通行稅の廢止……四〇七
第九節附表　累年通行稅表……四〇九

第十節　兌換銀行券發行稅……四一一
第一款　兌換銀行券制限外發行稅……四一二
第二款　兌換銀行券保證準備發行稅……四一六
第十節附表　累年兌換銀行券發行稅表……四一八
第十一節　狩獵免許稅……四一九
第一款　日露戰役以前の狩獵免許稅……四一九
第二款　日露戰時の狩獵免許稅……四二四
第三款　日露戰後の狩獵免許稅……四二六
第四款　大正時代の狩獵免許稅……四二七
第一項　狩獵法の改正……四二七
第二項　稅率の增加……四二九
第十一節附表　累年狩獵免許稅表……四三二
第三章　間接稅……四三四
第一節　酒稅……四三四
第一款　日露戰役以前の酒稅……四三四
第一項　酒造稅……四三四
第二項　酒精及酒精含有飲料稅……四五五
第三項　麥酒稅……四六五
第四項　沖繩縣酒類出港稅……四七一
第五項　其の他の酒稅……四七六
第一目　自家用酒稅……四七六
第二目　醬麴營業稅……四七八
第三目　酒精營業稅……四七九
第二款　日露戰時の酒稅……四八一
第一項　非常特別稅の徵收……四八一
第一目　第一次徵收……四八一
第二目　第二次徵收……四八三
第二項　酒造稅法の改正……四八五
第三項　酒精及酒精含有飲料稅法の改正……四九二
第四項　麥酒稅法の改正……四九六
第五項　沖繩縣酒類出港稅則の改正……四九九
第一目　第一次改正……四九九
第二目　第二次改正……五〇一
第六項　酒母、醪及麴取締法の制定……五〇二

第七項　酒造組合法の制定……五〇九
第三款　日露戰後の酒稅……五一八
第一項　酒稅の整理……五一八
第一目　整理案の調査……五一八
第二目　整理案の成立……五二三
第二項　酒精造石稅の徵收猶豫及免除……五三四
第四款　大正初期の酒稅……五三八
第一項　樺太酒類出港稅の創設……五三八
第二項　臨時制度整理局の酒稅整理案……五四二
第五款　歐洲戰時の酒稅……五五三
第一項　清酒防腐劑の供給……五五三
第二項　酒稅の增徵及酒稅制度の改正……五五五
第六款　歐洲戰後の酒稅……五六六
第一項　酒稅の增徵及酒稅制度の改正……五六六
第二項　麥酒製造原料の追加指定……五七三
第三項　酒類納稅保證物の改正……五七五
第四項　臨時財政經濟調查會の酒稅整理案……五七七
第五項　酒類滓引減量又は貯藏減量控除量の增加……五八〇

第七款　大正末年の酒稅……五八二
第一項　酒稅の增徵……五八二
第二項　丹後震災と酒造稅の特別處分……五八六
第八款　酒類に對する戾稅制度……五八七
第一項　輸出酒類に對する戾稅制度……五八七
第二項　醫藥用·工業用酒精に對する戾稅制度……五九六
第一節附表
第一表　累年酒造稅表……六一三
第二表　累年酒精及酒精含有飲料稅表……六一五
第三表　累年麥酒稅表……六一七
第四表　累年沖繩縣酒類出港稅表……六一七
第五表　累年輸移出酒類戾稅表……六一八
第六表　累年酒精酒類其他酒精含有飲料戾稅表……六二〇
第二節　醬油稅……六二一
第一款　日露戰役以前の醬油稅……六二一
第一項　醬油造石稅……六二一
第二項　自家用醬油稅……六三二

第二款　日露戰時の醬油稅……六三六
第一項　非常特別稅の徵收……六三六
第二項　自家用醬油課稅範圍の擴張……六三七
第三項　醬油釀造取締規定の改正……六四一
第三款　日露戰後の醬油稅……六四三
第一項　醬油造石稅の輕減……六四三
第二項　醬油稅整理案の調査……六四六
第四款　大正時代の醬油稅……六四七
第一項　臨時制度整理局の醬油稅整理案……六四七
第二項　輸出醬油戾稅に關する規定の改正……六五〇
第三項　自家用醬油稅法改正案の議會提出……六五一
第四項　醬油稅の廢止……六五三
第二節附表　累年醬油稅表……六五七
第三節　清涼飲料稅……六五九
第三節附表　清涼飲料稅表……六七四
第四節　砂糖消費稅……六七五
第一款　日露戰役以前の砂糖消費稅……六七五

第一項　砂糖消費稅の創設……六七五
第二項　原料糖の免稅……六八四
第二款　日露戰時の砂糖消費稅……六八七
第一項　非常特別稅の徵收……六八七
第一目　第一次徵收……六八七
第二目　第二次徵收……六九〇
第二項　納稅方法の改正……六九一
第三項　災害亡失原料糖の免稅……六九三
第三款　日露戰後の砂糖消費稅……六九四
第一項　砂糖消費稅の整理……六九四
第一目　整理案の調査……六九四
第二目　稅率の增加……六九六
第二項　樽入黑糖の減稅……六九八
第三項　納稅擔保物の範圍の擴張……七〇〇
第四項　稅率の輕減及課稅制度の改正……七〇二
第五項　樽入白下糖の減稅……七〇八
第六項　臺灣移出原料糖課稅方法に關する協定……七一〇
第七項　砂糖消費稅等の徵收に關する特別規定の制定……七一三

第四款　大正時代の砂糖消費稅……七一七
第一項　臨時制度整理局の砂糖消費稅整理案……七一七
第二項　內地臺灣間砂糖消費稅收入の統一……七二〇
第三項　砂糖消費稅法の改正……七二八
第四項　砂糖消費稅法施行規則の改正……七三四
第一目　納稅擔保物に關する改正……七三四
第二目　會計法改正に伴ふ改正……七三六
第三目　臺灣工場胎櫝規則の廢止に伴ふ改正……七三七
第五項　稅率の輕減……七三八
第五款　砂糖に對する戾稅制度……七四二
第一項　輸入原料砂糖に對する戾稅制度……七四二
第二項　煉乳原料砂糖に對する戾稅制度……七五二
第三項　輸出菓子糖果原料糖に對する戾稅制度……七五六
第四節附表
第一表　累年砂糖消費稅表……七六〇
第二表　累年砂糖戾稅表……七六四
第五節　織物消費稅……七六七
第一款　毛織物消費稅の創設……七六七

第二款　一般的織物消費稅の設定……七七六
第三款　織物消費稅の實施……七八七
第四款　日露戰後の織物消費稅……八〇一
第一項　織物消費稅整理案の調査……八〇一
第一目　稅法審查委員會の調査……八〇一
第二目　稅法整理案審查會の審查……八〇四
第二項　織物消費稅法の制定……八一六
第五款　大正時代の織物消費稅……八三二
第一項　臨時制度整理局の織物消費稅整理案……八三二
第二項　織物消費稅法改正案の議會提出……八三四
第三項　織物組合交付金の下付……八三七
第一目　交付金制度の創設……八三七
第二目　交付金制度の改正……八三九
第四項　課稅標準價格の改正……八四一
第五項　織物消費稅法施行規則の改正……八四三
第一目　納稅擔保物に關する改正……八四三
第二目　會計法の改正に伴ふ改正……八四五
第六項　綿織物消費稅の免除……八四五

第七項　丹後震災と織物消費稅の特別處分……八五一
第五節附表　累年織物消費稅表……八五一
第六節　石油消費稅……八五四
第一款　石油消費稅の創設……八五四
第二款　石油消費稅法の制定……八六〇
第三款　石油消費稅の廢止……八七二
第六節附表　累年石油消費稅表……八七四
第七節　賣藥稅……八七六
第一款　日露戰役以前の賣藥稅……八七六
第二款　日露戰時の賣藥稅……八八二
第一項　非常特別稅の徵收……八八二
第二項　賣藥稅法の制定……八八四
第三款　日露戰後の賣藥稅……八九二
第一項　賣藥稅の整理……八九二
第二項　賣藥營業稅附加稅の制限設定……八九八
第四款　大正時代の賣藥稅……九〇〇
第一項　賣藥營業稅の廢止……九〇〇

第二項　賣藥稅の廢止……九〇二
第七節附表　累年賣藥稅表……九〇五
第八節　取引所稅……九〇七
第一款　日露戰役以前の取引所稅……九〇七
第二款　日露戰時の取引所稅……九一一
第三款　日露戰後の取引所稅……九一三
第一項　國債證券の取引所稅廢止……九一三
第二項　取引所稅の整理……九一三
第四款　大正時代の取引所稅……九一七
第一項　臨時制度整理局の取引所稅整理案……九一七
第二項　取引稅所の整理……九二〇
第三項　取引所稅の改正……九二七
第八節附表　累年取引所稅表……九三二
第九節　印紙稅……九三四
第一款　日露戰役以前の印紙稅……九三四
第二款　日露戰時の印紙稅……九四一
第一項　非常特別稅の徵收……九四一

第一目　印紙稅の增徵……九四二
第二目　小切手の課稅……九四四
第二項　稅印押捺規定の改正……九四四
第三款　日露戰後の印紙稅……九四六
第一項　印紙稅の整理……九四六
第一目　整理案の調査……九四六
第二目　小切手の免稅及約束手形印紙稅の增徵……九四八
第三目　小額約束手形印紙稅の輕減……九四九
第四目　小切手及約束手形以外の證書·帳簿に對する印紙稅の整理……九五〇
第二項　送狀及賣買仕切書の課稅範圍の確定……九五一
第四款　大正時代の印紙稅……九五二
第一項　信託行爲に關する證書の課稅……九五二
第二項　印紙稅の輕減……九五四
第三項　輸出組合法等の制定に伴ふ印紙稅法の改正……九五九
第四項　印紙稅の整理……九六〇
第五項　印紙稅の免除……九六二
第九節附表　累年印紙稅表……九六八
第十節　骨牌稅……九六九
第一款　骨牌稅の創設……九六九
第二款　骨牌稅の改正……九七七
第一項　骨牌印紙の廢止……九七七
第二項　稅率の改正及免許料の廢止……九七八
第十節附表　累年骨牌稅表……九八一
第四章　徵稅制度……九八三
第一節　徵稅方法……九八三
第一款　明治前期……九八三
第一項　序說……九八三
第二項　國稅徵收法の制定……九八三
第三項　國稅徵收法の改正……九八五
第四項　徵稅方法の特例……九八九
第二款　明治後期……一〇〇九
第一項　國稅徵收法の改正……一〇一四
第二項　徵稅處分囑託に關する法律の制定……一〇一七
第三項　地租徵收交付金竝に租稅滯納延滯金徵收制度の創設……一〇一八
第三款　大正時代……一〇二五

第一項　市町村交付金制度の改正……一〇二五
第二項　國稅徵收法附屬法規の改正……一〇二九
第一目　國稅徵收法施行規則の改正……一〇二九
第二目　國稅徵收法施行細則の改正……一〇三〇
第三目　市町村の徵收すべき國稅種目の改正……一〇三二
第二節　間接國稅犯則者處分……一〇三三
第一款　間接國稅犯則者處分法の制定……一〇三三
第二款　間接國稅犯則者處分法の改正……一〇四一
第三款　間接國稅犯則者處分法施行規則の改正……一〇四五
附錄第一　地方稅……一〇四九
第一節　維新當初の地方稅……一〇四九
第二節　地方稅規則制定以後の地方稅……一〇五四
第三節　地方制度確立後の地方稅……一〇七四
第一款　市町村稅……一〇七四
第二款　府縣稅……一〇八七
第三款　郡費分賦金……一一〇二
第四節　日露戰時及戰後の地方稅……一一〇五
第一款　非常特別稅の徵收と地方稅の制限……一一〇五
第二款　地方稅制限に關する法律の制定及改正……一一一〇
第一項　地方稅の制限に關する調査……一一一〇
第二項　地方稅制限に關する法律の制定……一一一四
第三項　地方稅制限に關する法律の改正……一一二〇
第一目　第一次改正……一一二〇
第二目　第二次改正……一一二六
第三款　國稅附加稅の種類の增加及制限率の改正……一一二八
第四款　市制及町村制の改正……一一三三
第五節　大正時代の地方稅……一一四二
第一款　府縣制市制及町村制等の改正……一一四二
第一項　府縣制の改正……一一四二
第二項　市制及町村制の改正……一一五二
第二款　地方稅制限に關する法律の改正……一一六二
第三款　府縣稅戶數割規則の制定及改正……一一六九
第四款　國稅附加稅及特別稅の變遷……一一八一
第五款　大正末年の地方稅整理……一一八四

第一項　概說……一一八四
第二項　地方稅制限に關する法律の改正……一一八九
第三項　地方稅に關する法律の制定……一一九三
附錄第一附表　累年地方稅表……一二一〇
附錄第二　印紙制度……一二二五
第一節　總說……一二二五
第二節　印紙の賣捌……一二三二
第三節　印紙犯罪の處罰……一二八二—一二九二

第五編　內國稅（下）

第二章　直接税

第三節　營業税及營業收益税

第一款　日露戰役以前の營業税

商工業其の他の營業に對して租税を賦課するの制度は、舊幕時代に在りては小物成の一種に屬し其の賦課徴收に至りては、各地各藩皆其の慣習に從つて之を爲し、其の種類又數千種に達したり。明治維新の初めに當りては之を雜税と稱し、尙舊慣に從ひて徴收せしが、明治八年に至り斷然此等の雜税を廢止し、其の中收税せざれば營業の取締を爲し難きものは、姑く地方に於て府縣税として適宜收税することゝ爲したり。尋いで明治十一年七月地方税規則を定め、從來の府縣税及民費を改めて地方税と稱し、之を地租五分の一以内、營業税竝雜種税、戸數割の三種に限りたり。茲に於て同年十二月更に地方税中營業税及雜種税の種類及制限を定め、諸會社、諸卸賣商、諸仲買商、諸小賣商及雜商に對しては、其の種類に從ひ夫々適宜の税額を定めて、之に雜種税を賦課したり。斯くの如くにして營業税に關する盡一せる規定は、此の時始めて設けらるるに至りしが、而も此の營業税は單に地方税たるに止まり、未だ國税として一般營業者に賦課せらるることなかりしなり。然るに明治二十七八年戰役の結果歳計俄に膨脹し、之が充足の爲め新規の財源を得るの必要に迫らるるや、政府は課税上彈力性に富み且其の收入確實なる

營業稅を以て好個の財源と認め、茲に國稅中に新に營業稅を創設することと爲せり。右の如く營業稅新設の主たる目的は歲入增加を圖るに在りしと雖も、本稅の新設に就ては右の外にも尙二三の目的を存したり。卽ち其の一は從來の地方稅中營業稅及雜種稅の賦課は極めて均衡を缺けるものありしを以て、國稅として營業稅を設くると同時に、地方稅は其の附加稅として一定の率に依り之を徵收することに依り、負擔の公平を期せんとするに在り。其の二は從來國稅として個々の營業に賦課せし租稅中、徵收費巨額に上るが爲め之を府縣稅と爲すを便利とするが如きものは、之を府縣の財源に移し、以て國稅の整理を圖らんとするに在り。其の三は從來商工業者は租稅負擔額に比し公權を享有すること少く、土地所有者に比し頗る不公平なるの嫌ありしを以て、營業稅を國稅と爲して其の納付者に參政權を賦與せんとするに在り。斯くて營業稅法は明治二十九年三月法律第三十三號を以て制定公布せられ、翌三十年一月一日より實施せられたり。茲に於て營業稅は始めて國稅として一般營業者に賦課せらるることとなりしを以て、政府は之と同時に船稅・車稅・菓子稅・牛馬賣買免許稅・煙草營業稅・醬麹營業稅・酒造免許稅・醬油營業稅等の如く、國稅たるに適せざるもの又は營業稅法と重複するものを廢して之を府縣の財源に移し、以て租稅體系の整備を圖れり（法律第六十四號）。右營業稅法は爾後明治三十二年三月（法律第十八號）の兩次に於て其の一部に改正を加へられ、以て日露戰役開始の時に至れり。今此等の改正を經たる營業稅法の全文を揭ぐれば左の如し。

營業稅法（明治二十九年三月二十八日法律第三十三號）

第一條　左ニ揭クル營業ヲ爲ス者ニハ營業稅ヲ課ス

一　物品販賣業
一　銀行業
一　保險業
一　金錢貸付業
一　物品貸付業
一　製造業
一　運送業
一　倉庫業
一　運河業
一　棧橋業
一　船渠業
一　船舶碇繫場業
一　貨物陸揚場業
一　鐵道業（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本號追加）
一　土木請負業
一　勞力請負業
一　印刷業
一　寫眞業

一　席貸業
一　旅人宿業
一　料理店業
一　公ナル周旋業
一　代辨業
一　仲立業
一　仲買業

第二條　營業稅ヲ課スヘキ物品販賣業ハ一定ノ店舖其ノ他ノ營業場ヲ設ケ物品ノ卸賣又ハ小賣ヲ爲ス者ヲ謂フ

左ノ諸業ハ前項ニ該當セサルモ仍物品販賣業ト見做ス

一　一定ノ製造場ナク職工ヲ使役スルコトナク原料ヲ供給シ工錢ヲ支拂ヒ物品ヲ製造セシメテ販賣スル者

二　一定ノ製造場ヲ設ケス店頭ニ於テ物品ヲ製造シ主トシテ小賣ヲ爲ス者

三　牧場ニ非サル場所ニ於テ飼料ヲ購求シ家畜又ハ家禽ヲ飼養シ之ヲ賣リ又ハ鷄卵、牛乳等其ノ產物ヲ販賣スル者

四　魚介類ヲ養殖シテ之ヲ販賣スル者

五　動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノヲ販賣スル者

一箇年ノ賣上金額千圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ課セス

第四條ノ營業者其ノ製造場區域內ニ於テ製造品ヲ販賣シ及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセス

第三條　營業稅ヲ課スヘキ金錢貸付業及物品貸付業ハ一定ノ店舖其ノ他ノ營業場ヲ設ケ貸付ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ爲スモ亦同シ

資本金額五百圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ課セス

第四條　營業稅ヲ課スヘキ製造業ハ一定ノ製造場ヲ設ケ職工勞役者ヲ使役シテ物品ヲ製造シ又ハ物品製造ノ一部ヲ助成スル者ヲ謂フ

瓦斯電氣ノ供給ヲ爲ス者及器物器械ノ修理ヲ爲シ又ハ穀物ヲ精白搗碎シ又ハ染物、洗濯ヲ爲ス者ハ前項製造業ト見做ス

資本金額五百圓未滿ノ者又ハ職工勞役者ヲ通シテ二人以上ヲ使用セサル者ニハ營業稅ヲ課セス

第五條ノ一　運賃又ハ手數料ヲ受ケテ旅客貨物ノ運送ヲ爲シ又ハ其ノ取扱ヲ爲ス者ヲ運送業トシテ營業稅ヲ課ス但シ雇人二人以上ヲ使用セサル者ニハ營業稅ヲ課セス

第五條ノ二　私設鐵道法ニ依リ運送ノ業ヲ營ム者ヲ鐵道業トシテ營業稅ヲ課ス（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本條追加）

第六條　倉庫ヲ備ヘテ貨物ヲ預リ倉敷料其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受クル者ハ倉庫業トシテ營業稅ヲ課ス

第七條　印刷業、寫眞業ニシテ職工雇人ヲ通シテ二人以上ヲ使用セサル者及土木請負業、勞力請

負業ニシテ請負金額一箇年千圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ課セス

第八條　貸料又ハ其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受ケ客室又ハ集會場ヲ貸ス者ヲ席貸業トシテ營業稅ヲ課ス但シ建物賃貸價格五十圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ課セス

第九條　營業稅ヲ課スヘキ旅人宿業ハ飮食物ヲ供スルト否トニ拘ラス旅客ヲ宿泊セシメ又ハ人ヲ寄宿セシメ雇人三人以上ヲ使用スル者トス但シ木錢宿ニハ營業稅ヲ課セス

第十條ノ一　營業稅ヲ課スヘキ料理店業ハ雇人三人以上ヲ使用シ客室ヲ設ケテ飮食物ヲ販賣スル者トス

第十條ノ二　營業稅ヲ課スヘキ公ナル周旋業、代辨業、仲立業、仲買業ハ一箇年報償金額百圓以上ノ者トス（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本條追加）

第十一條　左ニ揭クル營業ニハ營業稅ヲ課セス

一　政府ヨリ發行スル印紙、切手類ノ賣捌

二　自己ノ採掘又ハ採取シタル鑛物ノ販賣

三　度量衡ノ製作、修覆、販賣

第十二條　營業稅ハ左ノ課稅標準及稅率ニ依リ每年之ヲ賦課ス（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本條中改正）

業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額	卸賣ハ萬分ノ五 小賣ハ萬分ノ十五
	建物賃貸價格	千分ノ四十
	從業者	一人每ニ金一圓
銀行業、保險業、金錢貸付業、物品貸付業	資本金額	千分ノ二
	建物賃貸價格	千分ノ四十
	從業者	一人每ニ金一圓
倉庫業	資本金額	千分ノ二
	建物賃貸價格	千分ノ二
	從業者	一人每ニ金一圓
製造業、印刷業、寫眞業	資本金額	千分ノ二十
	建物賃貸價格	千分ノ一半
	從業者	一人每ニ金一圓
	從業者ノ內職工勞役者	千分ノ四十
運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業	資本金額	千分ノ二半
	從業者	一人每ニ金三十錢
鐵道業	收入金額	千分ノ二半
	從業者	一人每ニ金一圓
土木請負業、勞力請負業	請負金額	千分ノ十
	從業者	一人每ニ金一圓
席貸業、料理店業	建物賃貸價格	千分ノ二
	從業者	一人每ニ金一圓
		千分ノ六十
		一人每ニ金一圓

旅人宿業	建物賃貸價格	千分ノ四十
	從業者	一人毎ニ金一圓
公ナル周旋業、代辨業、仲立業、仲買業	報償金額	千分ノ十五
	從業者	一人毎ニ金一圓

第十三條　此ノ稅法ニ依リ納稅義務ヲ有スル營業者ハ毎年一月三十一日迄ニ業名及課稅標準ヲ詳記シ政府ニ屆出ヘシ但シ新ニ開業シタル者ハ其ノ際本條ノ屆出ヲ爲スヘシ

營業者廢業シタルトキハ其ノ際政府ニ屆出ヘシ

第十四條　同一人ニシテ數種ノ營業ヲ爲ストキハ第十二條ノ課稅標準ニ依リ各別ニ營業稅ヲ課ス但シ課稅標準トナルヘキモノヲ共通シテ使用スルトキハ其ノ一ニ就テ計算ス其ノ稅率異ナルトキハ重キニ從フ

第十五條　物品販買業、土木請負業、勞力請負業、席貸業、旅人宿業、料理店業、公ナル周旋業、代辨業、仲立業、仲買業ハ各店舖其ノ他ノ營業場毎ニ營業稅ヲ課ス

前項ニ揭ケサル營業ニシテ店舖其ノ他ノ營業場數箇所アルトキ其ノ資本ヲ區分シタルモノハ各別ニ營業稅ヲ課ス其ノ資本ヲ區分セサルモノハ合算シテ之ヲ課ス但シ內國ト外國トニ涉リ店舖其ノ他ノ營業場數箇所アルトキ資本ヲ區分セサルモノハ內國ニ於ケル各店舖其ノ他ノ營業場ニ於テ使用スル資本金額ヲ見積リ內國ノ分ニ限リ各別ニ之ヲ課ス（明治三十二年三月法律第三十二號ヲ以テ但書追加）

第十六條　第十三條ニ依リ屆出ヘキ課稅標準ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ計算ス但シ新ニ開業シタル者ハ豫算ヲ以テ之ヲ定ム

一　賣上金、收入金、請負金及報償金ハ前年中ノ總額ニ依ル但シ前年中ニ開業シタルモノハ豫算ニ依ル（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本號改正）

二　資本金及建物賃貸價格ハ前年中ノ平均額ニ依ル

三　從業者ハ前年ニ於ケル最多數ノトキニ依ル

資本金額ノ算定方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條　納稅義務ヲ有スル營業者第十三條ノ屆出ヲ爲ササルトキ又ハ其ノ屆出タル課稅標準ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準ヲ算定スルコトヲ得（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本條改正）

第十八條　建物賃貸價格ハ店舖其ノ他營業用ノ土地、家屋ノ借料ニ相當スルモノトス但シ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ營業ニ使用セサルモノアルモ同一區域內ニアリテ自己ノ所有ニ係ルモノハ營業用トシテ計算ス（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本條中改正）

借家ノ場合ニ於テハ何等ノ名義ヲ用ウルニ拘ラス土地、建物ノ貸借上借主ヨリ貸主ニ支拂フモノヲ以テ建物賃貸價格ヲ計算ス

借家ニ非サル場合ニ於テハ近傍借家ノ借料ニ照準シテ建物賃貸價格ヲ定ム近傍ニ照準スヘキ借家ナキトキハ其ノ土地、家屋ノ時價ヲ各別ニ算定シ土地ハ其ノ百分ノ五、家屋ハ百分ノ十ヲ以テ賃貸價格ヲ定ム無償ノ借家ニ付テモ亦同シ

第十九條　名義ノ何タルヲ問ハス總テ營業ニ從事スル者ハ從業者トシテ之ヲ計算ス但シ營業者ノ家族ヲ除ク

第二十條　營業稅ハ年額ヲ二分シ其ノ年五月、十一月ヲ以テ納期トス但シ廢業スルトキ未納ノ稅金ハ卽納トス

第二十一條　新ニ營業ヲ開始スル者ハ開業ノ翌年ヨリ其ノ營業稅ヲ徵收ス（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本條中改正）左ニ揭クル營業ヲ開始スル者ハ開業ノ翌年ヨリ尙三箇年間其ノ營業稅ヲ徵收セス但シ此ノ稅法施行以前ヨリ營業スル者ニシテ其ノ開業ノ翌年ヨリ三箇年ニ滿タサルトキハ本項ニ準據スルコトヲ得

銀行業、保險業、倉庫業、製造業、印刷業、運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶碇繫場業、鐵道業

第二十二條　同一ノ場所ニ於テ六箇月以內ニ前ノ營業者ト同一ノ營業ヲ開始スル者ハ其ノ月ヨリ營業稅ヲ徵收ス

第二十三條　營業ヲ繼續シ又ハ營業繼續ト認ムヘキ事實アルトキハ納期ニ於テ現ニ營業スル者ヨリ營業稅ヲ徵收ス

第二十四條　營業者廢業スルトキハ其ノ廢業ノ月迄營業稅ヲ徵收ス但シ他ニ其ノ營業ヲ繼續スル者アルトキハ前條ニ依ル

第二十五條　第二十二條及第二十三條ノ場合ニ於テ前ノ營業者第二十一條ノ期間內ニアルトキハ其ノ期間ハ後ノ營業者ニ及フモノトス

第二十六條　政府ニ於テ課稅標準ヲ算定シタルトキハ之ヲ營業者ニ通知スヘシ（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本條中改正）

第二十七條　前條ノ算定ニ對シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ申立テ審

查ヲ求ムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テ政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セス（同上）

第二十八條ノ一　前條ノ請求アリタルトキハ營業稅審查委員會ヲ置ク（同上）（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本條改正）

第二十八條ノ二　各稅務管理局所轄內ニ營業稅審查委員會ヲ置ク（同上）

審查委員ノ定數及審查委員會ノ會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

審查委員ハ商業會議所代表者及納稅義務ヲ有スル營業者中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

第二十八條ノ三　收稅官吏ハ審查委員會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得（同上）

第二十八條ノ四　營業者第二十八條ノ一ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得（同上）

第二十九條　左ノ場合ニ於テハ營業者ハ政府ニ其ノ由ヲ申立ツルコトヲ得（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本條中改正）

一　課稅ノ標準タル資本金額、賣上金額、收入金額、請負金額、報償金額又ハ建物賃貸價格半額以上ヲ減シタルトキ

二　課稅ノ標準タル從業者ノ人員屆出人員二分ノ一以下ニ減シタルトキ

第三十條　政府ハ前條ノ申出ニ由リ營業者ノ狀況ニ照シ營業稅ヲ減額スルノ必要アリト認ムルトキハ翌年一月迄稅金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第三十一條　政府ハ第二十九條ノ申出ニ對シ翌年一月ニ於テ課稅標準ヲ査覈シ左ノ場合ニ該當スルモノアルトキハ稅金ヲ減額スルコトヲ得（明治三十五年三月法律第十八號ヲ以テ本條中改正）

一　課稅ノ標準タル賣上金額、收入金額、請負金額、報償金額ハ前々年中ノ總額資本金額、建物貸
　　貸價格ハ前々年中ノ平均額ノ半額ニ達セサルトキ
二　課稅ノ標準タル從業者ノ人員其ノ最多數ノトキニ於テ屆出人員ノ二分ノ一ニ達セサル
　　トキ

課稅標準ノ課稅最低限以下ニ減シタル場合ニ於テモ仍其ノ割合ヲ以テ稅金ヲ徵收ス

第三十二條　第一條ニ揭クル營業者ハ貨物ノ仕入、賣上、受入、貸付、廻送從業者ノ人員及營業ニ關スル金錢ノ出納ヲ明ニスル爲帳簿ヲ備ヘ營業上一切ノ事實ヲ記載スヘシ

第三十三條　收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿、物件ヲ檢查シ又ハ營業者ニ尋問スルコトヲ得

第三十四條　第十三條ノ屆出ヲ爲サス若ハ虛僞ノ屆出ヲ爲シ又ハ故意ヲ以テ第三十二條ノ帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ虛僞ノ記載ヲ爲シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス其ノ脫稅シタル者ハ脫稅金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十五條　此ノ稅法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪、減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キス

第三十六條　府縣ハ此ノ稅法ニ依リ納稅義務ヲ有スル營業者ノ營業ニ對シ本稅十分ノ二以內ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得此ノ附加稅ノ外府縣稅又ハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス

附　則

第三十七條　此ノ稅法ハ明治三十年一月一日ヨリ施行ス

第三十八條　明治二十九年度ニ屬スル府縣稅又ハ地方稅ハ第三十六條ノ規定ニ依ルノ限ニ在ラス

明治二十九年度ニ屬スル府縣稅又ハ地方稅ノ賦課ヲ受ケタル業體ニ對スル此ノ稅法ノ營業稅ハ明治三十年ニ限リ年額四分ノ三ヲ徵收ス

第三十九條　第二十條五月ノ納期ハ明治三十年ニ限リ七月トス

第四十條　第十五條第二項但書ノ規程ハ此ノ法律施行地ト此ノ法律ヲ施行セサル地トニ涉リ店舖其ノ他ノ營業場數箇所アル場合ニ之ヲ準用ス（明治三十二年三月法律第三十二號ヲ以テ本條追加）

明治二十九年三月營業稅法の創設に伴ひ其の施行上の標準を定むる爲め、同年七月勅令第二百六十九號を以て營業稅法施行規則を制定せしが、右規則は後明治三十五年十月（勅令第二百二十號）及同三十六年五月（勅令第九十九號）に於て夫々其の一部を改正せられ、以て日露戰役開始の時に至れり。今此等の改正を經たる同規則の全文を示せば左の如し。

營業稅法施行規則（明治二十九年七月二十一日勅令第二百六十九號）

第一條　營業稅法第一條ノ營業ヲ爲ス者ニシテ同法第二條以下ノ規程ニ依リ營業稅ヲ課セラルヘキ者ハ其ノ店舖其ノ他ノ營業場所在地ノ稅務署ニ同法第十三條ノ屆出ヲ爲スヘシ但シ同法第十五條第二項末段ノ場合ニ於テハ其ノ主タル店舖其ノ他ノ營業場所在地ノ稅務署ニ屆出ヘシ（明治三十五年十月勅令第二百二十號ヲ以テ本條中改正）

左ニ揭クル者ハ同法第十三條第一項但書ニ依リ開業後十日以內ニ稅務署ニ新規開業ノ屆出ヲ爲スヘシ

一　新ニ同法第一條ノ營業ヲ開始スル者

二　同法第十五條第二項末段ノ場合ニ該當セサル者ニシテ新ニ店舖其ノ他ノ營業場ヲ增設

スル者

三　新ニ營業ノ種類ヲ增加スル者

第二條　同一人ニシテ數種ノ營業ヲ爲ストキハ店舖其ノ他ノ營業場ノ同一ナルト否トヲ問ハス營業ノ種類竝ニ各店舖其ノ他ノ營業場毎ニ區分シテ營業稅法第十二條ノ課稅標準ヲ計算スヘシ但シ課稅標準トナルヘキモノヲ數種ノ營業ニ共通シテ使用スル場合ニ於テハ稅率ノ最重キ營業稅率等シキハ其ノ重ナル營業ノ一方ニ其ノ課稅標準ヲ計算スヘシ

第三條　同一人ニシテ數箇ノ店舖其ノ他ノ營業場ニ於テ同種ノ營業ヲ爲ストキハ各店舖其ノ他ノ營業場毎ニ營業稅法第十二條ノ課稅標準ヲ計算スヘシ

第四條　營業稅法第十五條第二項末段ニ依リ數箇ノ店舖其ノ他ノ營業場ヲ合セテ營業稅ヲ課セラルヘキ場合ニ於テハ總テノ店舖其ノ他ノ營業場ヲ通シテ同法第十二條ノ課稅標準ヲ計算スヘシ

第五條　株式會社ニ於テ課稅標準トナスヘキ資本金額ハ前年中ノ各月末ニ於ケル拂込株式金額及名義ノ何タルヲ問ハス各種ノ積立金額其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資產金額トシ月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス但シ保險會社ニ於ケル保險責任準備金ハ之ヲ除算ス（明治三十五年十月勅令第二百二十號ヲ以テ本條中改正）

第六條ノ一　合資會社ニ於テ課稅標準トナスヘキ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル出資金額及名義ノ何タルヲ問ハス各種ノ積立金額其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資產金額トシ月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス（明治三十五年十月勅令第二百二十號ヲ以テ本條追加）

第六條ノ二　株式合資會社ニ於テ課稅標準トナスヘキ資本金額ハ前年中ノ各月末ニ於ケル出資金額、拂込株式金額及名義ノ何タルヲ問ハス各種ノ積立金額其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資產金額トシ月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス但書追加）

第七條ノ一　合名會社ニ於テ課稅標準トナスヘキ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル總社員ノ出資金額及名義ノ何タルヲ問ハス各種ノ積立金額其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資產金額トシ月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス（明治三十五年十月勅令第二百二十號ヲ以テ本條中改正）

第七條ノ二　株式會社、合資會社、株式合資會社又ハ合名會社ニ於テ營業稅法第一條ニ揭クル營業ト同條ニ揭ケサル營業トヲ兼營スルトキハ前四條ニ依リ算定シタル資本金額中ヨリ營業稅法第一條ニ揭ケサル營業ニ對スル見積資本金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅標準ト爲スヘキ資本金額トス（明治三十五年十月勅令第二百二十號ヲ以テ本條追加）

第八條　一個人ニ於テ課稅標準トナスヘキ資本金額ハ他ヨリ借入レタルト否トヲ問ハス前年中各月末ニ於ケル固定資本及運轉資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

前項固定資本ハ直接ニ營業ノ用ニ供スル土地、建物、築造物、船舶、諸器具、器械ノ價格ヲ計算ス其ノ價格ハ時價相當ノ見積金額ニ依ル

第九條　課稅標準額ヲ豫算スルトキハ屆出當時ノ實況ニ依リ尚ホ過去將來ノ形情ヲ斟酌シテ之ヲ算出スヘシ

第十條　（明治三十五年十月勅令第二百二十號ヲ以テ本條削除）

第十一條　營業稅法第十八條第二項ノ場合ニ於テ借地料借家料ヲ支拂フニ金錢ニアラサル物

品ヲ以テスルトキハ其ノ物品ノ時價ニ依リ之ヲ定ムヘシ

營業者借地ニ於テ自己ノ建物ヲ所有スルトキハ其ノ土地ハ營業稅法第十八條第二項ニ依リ建物ハ同條第三項ニ依リ其ノ賃貸價格ヲ計算スヘシ

營業者借家中ニ於テ其ノ建物ノ一部分ヲ所有スルトキハ自己所有ノ部分ハ營業稅法第十八條第三項ニ依リ其ノ建物賃貸價格ヲ計算スヘシ但シ營業主ト同一戶籍內ニ在リ建物中雜作全部ヲ借主ニ於テ所有スルトキ亦同シ

第十二條　從業者ハ營業主ヲ始メ店舖其ノ他ノ營業場ニ居住スルト否ト使役ノ常時タルト臨時タルトヲ問ハス總テ直接ニ營業ニ從事スル者ヲ計算スヘシ但シ營業主ト同一戶籍內ニ在ル者ハ計算セス

第十三條　相續讓渡其ノ他原因ノ何タルヲ問ハス營業ヲ繼續スル者ハ其ノ繼續後十日以內ニ稅務署ニ其ノ旨ヲ屆出ヘシ（明治三十五年十月勅令第二百二十號ヲ以テ本條中改正）

第十四條　營業者住所氏名ヲ變更シ又ハ店舖其ノ他ノ營業場ヲ移轉シタルトキハ十日以內ニ稅務署ニ其ノ旨ヲ屆出ヘシ其ノ移轉他ノ管轄地方ニ涉ルトキハ移轉先ノ稅務署ニ屆出ヘシ（同上）

第十五條　營業稅法第十五條第二項末段ニ該當スル場合ニシテ店舖其ノ他ノ營業場ヲ增設シタル者ハ其ノ增設後十日以內ニ其ノ旨ヲ稅務署ニ屆出ヘシ（同上）

第十六條　納稅義務アル營業者第一條ノ屆出ヲ爲ササルトキ又ハ其ノ屆出タル課稅標準ヲ不相當ト認ムルトキハ稅務署長ハ營業稅法第十六條ノ算定方法ニ依リ其ノ課稅標準ヲ算定スヘシ（明治三十五年十月勅令第二百二十號及同三十六年五月勅令第九十九號ヲ以テ改正）

第十七條　稅務署長前條ニ依リ課稅標準ヲ算定シタルトキハ之ヲ營業者ニ通知スヘシ（同上）

前項ノ通知ヲ受ケタル營業者ハ稅務署ニ申出テ其ノ算定ノ說明ヲ求ムルコトヲ得

第十八條　前條ノ算定ニ對シ異議アル者審查ヲ求メントスルトキハ其ノ理由ヲ詳記シ營業稅法第二十七條ノ期限內ニ稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ申出ヘシ（同上）

第十九條　稅務監督局長課稅標準審查ノ請求ヲ受ケタルトキハ營業稅審查委員會ノ諮問ヲ經テ課稅標準ヲ決定シ之ヲ營業者ニ通知スヘシ（同上）

前項ノ場合ニ於テハ第十七條第二項ヲ準用ス

第二十條　審查委員ノ定數ハ五人トス（明治三十六年五月勅令第九十九號ヲ以テ本條中改正）

第二十一條　審查委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク（明治三十五年十月勅令第二百二十號及同三十六年五月勅令第九十九號ヲ以テ改正）

第二十二條　審查委員會ハ每年最初ノ開會ノ時ニ於テ審查委員中ヨリ會長ヲ選擧スヘシ（明治三十五年十月勅令第二百二十號ヲ以テ本條改正）

第二十三條　審查委員會ノ會長出席セサルトキハ出席シタル審查委員中ノ年長者之ヲ代理スヘシ（同上）

第二十四條　審查委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス（同上）

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第二十五條　審查委員ハ自己又ハ自己カ代表スル會社ノ課稅標準ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス（同上）

第二十六條　營業者ヨリ營業稅法第二十九條ノ申出アリタルトキハ稅務署ハ課稅標準額算定ノ方法ニ依リ其ノ年營業ノ實況ヲ調査シ同法第三十一條第一號又ハ同條第二號ニ該當スルトキハ其ノ課稅標準額ノ全部ヲ改算スヘシ

第二十七條　營業者店舖其ノ他ノ營業場外ニ居住シ又ハ旅行シ店舖其ノ他ノ營業場ニ不在ナルトキハ營業稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲ニ納稅管理人ヲ定メ稅務署ニ屆出ヘシ（明治三十五年十月勅令第二百二十號ヲ以テ本條中改正）

第二十八條　營業稅法第三十三條ニ依リ收稅官吏營業ニ關スル帳簿物件ヲ檢查スルトキハ稅務署ノ檢查章ヲ其ノ營業者ニ示スヘシ（同上）

附　則

第二十九條　營業稅法第二十一條第二項但書ニ該當スル營業者ハ同法第十三條ノ屆書ニ要スル事項ヲ詳記シタル書類ヲ添ヘ明治三十年一月三十一日迄ニ地方長官ニ其ノ開業年月日ヲ屆出ヘシ

尙營業稅の創設に當りては、政府は本稅の如きは其の調査甚だ複雜にして之が取扱區々に流れ易く、隨て彼此公平を缺き紛議を釀すの虞あるを以て、豫め其の取扱上盡一を圖るの必要を認め、明治二十九年七月大藏大臣は各稅務管理局に對して左の如き內訓を發したり。

營業稅法施行上取扱方（明治二十九年七月三十一日）

第一條　營業稅法ニ於ケル營業ノ種類ハ稅法第一條ニ揭ケタル區分ニ依リ類別スルモノトス但稅法第二十二條ニ於テ同一ノ營業ト稱スルハ營業ノ種類ニ依ラス營業實體ノ符合スルモノニ限ル

第二條　各種營業ノ類別ハ名義ノ如何ニ拘ハラス其性質ニ依テ判定スヘシ性質不明ナルモノハ其重ナル點ニ就キ之ヲ判定シ仍ホ其類別ニ入ラサルモノハ强テ類推スルヲ要セス

第三條　各種ノ營業稅ヲ課スルニハ店舖其他ノ設備アルモノニ止メ一定ノ場所ヲ有セスシテ隨時業務ヲ行フモノノ如キハ課稅ノ範圍外トシテ取扱フヘシ

第四條　農業漁業其他ノ採集業ニシテ其就業區域內又ハ市場ニ於テ收獲品又ハ製造品ヲ販賣スルモノノ如キハ營業稅ヲ課スヘキモノニアラス但別個ノ賣場ヲ設ケタルモノハ物品販賣業トナシ又ハ製造ノ爲メ一定ノ築造物等ヲ有シ相當ノ設備ヲ爲シタルモノハ製造業ト爲スヘシ

第五條　小賣店ヲ開キ物品販賣ヲ爲スモノノ其同一建物內又ハ附屬建物內ニ於テ物品ノ製作ヲナスモ獨立ノ製造場ト認メ難キモノハ渾テ物品販賣業トシテ取扱フヘシ

第六條　公ナル營業場ヲ設ケ物件ノ賣買貸借男女ノ雇傭就業負債ノ督促取立等他人ノ依賴ニ應シ媒介取次用辨ヲ爲スノ類ヲ周旋業トシ代理店其他ノ名義ヲ以テ他人ノ商取引ヲ代理スルモノヲ代辨業トナシ取引所其他ノ場所ニ於テ他人間ノ商取引ヲ媒介スルモノヲ仲買業トス

第七條　資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル現在價額ヲ合計シ其月數ヲ以テ之ヲ除シ其平均額ヲ求ム

第八條　會社ノ積立金額其他積立金ノ性質ヲ有スル資金金額ハ大約左ノ種類ヲ含ム

一　積立金又ハ準備金ノ名稱ヲ付スルモノ

二　積立金又ハ準備金ノ固定資本ニ變シタルモノ

三　營業費其他何等ノ名義ヲ用フルニ拘ハラス營業上ノ利益ト認ムヘキ收入ヲ支辨シタル固定資本

四　繰越金其他ノ名義ヲ以テ益金ノ割賦殘額ヲ翌年度ニ繰入ルルモノ

第九條　營業上直接ニ必要ナリト認ムヘキ營業費ハ大凡ソ物品ノ仕入保存費雇人給料職工勞役者ノ賃銀運搬荷造費營業用建物賃貸價格固定資本ノ維持修理費營業主及ヒ其家族ノ營業ニ從事スル者ノ給料ニ相當

スルモノ其他業體ニ從ヒ營業ヲ爲ス爲メニ支出ヲ要スルモノヲ以テ目安トスヘシ

第十條　建物賃貸價格ハ一年ニ滿タサルトキハ前年中ニ於テ實際使用シタル各月ノ賃貸價格ヲ合計シ之ニ十二箇月ヲ乘シ前年中使用ノ月數ヲ以テ除シタルモノヲ平均額トス

第十一條　建物賃貸價格ヲ不當ト認ムヘキ場合大約左ノ如シ

一　賃貸契約ヲ以テ定メタル借料普通ノ價格以下ニシテ其理由判明ナラス申告以外ニ報償ヲ受クルノ疑アルトキ

二　故ラニ金錢外時價ノ低キ物品ヲ以テ仕拂ノ契約ヲ爲シ價格ヲ低クスルノ疑アルトキ

三　照準トナシタル借家又ハ借地ヲ不當ナリト認ムルトキ

四　土地家屋ノ時價不當ナリト認ムルトキ

第十二條　從業者中職工ハ職人工女ノ類ニシテ專ラ製作ノ勞ニ服スルモノ勞役者ハ一般ノ力役ニ服スルモノトス

第十三條　營業主ニ於テ勞力ノ必要アルニ際シ勞力請負者ヨリ供給シタル勞力者ノ如キ個人ノ關係ナク單ニ勞力ノ量ヲ使用スルニ止マルモノ又ハ船車等ヲ雇入ルルトキ其船車等ニ附屬スル勞力者ノ數ハ從業者ニ包含セス

第十四條　同一人ニシテ數種ノ營業ヲ爲シ營業稅ノ課稅ヲ受ケサル營業ヲ兼ヌル場合ニ於テ課稅標準共通ニシテ區別シ難キトキハ其課稅ヲ爲スヘキ營業ノ分ニ計算スヘシ

第十五條　同一人ニシテ數箇所ノ店舖其他ノ營業場ニ於テ同一ノ營業ヲ爲スモノ營業稅法ノ施行セラレサル地方ニ店舖其他ノ營業場ヲ有シ資本ヲ區分セサルトキハ其資本金額ハ總額ニ就テ計算スヘシ

第十六條　稅法第二十二條ノ場合ニ於テハ豫算ニ依リ一箇年ノ營業稅額ヲ算定シ之ニ營業ノ月數ヲ乘シ十二分シテ得タル金額ヲ以テ課稅額ヲ定ムヘシ

前項稅金ハ之ヲ二分シ各納期ニ於テ之ヲ徵收スヘシ開業ノ納期後ニ在ルモノハ其際之ヲ徵收スルモノトス

第十七條　營業者廢業ノ申告アルトキハ其年ノ營業稅ニ營業ノ月數ヲ乘シ十二分シテ得タル金額ヲ以テ其年ノ課稅額ヲ定ムヘシ

前項稅金ハ直ニ之ヲ徵收スヘシ但既納ノ稅金アルトキハ差繼計算スルモノトス

第十八條　營業者其他ノ管轄地方ニ移轉スルモノアルトキハ前官廳ハ後ノ官廳ニ其營業者ニ關スル事務引繼ヲ爲シ徵稅上缺漏ナキコトニ注意スヘシ

第十九條　營業者數個ノ營業場ヲ有シ其管轄地方ヲ異ニスル場合ニ於テ稅法第十五條末段ニ該當スルトキハ其重ナル營業場所在地ニ於テ營業稅ノ賦課徵收ヲ爲スヘキカ故ニ其他ノ營業場所在地ノ官廳ハ常ニ營業上視察シタル事項ヲ重ナル營業場所在地ノ官廳ニ通報スヘシ

第二款　日露戰時の所得稅

第一項　第一次非常特別稅の徵收

明治三十七年日露戰役開始せらるるや、政府は之に要する經費を支辨する爲め、同年四月法律第三號を以て非常特別稅法を公布し、各種租稅の增徵又は新設を行ふ所ありしが、其の中營業稅に對しては一率に營業稅法に依て稅額の十分の七を增徵することと爲し、右增徵は之を明治三十七年分より適用することとしたり。蓋し營業稅の性質たる、其の賦課は商工業者の全般に亙り、其の收入確實にして且漸次增加の傾向あるものなるが故に、當時國家非常の場合に際し必要の資源を得んが爲には本稅の增徵は地租及所得稅の增徵と共に最も適當且重要なるものとせられしなり。而して政府は此の增徵に依り明治三十七年度に於て五百三萬六千百九十八圓の增收を得んことを豫定せしが、實

際に於ては其の增收額は更に增加して五百三十萬七千六百三十八圓に達したり。之れ卽ち經濟界不振の結果小資本家の廢業·倒產·業務縮小等のことありしに拘らず、他方に於て大資本家の增資·建物賃貸價格の更訂·時運の進步に伴ふ新規納稅者の增加等に因り、各課稅標準に於て差引增加を見たるに基くものに外ならず。

第二項　第二次非常特別稅の徵收

整明治三十八年一月に至り政府は法律第一號を以て非常特別稅法を改正し、更に第二次の租稅增徵を行ひしが、營業稅は此の結果三十八年分より更に本稅の十分の八を增徵せらるることとなり、第一次增徵の分と合して本稅の十五割の增徵となれり。抑營業稅は第一次增徵に於て本稅の七割を課せられ、其の負擔旣に輕からざるものありしにも拘らず、今又更に八割の增徵を課せらるるに至りし所以のものは、蓋し軍事費支辨の目的を以てする增徵の計畫は、收入の確實なることに重きを置かざるべからざる以上、直接稅に於て比較的多額の增徵を行ふは已むを得ざる所にして、特に營業稅に在りては其の課稅すべき營業は其の種類を限定せられ、且課稅の最低限度を存するを以て、各種の業體を通じて多少の餘力あるを常とし、殊に其の課稅標準たる賣上金額·資本金額·請負金額·報償金額·建物賃貸價格·從業者數等は、總て營業の盛衰に伴ひ增減すべきものにして、結局第一次の增徵以後に於ても、尙幾分納稅の負擔に堪ふべき餘地を存するの狀態なりと認めしに因るものなり。斯くて政府は右第二次の增徵に依り、明治三十八年度以降に於て毎年度增收すべき豫定額を五百八十萬九千七圓と爲し、第一次增稅に依る分と合して、千八十九萬二千二十三圓の增收を得るの豫算を立てしが、實

際に於ては其の增收額は尙增加して、三十八年度に於ては千百六十一萬六千三百八十九圓、三十九年度に於ては千二百十八萬三千四百九十三圓に達したり。今第一第二の兩次に於て增徵せられたる營業稅率を一括表示すれば左の如し。

業名	課稅標準	定率	第一次增徵（七割）	第二次增徵（八割）	定率增徵合計
物品販賣業	賣上金額	（卸賣萬分の五 （小賣萬分の十五	卸賣萬分の三箇半 小賣萬分の十箇半	卸賣萬分の四 小賣萬分の十二	卸賣萬分の十二箇半 小賣萬分の三十七箇半
	資本金額	千分の二	千分の一箇四	千分の一箇六	千分の五
	建物賃貸價格	千分の四十	千分の二十八	千分の三十二	千分の百
	從業者一人毎に	金一圓	金七十錢	金八十錢	金二圓五十錢
銀行業、保險業、金錢貸付業、物品貸付業	資本金額	千分の二	千分の一箇四	千分の一箇六	千分の五
	建物賃貸價格	千分の四十	千分の二十八	千分の三十二	千分の百
	從業者一人毎に	金一圓	金七十錢	金八十錢	金二圓五十錢
倉庫業	資本金額	千分の二	千分の一箇四	千分の一箇六	千分の五
	建物賃貸價格	千分の二十	千分の十四	千分の十六	千分の五十
	從業者一人毎に	金一圓	金七十錢	金八十錢	金二圓五十錢
製造業、印刷業、寫眞業	資本金額	千分の一箇半	千分の一箇〇五	千分の一箇二	千分の三箇七五
	建物賃貸價格	千分の四十	千分の二十八	千分の三十二	千分の百
	從業者一人毎に	金一圓	金七十錢	金八十錢	金二圓五十錢
	從業者の中職工勞役者一人毎に	金三十錢	金二十一錢	金二十四錢	金七十五錢

運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業	資本金額	千分の二半 千分の一箇七五 千分の二 千分の六箇二五
	從業者一人毎に	金一圓　金七十錢　金八十錢　金二圓五十錢
鐵道業	收入金額	千分の十 千分の七 千分の八 千分の二十五
	從業者一人毎に	金一圓　金七十錢　金八十錢　金二圓五十錢
土木請負業 勞力請負業	請負金額	千分の二 千分の一箇四 千分の一箇六 千分の五
	從業者一人毎に	金一圓　金七十錢　金八十錢　金二圓五十錢
席貸業、料理店業	建物賃貸價格	千分の六十 千分の四十二 千分の四十八 千分の百五十
	從業者一人毎に	金一圓　金七十錢　金八十錢　金二圓五十錢
旅人宿業	建物賃貸價格	千分の四十 千分の二十八 千分の三十二 千分の百
	從業者一人毎に	金一圓　金七十錢　金八十錢　金二圓五十錢
公なる周旋業、代辨業、仲立業、仲買業	報償金額	千分の十五 千分の十箇半 千分の十二 千分の三十七箇半
	從業者一人毎に	金一圓　金七十錢　金八十錢　金二圓五十錢

第三款　日露戰後の營業稅

第一項　營業稅の整理

第一目　稅法審查委員會の調查

既述の如く政府は日露戰役に際し前後二回に亙りて非常特別稅を課せしを以て、戰役終結後に於て各種租稅に亙りて整理を行はんことを期し、明治三十九年四月大藏省に稅法審查委員會を設置し大藏部內の官吏を委員に任命して稅制整理の調查を行はしむることと爲せしが、調查會は營業稅に就ては營業種目·課稅標準·稅率其の他の點に就き調查を遂げたる末、之が整理案を作成したり。今左に調查の經過を概說すべし。

第一　營業種目の改正

營業稅を課すべき營業種目の改正に關しては、稅法審查委員會は左の如く決定したり。

（一）　新に信託業に課稅すること。

信託業は最近の發達に係り未だ繁盛の域に達せずと雖も、漸次進步發達の傾向あるのみならず其の業體は銀行業及保險業と同樣重要の地位を占むるものなるを以て、新に國稅種目に編入して課稅するを相當と認めたり。而して之を周旋業·代辨業·仲立業·仲買業·請負業等と區別する爲め、營業稅を課すべき信託業の意義を限定して、他人の信託に依り自己の名を以て財產の管理處分を爲すを業とするものと爲したり。

（二）　船渠業を削除し、他の營業種目に依り課稅すること。

船渠なる設備は船舶の修繕及水陸運輸の接續の二者何れかの目的の爲に使用せらるるものなるが、前者の場合に在りては營業稅法第四條第二項の規定に依り製造業として課稅するを得べ

く、又後者の場合に在りては貨物陸揚場業として課稅することを得べく、何れにするも船渠業なる獨立の業體を認むるの必要なきのみならず、他方に於て船舶の製造を爲す者は、船舶の修繕を爲す爲に船渠を有するを常とするが故に、船渠業なる業體を認むるときは、船舶製造業に對して重複課稅となるの虞あり、更に又船架に依る船舶修繕業は文理解釋上船渠業と云ふを得ずして製造業として課稅せざるべからざるが故に、同一目的を有する業體の間に稅率の不公平を生ずるに至る。故に寧ろ船渠業なる獨立の業名を廢して、之を製造業又は貨物陸揚場業として課稅するを可とすと決したり。

（三）土木請負業と勞力請負業とを合併すること。

此の兩者を區別するは、舊商法の作業又は勞務の請負なる區別に依りしものの如くなるも、營業稅を課すべき業體は、必ずしも商法に從ひて土木又は勞力の請負に限定するの必要なきを以て此の兩者を合して單に請負業と改稱することに決したり。右改正の結果として洗濯業も之を請負業に編入するを至當と認め之を製造業より除却したり。

第二　課稅標準の改正

各種業體に適用すべき課稅標準の審査は最も重要なる事項なるを以て、稅法審査委員會は各種の方向に亙りて此の問題を審議し、結局左記の如き改正事項を決議したり。

（一）建物賃貸價格は總て評價價格に依らしむること。

營業稅法に依れば、借家の場合に於ては借家料の高下を問はず其の借料を以て賃貸價格とし、借家に非ざる場合に於て近傍に照準すべき借家無きときは、時價を以て賃貸價格を算定するの規定なるが故に、借料に依る場合と時價算定に依る場合とに依りて甚だしき不權衡を生ずるを常とせり。然れども又賃貸價格は常に時價に比準するものに非ざるを以て、時價算定の方法のみに依りて賃貸價格を定むるも亦不可なり。是を以て委員會は賃貸價格の算定方法は、總て土地・家屋の借料に相當する見積價格即ち評價價格に依るを相當なりと認め、且其の賃貸價格は貸主が公課・修繕費・保險料其の他土地又は建物の維持に必要なる經費を負擔する條件を以て、之を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき金額を謂ふものと定めたり。

（二）直接營業に從事する家族を從業者に算入すること。

家族と雖も營業に從事する以上は營業利潤に貢獻するは勿論にして、之を除算する理由なきのみならず、之を除算するが爲め、雇人を家族に編入して脫稅を圖るの弊を生ずるが故に、委員會は家族と雖も直接營業に從事する者は、從業者に加算するを相當と認めたり。

（三）十五歲未滿の從業者に對しては半額の稅率を課すること。

十五歲未滿の從業者は見習或は手傳と稱すべく、現在營業利潤に貢獻する所少きものなるを以て、此等の者に對しては營業主を除くの外、普通從業者の稅率の半額を課するを相當と認めたり。

（四）會社の資本金額に社債・借入金・預金を算入すること。

營業稅法に依れば、銀行業・保險業・製造業其の他資本金額を課稅標準とする營業の資本金額計算の方法は、會社營業と個人營業とに依り其の取扱を異にし、個人に於ては實際營業に運用せらるるものは、借入金たると否とを問はず總て之を包含するに反し、會社に於ては拂込株式金額又は出資金額又は出資金額及積立金の額に止まりて、社債・借入金・預金等は之を除外するの規定なり。

然るに會社に於ては常に此等の資金を利用するは勿論、殊に個人よりも信用厚きを以て、此等の資金を吸集利用するの便益個人よりも大にして、彼此權衡を失すること大なるのみならず、會社相互の間に於ても、此等の資金の有無多少に依り不公平を生ずるが故に、委員會は課稅の公平を保持する上に於て、此等の資金は總て會社の資本金額中に算入するを要するものと決したり。

（五）金錢貸付業及物品貸付業の課稅標準たる資本金額を運轉資本金額に限ること。

金錢貸付業若くは物品貸付業に於ける資本は、其の貸付くる金錢又は物品に止まり、貸付業者の使用する家屋倉庫の如き固定資本は貸付に直接の關係なきものなるが故に、委員會は此等の固定資本を除外し、課稅標準たる資本金額は之を運轉資本に限定するを當然と認めたり。但し物品貸付業に於ける物品が運轉資本なるや固定資本なるやは一概に論定し難きを以て、貸付物品の見積價格を以て運轉資本と看做すべき旨の明文を設くるの必要あるものとせり。

（六）寫眞業の課稅標準たる從業者は總て同一の稅率を課すること。

營業稅法は寫眞業の課稅標準たる從業者を職工勞役者と其の他の從業者とに區別せりと雖も、寫眞業に於ては職工勞役者と認むべき者なきが故に、委員會は寫眞業に於ては此等兩者を區別することなく、總て一般從業者として課稅標準と爲すを適當と認めたり。

（七）仲立業及問屋業の課稅標準中に、新に建物賃貸價格を加ふること。

仲立業及問屋業の課稅標準は報償金額及從業者の二なるが、委員會は此等の業體に在りては報償金額を精確に知ること頗る困難なるを以て、課稅標準中に更に建物賃貸價格を加へ、之に依りて其の收益を推定するを以て公平を得る所以なりと認めたり。蓋し此等の業體に在りては、商業繁盛なる地域に住み壯大なる店舖を構ふる者は、狹小の店舖を有し商業振はざる地域に營業する者に比して、遙に顧客を誘引するの力を有し、從つて收益も亦大なるものあればなり。而して右の中に周旋業及代理業を加へざる理由は、此等の業體に在りても、報償金額を精確に知ることの困難なるは同樣なりと雖も、仲立業及問屋業の如く、敢て店舖の位置設備等に依りて營業の盛衰を制せらるることなく、主として營業主の對人信用の如何に依りて收益の多少を制すべきものなるを以てなり。

（八）新に營業稅を課すべき信託業の課稅標準は仲立業と同一にすること。

第三　稅率の改正

營業稅の目的とする所は、營業收益に對して課稅するに在りと雖も、斯かる營業收益を正確に調査するは極めて困難とする所なるが故に、營業稅法に於ては、各種の營業に應じて其の收益を推定し得べき各種の外標を求めて之を課稅標準と爲し、以て課稅の公平を期したり。然れども各種營業に採用せられたる數個の課稅標準中に在りても、其の收益を推定すべき資料として重要のものと輕微のものとを存するは、固より當然の所なり。然るに日露開戰に當り非常特別稅を徵するや、匆卒の際深く調査するの遑なくして、各課稅標準に對して一律に其の十五割を增徵せしを以て、其の結果彼此の間に負擔の權衡を失するを免れざるものあるに至れり。玆に於てか稅法審査委員會は、斯かる不公平を除かんが爲め、主たる課稅標準には重く、從たる課稅標準には輕く負擔せしむるの要あるを認め稅率の改正を審議するに先ちて、左の如き方針を決定したり。

（一）物品販賣業に就ては、卸賣と小賣との稅率に差異を設くるの外、生活必要品及輸出品中主要に

して薄利なるものは、低率を適用するを相當とすとの見地より、物品を甲乙丙三種に區分し、甲（米・麥・石油・肥料）に對しては卸小賣共に低率を、乙（羽二重・生絲・綿絲・白木綿）に對しては、卸賣には低率を、小賣には中位の稅率を、丙（其の他の物品）に對しては高率を課すること。

（二）製造業に對しては、資本金額に重く、建物賃貸價格に輕く稅率を適用すること。

（三）印刷業は製造業と同樣と認めて、資本金額に重きを置くを可とし、寫眞業は其の課稅標準の間に輕重の區別を立てざるを可とすること。

（四）倉庫業に對しては、建物賃貸價格に最も重く、資本金額を次位に、從業者に最も輕く稅率を適用すること。

而して以上の如き方針に依りて稅率を改正せし結果、尙必要の稅額を得るに至らざる場合に於ては、更に左の如き方針に依りて定率を增加すべきことと定めたり。

（一）寫眞業・席貸業・旅人宿業・料理店業に就ては各課稅標準の稅率を增加すること。

（二）倉庫業に就ては主として資本金額及建物賃貸價格の稅率を增加すること。但し此の兩者の中に就ては、現行稅率に照し前者に輕く後者に重く稅率を適用するの方針なることは、前述の如し。

（三）其の他の營業に就ては、主として賣上金額・資本金額・請負金額・收入金額又は報償金額の稅率を增加すること。但し製造業に於ては現行稅率に照し、資本金額に重く建物賃貸價格に輕く稅率を適用するの方針なることは、前述の如し。

以上の如き方針に從ひ、稅法審査委員會は各營業種目に亙りて稅率を査按して、左表の如く之を決定したり。

業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額	甲種　米・麥・石油・肥料　（卸賣は萬分の十二、小賣は萬分の三十） 乙種　羽二重・生絲・綿絲・白木綿　（卸賣は萬分の十二、小賣は萬分の四十） 丙種　前二種に屬せざるもの　（卸賣は萬分の二十、小賣は萬分の五十）
銀行業	資本金額	千分の二
	建物賃貸價格	千分の七十五
	從業者	一人毎に金二圓
保險業	資本金額	千分の五
	建物賃貸價格	千分の七十五
	從業者	一人毎に金二圓
金錢貸付業 物品貸付業	運轉資本金額	千分の六半
	建物賃貸價格	千分の七十五
	從業者	一人毎に金二圓
	資本金額	千分の五半

製造業 印刷業	建物賃貸價格 從業者	千分の六十 一人毎に金二圓 一人毎に金五十錢	從業者の內職工勞役者
運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業	資本金額 從業者	千分の六半 一人毎に金二圓	
倉庫業	資本金額 建物賃貸價格 從業者	千分の二半 千分の八十 一人毎に金二圓	
鐵道業	收入金額 從業者	千分の二十五 一人毎に金二圓	
請負業	請負金額 從業者	千分の五 一人毎に金二圓	
寫眞業	資本金額 建物賃貸價格 從業者	千分の四 千分の八十 一人毎に金二圓	
席貸業 料理店業	建物賃貸價格 從業者	千分の百五十 一人毎に金二圓五十錢	

旅人宿業	建物賃貸價格 從業者	千分の百 一人毎に金二圓五十錢	
公なる周旋業 代辨業	報償金額 從業者	千分の五十 一人毎に金二圓	
仲立業 仲買業 信託業	報償金額 建物賃貸價格 從業者	千分の四十 千分の七十五 一人毎に金二圓	

第二目　稅法整理案審查會の審議

翌明治四十年三月に至り政府は整理の愼重を期するため更に官民の學識經驗者を以て稅法整理案審查會を設置し、前記稅法審查委員會の整理案を原案として、之に就き更に審議を遂げしめしが、審查會は審議の末原案に對し多少の修正を加へたり。今其の經過を略說すれば左の如し。

第一　營業種目

營業種目に就ては原案を總て是認したる上更に次の如き事項を追加したり。

（一）出版業にも課稅すること。

從來文書·圖畫の印刷を業とする者に對しては、印刷業として課稅するに拘らず、自ら出版して之を販賣する者に對して課稅することなかりしは、其の理由に乏しきを以て、審查會は之に對して

新に出版業なる業體を設けて課稅するを適當なりと認めたり。但し新聞紙法に依り新聞又は圖畫を出版する者は、特別なる法律の支配と行政の監督との下に立つものにして、普通の文書圖畫の出版と異るのみならず、營利事業と稱する能はざるを以て、課稅すべき出版業中より之を除きたり。

（二）　貸仕事に屬する行爲は之を請負業として課稅すること。

撚糸再整・穀物精白搗碎其の他貸仕事に屬する行爲は、主として勞力の提供に外ならざるを以て洗濯業と同じく之を請負業として課稅するを至當と認めたり。

（三）　仲買業を問屋業に、代辨業を代理業に、公なる周旋業を周旋業に、夫々改稱すること。

仲買業及代辨業は共に舊商法に於ける名稱にして、改正商法に於て之に相當するものは問屋業及代理業なり。新舊兩法に依り其の範圍に多少廣狹の差ありと雖も大同小異なるを以て、審査會は舊商法に依る曖昧なる名稱を存して疑義を招かんよりも、寧ろ改正商法の名稱に改むるを可なりと爲し、又右の如く改稱する以上公なる周旋業と云ふも蛇足の感あるを以て、單に周旋業と改むるを相當と認めたり。

第二　課稅標準

課稅標準に關しては、審査會は原案に對し左の如き修正を加へたる外は、總て之を是認したり。

（一）　會社の資本金額に社債・借入金・預金を算入するの原案を否認すること。

稅法審査委員會の整理原案に於ては、前揭の如く會社の社債・借入金・預金は之を會社の資本金額中に算入することと爲したるも、稅法整理案審査會は此の原案を全然否認したり。蓋し審査會に於ても、銀行業以外の會社の資本金額に社債・借入金を算入することに關しては格別異論なかりしと雖も、銀行業の資本金額計算方法に關して異論を生じ、反覆審議の末、遂に銀行業に於ては此等の資金を資本金額に算入せざることに決したるを以て、之と權衡を得しむる爲め銀行以外の會社にも之を及ぼすことと爲し、結局會社の資本金額に社債・借入金・預金を加算するの原案は全然之を否認することと爲したり。而して審査會が銀行業に就て原案の趣旨を不可なりと爲せし主なる理由は、銀行の預金を資本金額に算入するときは、銀行の負擔に激變を生じて財界の動搖を來すの虞あるのみならず、預金の吸收を妨げ資金の供給を害し、預金拂戻の準備を縮小せしむるの結果を來して、銀行營業の基礎を脆弱ならしむるに至るべく、又社債・借入金に課稅するときは、勸業銀行・興業銀行・拓殖銀行等の如く、主として社債に依りて營業する銀行は大なる影響を受け、延て此等の銀行より資金の供給を仰げる各種事業は、大に阻害せらるるに至るべしと云ふに在りたり。

（二）　建物賃貸價格は間接に營業に使用する土地・建物に就ても、之を營業用として計算すること。

營業稅法に依れば、營業者の所用に係る土地・家屋は、假令住居に供し、其の他直接に營業に使用せざるものと雖も、同一區域內に在る以上は總て營業用として、其の賃貸價格を課稅標準に算入せらるるの規定なり（第十八條第一項但書）。審査會は全く營業に關係なき土地建物の賃貸價格を課稅標準に算入するは不合理たるを免れずと雖も、住居用家屋と營業用家屋とを區別することは我國實際の狀況よりして不可能なるのみならず、事實上住居用家屋は營業收益に間接に貢獻するものと稱するを得べきが故に、直接・間接共に全く營業に使用せざるもののみを除外して、住居

用家屋の賃貸價格は之を課稅標準に合算するを至當と認めたり。

（三）出版業を新に課稅すべき業體中に追加したるを以て、其の課稅標準を定めて印刷業と同一とすること。

第三　稅率

稅率の改正に就ては審査會は大體に於て原案を是認せしも、左の數點に就て修正を加へたり。

（一）物品販賣業に於て乙種に棉花及紙を追加すること。

（二）會社の社債借入金預金を資本金に算入することを否認したる結果、銀行業及保險業に於て其の資本金額に對する稅率は從前通り千分の五と爲すこと。

（三）製造業を保護奬勵するの趣旨よりして製造業に於ける資本金額に對する稅率を千分の五に輕減すること。

（四）鐵道業に於ける收入金額に對する稅率を千分の二十五半と爲し、請負業に於ける請負金額に對する稅率を千分の五半と爲すこと。蓋し此等の業體に於ては其の從業者に對する稅率は何れも輕減せられしに拘らず、他の課稅標準たる收入金額又は請負金額に對する稅率に就ては何等の增率なきは、稅法審査委員會の採用したる稅率改正の方針と矛盾するものなりと認めしに因るものなり。

（五）出版業を課稅すべき業體中に追加せしを以て、其の稅率を定めて印刷業と同一と爲すこと。今營業稅の整理に依る稅額增減見込額に就き、稅法審査委員會案に依るものと稅法整理案審査會案とを比較對照すれば左の如し。

業名	四十年度豫算額	稅法審査委員會案 整理增減	稅法審査委員會案 整理見込額	稅法整理案審査會案 整理增減	稅法整理案審査會案 整理見込額
物品販賣業	八、四九三、六八四圓	減 三五、一八一圓	八、四五八、五〇三圓	減 三五、一八一圓	八、四五八、五〇三圓
銀行業	二、五二七、四〇三	減 九五、一四八	二、四三二、二五五	減 五四、九六四	二、四七二、四三九
保險業	一〇三、四一四	增 二、二二二	一〇五、六三六	減 五、六八七	九七、七二七
金錢貸付業	一、四七二、九七九	減 九三、三〇三	一、三七九、六七六	減 九三、三〇三	一、三七九、六七六
物品貸付業	四一、八七三	減 二三、〇五八	一八、八一五	減 二三、〇五八	一八、八一五
製造業	三、六一六、一一九	減 八五、三六五	三、三三〇、七五四	減 二八五、三二六	三、三三〇、七九三
運送業	七四七、九三〇	減 一一、九三五	七三五、九九五	減 一一、九三五	七三五、九九五
倉庫業	八三、四六九	增 六四三	八四、一一二	增 六四三	八四、一一二
運河業	二、八〇一	減 九八	二、八九九	增 九八	二、八九九
棧橋業	四、四八五	減 二八	四、四五七	增 二八	四、四五七
船舶碇繫場業	一四、六六三	增 七、九三五	二二、五九八	減 二六	二二、五九八
貨物陸揚場業	三五三	減 二六	三二七	減 三五、九六七	三二七
船渠業	三五、九六七	減 三五、九六七	—	減 四七九、九七〇	—
鐵道業	四八八、九一一	減 八、九四一	四八八、八五四	減 七五	四八八、八五四
請負業	二六八、七八二	減 八、九〇二	二五九、八八〇	增 一三、五二五	二八二、三〇七
印刷業	六四、八七八	減 九、二一四	五五、六六四	減 九、二一四	五五、六六四
出版業	—	—	—	增 一八、四一四	一八、四一四
寫眞業	一三、七四四	減 二〇五	一三、五三九	減 二〇五	一三、五三九
席貸業	六六、二三八	增 一	六六、二三九	增 一	六六、二三九
旅人宿業	二五八、七三八	增 二、〇九六	二六〇、八三四	增 二、〇九六	二六〇、八三四
料理店業	四九〇、二三九	增 三、九六六	四九四、二〇五	增 三、九六六	四九四、二〇五

扇風機業	八七、六四九圓	増	一七、八一九圓
代理業	四五、六五六	増	一三、一二〇
仲立業	一三五、一四八	増	二九、八四二
問屋業	五六一、八〇三	増	九八、二五一
信託業	—	増	一、二八〇
計	一九、六二六、九二六	減	二三〇、〇〇〇
扇風機業	一〇五、四六八圓	増	一七、八一九圓
代理業	五八、七七六	増	一三、一二〇
仲立業	一六四、九九〇	増	二九、八四二
問屋業	六六〇、〇五四	増	九八、二五一
信託業	一、二八〇	増	一、二八〇
計	一九、三九六、九二六	減	三四七、九六一

（備　考）稅法整理案審査會案に於ては、營業稅法第十八條第一項但書を『同一區域內ニ在ル住居用其ノ他ノ土地建物ニシテ間接ニ營業ニ使用スルモノハ營業用トシテ計算ス』と改正せしを以て、右改正に因る減少見込額は本表中に算入せり。

第三目　整理案の議會提出

稅法整理案審査會の審議修正を經たる營業稅整理案は、明治四十一年一月第二十四回帝國議會の開會と同時に、其の他の租稅整理諸案と共に衆議院に提出せられしが、衆議院は此等の租稅整理案立案の根本方針たる、租稅總額の範圍內に於て負擔の衡平を圖らんとする趣旨に對し反對を唱へ、斯かる負擔の輕減を伴はざる整理案は衆議院當初の希望に副はざるものとして、此等租稅整理に關する各種法律案を總て否決したり。

右の如く第二十四回帝國議會に提出したる營業稅整理案は、衆議院の否決する所となりて遂に成立するに至らざりしを以て、政府は更に調査研究を遂げたる上明治四十三年一月第二十六回帝國議會の開會と共に、第二次整理案を提出したり。右第二次營業稅整理案は大體に於て第一次整理案を踏襲せしものなりと雖も、尙二三の點に於て之に修正を加へたり。抑營業稅に關する第一次整理案立案の方針は、必ずしも稅額の輕減に在らずして、寧ろ課稅すべき營業種目及課稅標準の是正竝に稅率の權衡を圖るに在りしを以て、此の方針に依り作成せられたる整理案は、租稅の總額を動かさざる範圍內に於て彼此の權衡を計りたる結果、一方に減稅するものあると同時に他方に增稅するものを生じ、個々の營業に就て之を觀れば往々增稅の結果を免るべからざるものを存したり。然るに右の整理方針は議會の容るる所とならずして整理案は否決せられしを以て、第二次整理案の作成に當りては、政府は上述の不權衡を矯正せんことを期すると同時に、更に營業狀態と租稅負擔の實際とに稽へ、其の最も苦痛とする所を除去するの方針を以て、二三の營業種目に對する稅率に多少の減稅的整理を加ふることと爲したり。今右第二次整理案の第一次整理案と異る點を擧ぐれば左の如し。

第一　營業種目に關するもの

第一次整理案に於ては、穀物の精白搗碎業は、洗濯業と共に之を製造業より請負業に移せしも、第二次整理案に於ては前者は之を請負業に移さずして、從前通り製造業として課稅することとせしこと。

第二　稅率に關するもの

（一）　物品販賣業に於ける建物賃貸價格及賣上金額の稅率を低減すると同時に、甲種物品中に新に砂糖及鹽を追加せしこと。

（二）　其の他の各業に於ては、建物賃貸價格あるものに就ては其の稅率を、無きものに就ては資本金額收入金額請負金額又は報償金額の稅率を輕減せしこと。

右の如き稅率輕減の結果、各業の總體に就て之を觀れば負擔の增加を來すものは一も之れ無きこ

ととなれり。卽ち左表の如し。

業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額 建物賃貸價格	甲種　米・麥・石油・肥料・砂糖・鹽　〔卸賣は萬分の十二　小賣は萬分の二十五 乙種　羽二重・生絲・綿絲・白綿布・棉花・紙　〔卸賣は萬分の十二　小賣は萬分の三十五 丙種　前二種に屬せざる物品　〔卸賣は萬分の二十　小賣は萬分の四十五
從業者	千分の七十	
銀行業	資本金額	千分の五
保險業	建物賃貸價格	千分の七十
從業者	一人毎に金二圓	
金錢貸付業	資本金額	千分の六半
物品貸付業	建物賃貸價格	千分の七十
從業者	一人毎に金二圓	
製造業	資本金額	千分の五
從業者	建物賃貸價格	千分の五十五
從業者の中職工勞役者	一人毎に金二圓	
	一人毎に金五十錢	

業名	課稅標準	稅率
運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業	資本金額	千分の六
從業者	一人毎に金二圓	
倉庫業	資本金額	千分の二半
從業者	建物賃貸價格	千分の七十五
	一人毎に金二圓	
鐵道業	收入金額	千分の二十五
從業者	一人毎に金二圓	
請負業	請負金額	千分の五
從業者	一人毎に金二圓	
印刷出版業	資本金額	千分の五半
從業者	建物賃貸價格	千分の五十五
從業者の中職工勞役者	一人毎に金二圓	
	一人毎に金五十錢	
寫眞業	資本金額	千分の四
從業者	建物賃貸價格	千分の七十五
	一人毎に金二圓	
席貸業	建物賃貸價格	千分の百四十五

料理店業	從業者	一人毎に金二圓五十錢
旅人宿業	建物賃貸價格	千分の九十五
	從業者	一人毎に金二圓五十錢
周旋業	報償金額	千分の三十五
代理業	從業者	一人毎に金二圓
仲立業	報償金額	千分の三十
問屋業	建物賃貸價格	千分の七十
信託業	從業者	一人毎に金二圓

第四目　議會の修正及法律の公布

第二次整理案が第二十六回帝國議會に提出せらるるや、議會は之に對して大なる修正を加へたり。抑第二次整理案は前述の如く負擔の輕減に就ても相當意を用ひ、物品販賣業を始め數種の營業に對して、多少減稅的修正を加へたりと雖も、而も尙其の主眼とする所は負擔の公平を期するに在りしを以て、各業の總體に就て之を觀れば負擔增加の現象は之れ無しと雖も、個々の營業に就て之を觀れば必ずしも增稅の結果を生ぜざるを保せざりしなり。然るに衆議院は右の案を審議したる結果、各業體に於ける課稅標準及稅率の權衡を圖ることに關しては固より異議なしと雖も、負擔の公平を得しむるが爲に負擔の增加を來すものを生ずるが如きは國民の期待に反するものにして、絕對に避けざるべからずと爲し、絕對的輕減主義を採りて政府の提案に大修正を加へ、其の結果は如何なる業體、如何なる階級に對しても常に輕減の結果を生ぜしめんことを期したり。今其の要領を擧ぐれば左の如し。

第一　營業種目に關するもの

營業種目に關しては衆議院は總て原案を是認したり。

第二　課稅標準に關するもの

課稅標準に關しては、衆議院は絕對的輕減主義に從ひて原案に大修正を加へ、原案に於ける改正事項中僅に

（一）十五歲未滿の從業者に對して半額の稅率を課すること

（二）金錢貸付業及物品貸付業の課稅標準たる資本金額を運轉資本金額に限ること

（三）信託業には仲立業、出版業には印刷業と同一の課稅標準を適用すること

の三項のみを是認し、其の他の改正事項たる

（一）建物賃貸價格は總て評價價格に依らしむること

（二）同一區域內に在る住居用其の他の土地・建物にして、直接・間接共に全く營業に關係なきものは之を課稅標準に算入せざること

（三）直接營業に從事する家族は之を從業者に算入すること

（四）寫眞業の課稅標準たる從業者中、職工勞役者と其の他の從業者との區別を廢すること

（五）仲立業及問屋業の課稅標準中に建物賃貸價格を加ふること

の五項は總て之を否認したり。

第三　稅率に關するもの

（一）物品販賣業に於て、物品により稅率に甲・乙・丙三種の區別を設けんとする原案を否認し、唯單純に稅率を輕減したり。

（二）其の他の各業に於て稅率に多大の修正を加へたり。

第四　營業稅審査委員會に關するもの

以上の諸修正の外、衆議院は又營業稅審査委員會に關する規定に改正を加へたり。抑營業稅法の規定は、課稅の基礎たる課稅標準は納稅義務者をして申告せしむるを原則と爲し、其の申告を爲さざるとき又は其の申告を不相當と認むるときに限り、政府之を算定するものと爲せるが故に、營業者の申告に誠實を缺くものあるときは課稅上非常なる不公平を生じ、其の不公平を矯正せんとして政府之を算定するときは、政府と納稅者との間に意思の疏通を缺き、爲に徒らに徵稅上の手數を重ぬるのみならず、納稅者の感情を害し、課稅に對し一層の苦痛を增さしむるの弊無きにしも非ざりき。是を以て曩に稅法審査委員會が營業稅の整理を審議するに際し、營業稅に在りても所得稅に於けるが如く、稅務署毎に調査委員會を設置し、以て此の弊を除去すべしとの議ありしも、委員會は營業稅は所得稅と異り、主として表面に顯はれたる外標を課稅標準と爲し殊に前年の實蹟に依りて之を決定するものにして、所得稅の如く納稅者の祕密に立入ること少く、又豫算額を推算するの煩なきが故に、調査委員會の協力を俟つの必要少きのみならず、政府の決定に對し不服ある者は審査會の審査を請求し得るの方法備はれるを以て、營業稅法施行後十數年を經て官民共に其の施行に慣熟したる今日に於て、特に經費を投じて之を設置するの必要なしとして調査委員會設置の議を否決し、稅法整理案審査會亦此の決議を是認せしものなり。

然るに衆議院は、營業稅課稅標準算定に對する唯一の救濟機關たる營業稅審査委員會は、其の之を組織する委員少數なるのみならず、審査する地域は概ね數府縣に跨れるを以て、審査委員は他府縣は勿論、自己の屬する府縣內に於ける營業狀態をも充分に知悉するを得ざる結果、營業稅の審査は概して有名無實に終り、營業者の利益救濟機關としては不完全なるを免れざるを以て、審査會を稅務署毎に設置して、五名乃至七名の委員を以て之を組織し、以て其の目的に副はしむべしと爲し、此の趣旨に從ひて法案を修正したり。

貴族院は上述の衆議院修正案を異議なく可決せしを以て、營業稅法中改正法律案は明治四十三年四月法律第四十五號を以て左の如く公布せられ、營業稅に關する非常特別稅の整理は茲に一應其の終了を告ぐるに至れり。

法律第四十五號（明治四十三年四月六日）

營業稅法中左ノ通改正ス

第一條中「一船渠業」ニ「一土木請負業」ヲ「一勞力請負業」ニ「一請負業」ニ「一公ナル周旋業」ヲ「一周旋業」ニ「一代辨業」ヲ「一代理業」ニ「一仲買業」ヲ「一問屋業」ニ「一信託業」ヲ加フ

第三條中「資本金額」ヲ「運轉資本金額」ニ改ム

第四條中「器物、器械」ヲ「物品」ニ「染物、洗濯」ヲ「染物」ニ改ム

第七條中「印刷業、」ノ下ニ「出版業、」ヲ加ヘ「土木請負業、勞力請負業」ヲ「請負業」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

出版業ニシテ新聞紙法ニ依ルモノニハ營業稅ヲ課セス

第十條ノ二　營業稅ヲ課スヘキ周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ハ一箇年報償金額百圓以上ノ者トス

第十二條　營業稅ハ左ノ課稅標準及稅率ニ依リ每年之ヲ賦課ス

業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額	卸賣ハ萬分ノ十二 小賣ハ萬分ノ三十六
從業者	建物賃貸價格	千分ノ九十
一人毎ニ金二圓		
銀行保險業	資本金額	千分ノ五
從業者	建物賃貸價格	千分ノ九十
一人毎ニ金二圓		
金錢貸付業	運轉資本金額	千分ノ六半
物品貸付業	建物賃貸價格	千分ノ九十
從業者		
一人毎ニ金二圓		
製造業	資本金額	千分ノ三、七
印刷業	建物賃貸價格	千分ノ九十
出版業		
從業者		
一人毎ニ金二圓		

寫眞業	從業者ノ中職工勞役者	一人毎ニ金五十錢
運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業	資本金額	千分ノ六
從業者		一人毎ニ金二圓
倉庫業	資本金額	千分ノ五
從業者	建物賃貸價格	千分ノ四十五
		一人毎ニ金二圓
鐵道業	收入金額	千分ノ二十五
從業者		一人毎ニ金二圓
請負業	請負金額	千分ノ五
從業者		一人毎ニ金二圓
席貸料理店業	建物賃貸價格	千分ノ百三十五
從業者		一人毎ニ金二圓
旅人宿業	建物賃貸價格	千分ノ九十
從業者		一人毎ニ金二圓
周旋代理業	報償金額	千分ノ三十五
從業者		一人毎ニ金二圓

仲立業 問屋業 信託業	報償金額　千分ノ三十七半 從業者一人毎ニ金二圓

營業者ヲ除クノ外從業者中十五歲未滿ノ者ニ付テハ前項稅率ノ二分ノ一トス

第十五條中「土木請負業、勞力請負業」ヲ「請負業」ニ、「公ナル」周旋業、代辨業、仲立業、仲買業」ヲ「周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業」ニ改ム

第二十一條中「船渠業、」ヲ削リ「印刷業、」ノ下ニ「出版業、」ヲ加フ

第二十八條ノ二中「各稅務監督局」ヲ「各稅務署」ニ、「商業會議所代表者及」ヲ「五名乃至七名トシ」ニ改メ「審查委員ノ定數及」ヲ削ル

附　則

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中營業稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

今右營業稅法の改正に依る整理見込額を、明治四十三年度豫算額及第二次整理案（議會提出政府原案）に依る整理見込額と比較對照すれば左の如し。

業名	四十三年度豫算額	第二次整理案		確定案	
		整理見込額	整理增減	整理見込額	整理增減
物品販賣業	一一、二六六、三五八圓	一〇、七七九、二一三圓	減　四八七、一四五圓	一〇、一九五、四五八圓	減一、〇七〇、九〇〇圓
銀行業	三、一六五、八〇七	三、〇八五、〇二三	減　八〇、七八四	三、一二四、八一八	減　四〇、九八九
保險業	一三〇、四七九	一二〇、八四〇	減　九、六三九	一二五、九三六	減　四、五二三
金錢貸付業	一、九四〇、二二六	一、七一四、七七八	減二二五、四四八	一、七八五、四九五	減一五四、七三一
物品貸付業	六三、三九七	二九、九九八	減三三、三九九	三一、九九〇	減三一、四〇七
製造業	五、〇一三、一五二	四、七二二、七三五	減二九〇、四一七	四、五一七、〇九八	減五二七、二四二
運送業	一、一六三、一三九	一、〇八二、六三六	減八〇、五〇三	一、〇七九、八五一	減八三、二八八
倉庫業	一二八、七一八	一二二、一七六	減六、五四二	一二一、九一七	減六、八〇一
運河業	二、八三五	二、七一一	減一二四	二、七一一	減一二四
棧橋業	五、四五三	五、〇六五	減三八八	五、〇六五	減三八八
船渠業	三八、九八二	三七、九七二	減一、〇一〇	一二五、九三六	減一、〇一〇
船舶碇繫場業	一六、五七三	一五、八七九	減六九四	一五、八七九	減六九四
貨物陸揚場業	七七九	七一一	減六八	八、一一一	減六八
鐵道業	一〇二、九八二	一〇一、〇一六	減一、九六六	一〇一、〇一七	減一、九六六
請負業	六〇二、四六三	五九〇、三九五	減一二、〇六八	五八八、九九九	減一二、〇六八
印刷業	九三、〇九三	八一、三五六	減一一、七三七	八〇、五九五	減一一、七三七
出版業	—	二〇、一三一	增二〇、一三一	一七、三四八	增二〇、一三一
寫眞業	一九、六一九	一八、三一六	減一、三〇三	一七、六五九	減一、三〇三
席貸業	一〇一、五六三	九九、三二八	減二、二三五	一一、九三〇	減二、二三五
旅人宿業	三一四、四二八	三〇六、〇五〇	減八、三七八	四三、三七三	減八、三七八
料理店業	五九九、四六六	五九〇、二五五	減九、二一一	八二、一八七	減九、二一一
周旋業	一一三、九〇一	一〇三、九〇九	減九、九九二	一一、二〇二	減九、九九二
代理業	五一、八三八	四七、七六九	減四、〇六九	四、二三四	減四、〇六九
仲立業	二一一、三四三	二〇一、七三三	減九、六一〇	五、四一〇	減九、六一〇

問屋業	六七三、三一一	減	六〇四、六四五
信託業	—	增	一、〇四二
合計	二五、八一九、九〇五	減	二四、四八五、六八二
第六條但書改正に因る減	—	減	二五七、四一二
減少見込額百分の二引	五一六、三九八	減	四八四、五六五
差	二五、三〇三、五〇七	減	二三、七四三、七〇五
	六八、六六六	減	一三、八一六
	一、〇四二	增	九一九
	二三、七一四、五八四	減	二、一〇五、三二一
	四七四、二九一	減	四二、一〇七
	二三、二四〇、二九三	減	二、〇六三、二一四
	六五九、四九五	減	一、五五九、八〇二
	九一九	增	九一九
	二三、七一四、五八四	減	二、一〇五、三二一
	四七四、二九一	減	四二、一〇七
	二三、二四〇、二九三	減	二、〇六三、二一四

第五目　附屬法規の改正

營業稅法施行規則は明治二十九年の制定後、明治三十五・六兩年に於て夫々其の一部を改正せられしが、明治四十二年十月に至り更に其の一部を改正せられたり。蓋し從來の規定に依れば、法人銀行に在りては借入金・預金等は之を課稅標準に算定せざるに反し、個人銀行に在りては他より借入れたると否とを問はず、固定資本及運轉資本の總額を以て資本金額として課稅するものにして、均しく銀行業にして個人營業と會社組織との間に、大に負擔の權衡を失するものありたり。是を以て從來實際上の取扱に於ては、此等個人銀行の資本金額中より預金を除外し來りしが、斯くては法令の意に反するのみならず、地方に依りて其の取扱區々となるの虞あるを免れざるを以て、早晩法規の改正を行はざるべからざるの情勢に在りしなり。然るに既述の如く戰後租稅整理の立案に當り、法人銀行の借入金・預金を課稅標準に算入せんとするの意見は、稅法整理案審査會に於て採用せらるるに至らざりしを以て、玆に政府は營業稅法施行規則を改正して、課稅標準の算定方に關しては個人銀行を合名會社と同一に取扱ふことと爲せしなり。改正勅令の全文は左の如し。

勅令第二百三十四號（明治四十二年十月十五日）

營業稅法施行規則中左ノ通改正ス

第八條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ銀行業ニアリテハ第七條ノ一ノ規定ヲ準用ス

尋いで翌明治四十三年に至り前揭の如く營業稅法の改正行はれしを以て、右に伴ひ同年十二月勅令第四百五十一號を以て、更に營業稅法施行規則の一部を左の如く改正したり。

勅令第四百五十一號（明治四十三年十二月二十七日）

營業稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項但書ノ規定ニ依リ共通ノ課稅標準ヲ計算シタル營業ヲ廢シタルトキハ其ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ前項但書ノ規定ニ準シ其ノ課稅標準ヲ他ノ營業ニ計算スヘシ

第五條中「保險責任準備金」ヲ「保險責任準備金及保險支拂備金」ニ改ム

第六條ノ一及第七條ノ一中「出資金額」ヲ「出資金額、」ニ、「資產金額」ヲ「資產金額及借入金アルトキハ其ノ出資金額ヲ超過スル金額」ニ改ム

第八條ノ二　會社タルト個人タルトヲ問ハス金錢貸付業又ハ物品貸付業ノ課稅標準ト爲スヘキ運轉資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル貸付及貸付クヘキ金額又ハ貸付及貸付クヘキ物品ノ見積價格トシ月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

第十八條中「稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長」ヲ「稅務署長」ニ改ム

第十九條及第二十一條中「稅務監督局長」ヲ「稅務署長」ニ改ム

第二十條　削除

附　則

本令は明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

更に營業稅法の改正に伴ひて、營業稅法施行上取扱方に關する大藏大臣內訓にも改正を加ふるの必要を生ぜしを以て、同年十二月二十七日前記營業稅法施行規則の改正と同時に、左の如く之を改正したり。

明治二十九年七月三十一日營業稅法施行上取扱方內訓中左ノ通改正ス

第五條ノ二　物品販賣業ノ課稅標準タル賣上金額ハ同業者ニ對シ若ハ製造原料トシテ又ハ競爭契約ニ依リ賣渡シタルモノノ如キヲ卸賣トシ其ノ他ヲ小賣トシテ取扱フヘシ

第五條ノ三　新聞紙ノ販賣又ハ其ノ周旋取次ヲ業トスル者ハ物品販賣業周旋業又ハ代理業トシテ課稅スルノ限ニ在ラス

第五條ノ四　洗濯ヲ業トスル者、賃金ヲ得テ他人ノ穀物ヲ精白搗碎スル者ハ之ヲ請負業トシテ取扱フヘシ

第六條　文書圖畫ヲ印刷シ又ハ印刷セシメテ之ヲ發賣スルヲ業トスル者ヲ出版業トス

物件ノ賣買貸借、男女ノ雇傭就業、負債ノ督促取立等他人ノ依頼ニ應シ媒介、取次、用辨ヲ爲スノ類ヲ業トスル者ヲ周旋業トシ、使用人ニ非スシテ一定ノ商人ノ爲ニ平常其ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ヲ代理業トス

他人間ノ商行爲ノ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ヲ仲立業トシ、自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲ニ物品ヲ販賣又ハ買入ヲ爲スヲ業トスル者ヲ問屋業トシ、他人ノ信託ニ依リ自己ノ名ヲ以テ財產ノ管理處分ヲ爲スヲ業トスル者ヲ信託業トス

第八條ノ二　合名會社、合資會社及株式合資會社ノ資本金額ノ一部タル出資金額ハ現實ノ出資金額ニ依ルヘキモノナルモ現實ノ出資金額カ不明ナル場合ニ於テハ商法ノ規定ニ依リ登記シタル總出資價格ニ依ルヘキモノトス

第十條ノ二　店舖若ハ營業場ト同一區域內ニ在ル土地建物ニシテ營業者ノ所用ニ係ルモノト雖全ク營業ト關係ナキモノハ營業用トシテ其ノ建物賃貸價格ヲ計算スルノ限ニ在ラス

第十三條ノ二　祝祭、賣出其ノ他臨時多忙ノ際ニ於テ一時手傳等ノ名義ヲ以テ使用シタル者ノ如キハ從業者トシテ計算スルノ限ニ在ラス

第十三條ノ三　從業者ノ年齡ハ營業稅法第十六條ノ規定ニ從ヒ最多數ノトキニ依ルヘキモノナリト雖成ルヘク營業者ノ申告ニ依リ之ヲ計算スヘシ

第十五條　削除

第二項　輕便鐵道法の制定に伴ふ營業稅法の改正

營業稅法に依れば、私設鐵道法に依り運送の業を營む者に對しては、運送業として課稅せずして、鐵道業として課稅するの規定なるが、明治四十三年四月新に輕便鐵道法制定せられし結果、私設鐵道業中同法に據りて運送の業を營む者を生ずるに至りしも、斯かる者に對しては上述の如き規定の適用なきを以て、此等の業者は運送業として課稅せらるることとなり、爲に私設鐵道法に依る者よりも却て重き負擔を爲すの不公平を生じたり。是を以て第二十七回帝國議會に於て、衆議院は輕便鐵道法に依り運送の業を營む者をも、鐵道業として課稅することに營業稅法を改正するの法律案を提出せしが、此の案は議會の協贊を經て明治四十四年三月法律第三十九號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十九號（明治四十四年三月二十八日）

營業稅法中左ノ通改正ス

第五條ノ二中「私設鐵道法」ノ下ニ「及輕便鐵道法」ヲ加フ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前私設鐵道法ニ依ル鐵道ニシテ輕便鐵道法附則ニ依リ輕便鐵道ニ指定セラレタルモノニ對シテハ其ノ指定ノ日ヨリ本法ヲ適用ス

第四款　大正初期の營業稅

第一項　臨時制度整理局の營業稅整理案

營業稅に關する非常特別稅の整理は、明治四十三年四月營業稅法の改正に依り一應其の終了を告げしが、右整理に際しては既述の如く政府提出原案が重きを負擔の輕減よりも負擔の公平に置きたるに反し、帝國議會は負擔の公平よりも負擔の輕減を以て急務なりとして政府原案に修正を加へ、殆ど總ての課稅標準に亙りて略ぼ均一の割合を以て稅率の輕減を行ひたり。是を以て右修正の結果は租稅負擔額に於ては政府原案に比して輕減せられしと雖も、負擔均衡の點に至りては寧ろ甚しく公平を失するに至れり。斯くて政府は翌明治四十四年十二月に至り內閣に臨時制度整理局を設置し同局をして行政及財政整理に關する調査と同時に、更に一般稅制整理に關する調査を行はしめしが

同局は調査研究の末、之が成案を得、翌大正元年十二月に至り之を同局總裁に報告したり。今其の中營業稅に關する整理案の要綱を掲ぐれば左の如し。

（一）現行法に依る各營業種目毎の負擔を增加せざる範圍內に於て、課稅標準及稅率の不權衡を矯正するの方針を以て、課稅標準の種類及其の算定方法を改め、稅率の重きものは之を低下し、一般に課稅最低限を引上ぐること。

（二）有價證券の賣買を業とする者は現行法に於ては物品販賣業として課稅すと雖も、之を特別の業體と認めて物品販賣業より分離すること。

（三）劇場、寄席其の他の興行場にして常設して營業を爲すものは、大規模にして巨額の收入あるもの多く、之に國稅を課せざるときは他の營業との權衡を失ふものと認め、新に興行場業として課稅すること。

（四）軌道條例に依る運送業を私設鐵道法及輕便鐵道法に依る者と同じく鐵道業として課稅すること。

（五）現行法に於ては營業稅の課稅標準たる資本金額の計算は、個人營業に在りては他より借入れたると否とを問はず、固定資本及運轉資本の總額を以て資本金額と爲すに拘らず、會社に在りては拂込株式金額又は出資金額、各種の積立金額及積立金の性質を有する資產金額を以て資本金額とし、社債、借入金に就ては、合名會社、合資會社に限り其の出資金額を超過する金額のみを算入するも、其の他の會社に在りては全く社債、借入金を資本金額に算入せざるを以て、個人、會社間及會社相互間の權衡を失するものと認め、銀行業及保險業以外の會社に在りては社債及借入金の

四分の一を資本金額に加算すると同時に、其の稅率を低下すること。

（六）資本金額を課稅標準と爲せる營業中、銀行業に就ては資本金額の外別に課稅標準として借入金額を加へ、之に低き稅率を配すると同時に、資本金額の稅率を低減し、保險業に就ては現行の資本金額に保險責任準備金額の半額を加算すると同時に、其の稅率を低減すること。

（七）資本金額算定の方法は之を法律に規定すること。

（八）製造業の發達を助長する爲め、其の課稅標準たる資本金額が前年の資本金額に對し五分の一以上增加したるときは、其の增加額は二年間之を課稅標準より控除すること。

（九）現行法に於ては營業稅の課稅標準たる建物賃貸價格の算定方法は、借家に在りては借料に依り、借家に非ざるものに在りては近傍借家の借料に照準し又は土地家屋の時價を標準とするが爲め、借料に依る場合と時價に依る場合と甚しき不權衡あるのみならず、時價に依る場合に於ても賃貸價格は必ずしも常に時價に比準するものに非ざるが故に不適當なり。故に賃貸價格は借家なると否とを問はず、總て土地家屋の借料に相當する見積價格卽ち評價價格に依らしむること。

（一〇）店舖其の他の營業場と同一區域內に在る土地、建物と雖も、直接にも亦間接にも營業に使用せざるものは賃貸價格に計算せざること。

（一一）建物賃貸價格の稅率は各種の業體に通じ稍重きに過ぐるものと認め、一般に之を低下すること。

（一二）家族と雖も直接營業に從事する者は從業者に加算すること。

（一三）各種の業體に通じ課稅標準及稅率を左の如く改むること。

（イ）物品販賣業の賣上金額に對する利益歩合は、其の販賣する物品の種類に依り厚薄の別ある に依り、賣上金額に對する稅率に等差を設け、甲乙の二階級として卸賣、小賣の稅率を一對二半の割合とし、米、麥、豆、石油、肥料、鹽、煙草の販賣業は卸賣小賣共に薄利なるを以て甲の稅率を適用し、繭、生絲、白絹布、棉花、綿、白綿絲、白綿布、紙、砂糖、麥粉の販賣業は卸賣のみ薄利なるを以て、卸賣に就ては甲の稅率を、小賣に就ては其の他の物品の販賣業と同じく乙の稅率を適用すること。

（ロ）銀行業の預金、社債其の他の借入金額の多寡は、銀行營業の大小と收益の多寡を測定するに適當なる標準なりと認め、新に課稅標準として借入金額を加へ、貯蓄預金の二分の一、普通預金の四分の三、社債及各種の借入金の月末平均殘高に依り之を計算すると同時に、資本金額の稅率を低減し、現行法に依る稅額を稍減少する程度に於て借入金額の稅率を萬分の三と爲すこと。

（ハ）保險業の規模の大小を測定するに保險責任準備金の多少を問はざるは適當ならずと認め現行の課稅標準たる資本金額に保險責任準備金の半額を加算すると同時に、現行法に依る稅額を稍減少する程度に於て稅率を千分の三・五と爲すこと。

（ニ）製造業、印刷業、出版業の課稅標準中、建物賃貸價格に千分の九十を課するは重きに過ぐるものと認め、之を低下して千分の八十と爲し、又資本金額に社債、借入金を加算する爲め、現行稅率を維持するときは其の稅額を增加するを以て、之が增減を生ぜざる程度に於て其の稅率を千分の三・五に改むること。

（ホ）寫眞業の課稅標準中、建物賃貸價格は營業の收益を測定すべき外形上の標準として最適當なるものと認め、資本金額の稅率を千分の三に低下すると同時に、建物賃貸價格の稅率を千分の百に改むること。

（ヘ）運送業・運河業・棧橋業・船舶碇繫場業・貨物陸揚場業・倉庫業・鐵道業・請負業の從業者たる職工勞役者に對し、普通の從業者の稅率を適用するは重きに過ぐるものと認め、之を普通の從業者より區別し低き稅率を適用すること。

（ト）倉庫業の課稅標準として資本金額と建物賃貸價格とに併課するは重複の嫌あるを以て、資本金額を廢すると同時に、建物賃貸價格の稅率を千分の百に改むること。

（チ）料理店業・旅人宿業の課稅標準に收入金額を加ふるを適當と認め、之に千分の二の稅率を適用すると同時に、建物賃貸價格の稅率を低下すること。

（一四）營業稅法施行後社會の進步、物價の騰貴に伴ひ各營業種目に就き規定せる課稅最低限は低きに失するに至りたるものと認め、左表に示すが如く課稅最低限を引上ぐること。

業別	現行法課稅最低限	改正案課稅最低限
物品販賣業	賣上金額千圓以上	賣上金額千五百圓以上
金錢貸付業	運轉資本金額五百圓以上	運轉資本金額千圓以上
物品貸付業	資本金額五百圓以上、職工勞役者二人以上	資本金額千圓以上、職工勞役者二人以上
製造業	同上	資本金額五百圓以上、職工雇人二人以上
印刷業	職工雇人二人以上	資本金額千圓以上、職工雇人を使用する者
出版業	同上	
寫眞業	職工雇人二人以上	
運送業	雇人二人以上	雇人三人以上
請負業	請負金額千圓以上	請負金額千五百圓以上
席貸業	建物賃貸價格五十圓以上	建物賃貸價格百圓以上
興行場業	———	收入金額千五百圓以上、雇人三人以上
旅人宿業 料理店業	雇人三人以上	同上
周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業	報償金額百圓以上	報償金額二百圓以上

（一五）納期中第二期十一月中を十一月十五日迄に改むること。

（一六）無申告者・虛僞申告者收稅官吏職務執行妨害者に對し罰金又は科料の制裁を設くること。

（一七）改正稅法は大正三年一月一日より施行すること。

（一八）改正營業稅收入見込額

業名	現行稅額	改正稅額	增減（△）額
物品販賣業	一〇、八五七、五〇五圓	八、六八一、六二一圓	△二、一七五、八八四圓
證券賣買業	—	九、八六八	九、八六八
銀行業	三、七〇二、五一六	三、五三七、五〇一	△一六五、〇一五
保險業	一七三、六〇五	一五八、九三六	△一四、六六九
金錢貸付業	二、二六五、三八六	二、一〇一、九〇九	△一六三、四七七
物品貸付業	三三、七二二	二三、七一八	△一〇、〇〇四
製造業	五、二七二、五五六	四、六六四、七七九	△六〇七、七七七
印刷業	九四、一四二	八一、四七六	△一二、六六六

業	減少見込百分の五	再差引額（大正三年度豫算額）
出版業	△	一、三一八、九〇五
寫眞業	△	二五、〇五九、一九〇
運送業	△	一、一四七、九五九
運河業	△	二一、八一一、二三〇
棧橋業	△	三、一四〇
船舶碇繫場業	△	一、一四〇
貨物陸揚場業	△	一、一四〇
倉庫業	△	一、一四〇
鐵道業	△	一、一四〇
請負業	△	一、一四〇
席貸業	△	一、一四〇
興行場業	△	一、一四〇
料理店業	△	一、一四〇
旅人宿業	△	一、一四〇
周旋業	△	一、一四〇
代理業	△	一、一四〇
仲立業	△	一、一四〇
問屋業	△	一、一四〇
信託業	△	一、一四〇
合計	△	一、一四〇
家族を經營者に算入するに依る增	△	一、一四〇
建物賃貸價格計算法改正に依る減	△	一、一四〇
差引計	△	一、一四〇

第二項　營業稅の整理

第一目　營業稅法の改正

第一　第一次提案

政府は前揭臨時制度整理局の成案を基礎として更に審議を遂げたる上、營業稅改正案を所得稅改正案と共に大正二年三月第三十回帝國議會に提出したり。右改正案は大體に於て臨時制度整理局案を蹈襲せしものなりと雖も、二三の點に於て之に對し修正を加へたり。今其の修正の點を揭ぐれば左の如し。

（一）　興行場業を特立の營業種目と爲すの案は採用せざること。

（二）　各種の業體に亙りて左の如く更に稅率の輕減を圖ること。

業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額	整理局原案
	卸賣 甲	萬分の十
	卸賣 乙	萬分の十二
	小賣 甲	萬分の二十五
	小賣 乙	萬分の三十
	賣上金額	議會提出案
	卸賣 甲	萬分の八
	卸賣 乙	萬分の十二
	小賣 甲	萬分の二十
	小賣 乙	萬分の三十

出版業	一八、三三七	一七、一二九	△一、二〇八
寫眞業	一八、二八八	一七、〇〇〇	△一、二八八
運送業	九二五、九二二	六二六、三八九	△二九九、五三三
運河業	二、七四二	二、五〇七	△二三五
棧橋業	五八〇	五〇五	△七五
船舶碇繋場業	一二、三九六	一一、三三九	△一、〇五七
貨物陸揚場業	六五〇	五八四	△六六
倉庫業	一五七、九六四	一三七、八二五	△二〇、一三九
鐵道業	一一八、〇九三	三〇三、〇三六	一八四、九四三
請負業	六五一、三九八	五七九、二一三	△七二、一八五
席貸業	九三、〇〇一	七八、八四九	△一四、一五二
興行場業	―	一七〇、八七一	一七〇、八七一
料理店業	五三八、五二四	四七八、五七八	△五九、九四六
旅人宿業	二七三、六二七	二六三、二四七	△一〇、三八〇
周旋業	一〇九、一一二	八〇、二二一	△二八、八九一
代理業	五六、〇七七	四九、九七二	△六、一〇五
仲立業	二七五、七九〇	二四三、七五七	△三二、〇三三
問屋業	七二二、九六二	六五二、六八〇	△七〇、二八二
信託業	三、二〇〇	二、九八二	△二一八
合計	二六、三七八、〇九五	二二、九七六、四九二	△三、四〇一、六〇三
家族を經營者に算入するに依る增	―	二五七、〇七五	二五七、〇七五
建物賃貸價格計算法改正に依る減	―	△二七四、三七八	△二七四、三七八
差引計	二六、三七八、〇九五	二二、九五九、一八九	△三、四一八、九〇六
減少見込百分の五	△一、三一八、九〇五	△一、一四七、九五九	△一七〇、九四六
再差引額（大正三年度豫算額）	二五、〇五九、一九〇	二一、八一一、二三〇	△三、二四七、九六〇

第二項　營業稅の整理

第一目　營業稅法の改正

第一　第一次提案

政府は前揭臨時制度整理局の成案を基礎として更に審議を遂げたる上營業稅改正案を所得稅改正案と共に大正二年三月第三十回帝國議會に提出したり。右改正案は大體に於て臨時制度整理局案を蹈襲せしものなりと雖も、二三の點に於て之に對し修正を加へたり。今其の修正の點を揭ぐれば左の如し。

（一）興行場業を特立の營業種目と爲すの案は採用せざること。

（二）各種の業體に亙りて左の如く更に稅率の輕減を圖ること。

業名	課稅標準	稅率 整理局原案	稅率 議會提出案
物品販賣業	賣上金額	卸賣 甲 萬分の十 卸賣 乙 萬分の十二 小賣 甲 萬分の二十五 小賣 乙 萬分の三十	卸賣 甲 萬分の八 卸賣 乙 萬分の十二 小賣 甲 萬分の二十 小賣 乙 萬分の三十

	建物賃貸價格	從業者	千分の九十
		一人毎に金二圓	
證券賣買業	賣上金額		萬分の一
	建物賃貸價格	從業者	千分の九十
		一人毎に金二圓	
銀行業	資本金額		千分の四
	借入金額		萬分の三
	建物賃貸價格	從業者	千分の九十
		一人毎に金二圓	
保險業	資本金額		千分の三・五
	建物賃貸價格	從業者	千分の八十
		一人毎に金二圓	
金錢貸付業	運轉資本金額		千分の六・五
物品貸付業	建物賃貸價格	從業者	千分の九十
		一人毎に金二圓	
製造業	資本金額		千分の三・五
印刷業	建物賃貸價格	從業者	千分の八十

	建物賃貸價格	從業者	千分の八十
		一人毎に金二圓	
證券賣買業	賣上金額		萬分の一
	建物賃貸價格	從業者	千分の八十
		一人毎に金二圓	
銀行業	資本金額		千分の四・五
	借入金額		萬分の三
	建物賃貸價格	從業者	千分の八十
		一人毎に金二圓	
保險業	資本金額		千分の二
	建物賃貸價格	從業者	千分の八十
		一人毎に金二圓	
金錢貸付業	運轉資本金額		千分の六
物品貸付業	建物賃貸價格	從業者	千分の八十
		一人毎に金二圓	
製造業	資本金額		千分の三
印刷業	建物賃貸價格	從業者	千分の八十

出版業	從業者		一人毎に金二圓
	資本金額		千分の三
	建物賃貸價格	從業者	千分の百
		一人毎に金二圓	
寫眞業	資本金額		千分の五・五
	建物賃貸價格	從業者	千分の百
		一人毎に金五十錢	
運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業	資本金額		千分の二十五
	從業者		一人毎に金二圓
	從業者の內職工勞役者		一人毎に金五十錢
鐵道業	收入金額		千分の二十五
	從業者		一人毎に金二圓
	從業者の內職工勞役者		一人毎に金五十錢
請負業	請負金額		千分の五
	從業者		一人毎に金二圓
	從業者の內職工勞役者		一人毎に金五十錢
料理店業	收入金額		千分の二
	建物賃貸價格		千分の百

出版業	從業者		一人毎に金二圓
	資本金額		千分の三
	建物賃貸價格	從業者	千分の八十
		一人毎に金二圓	
寫眞業	資本金額		千分の五
	建物賃貸價格	從業者	千分の八十
		一人毎に金五十錢	
運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業	資本金額		千分の二十
	從業者		一人毎に金二圓
	從業者の內職工勞役者		一人毎に金五十錢
鐵道業	收入金額		千分の二十
	從業者		一人毎に金二圓
	從業者の內職工勞役者		一人毎に金五十錢
請負業	請負金額		千分の四・五
	從業者		一人毎に金二圓
	從業者の內職工勞役者		一人毎に金五十錢
料理店業	收入金額		千分の一
	建物賃貸價格		千分の百

從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓
收入金額	千分の二	千分の一
旅人宿業　建物賃貸價格	千分の八十	千分の八十
從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓

（三）各種營業種目に對する課稅最低限を引上ぐるの案は之を採用せず、總て從前通に止むること。

（四）以上の修正の結果、改正に依る減稅見込額は三百十三萬圓餘となりたり（整理局案は三百二十四萬餘圓）。

右營業稅改正案が衆議院の審議に付せらるるや、之に對し各種の修正意見提出せられしが、結局衆議院は左記の諸點に就て修正を加へし上之を可決したり。

（一）物品販賣業中、甲の稅率を適用すべき種目に新に砂糖・薪炭・麥粉の三者を加へ、乙の稅率を適用すべき種目より砂糖・麥粉を除くと共に、新に麥稈眞田・銅鋼鐵地を加ふること。

（二）借入金額及收入金額を課稅標準に加ふることを廢すること。

（三）稅率に就て左の如き修正を行ふこと。

（イ）物品販賣業・證券賣買業・金錢貸付業・物品貸付業・製造業・印刷業・出版業・寫眞業に於ける建物賃貸價格に對する稅率を千分の七十と改むること（原案千分の八十）。

（ロ）銀行業に於て借入金額を課稅標準より除くと同時に、建物賃貸價格の稅率を千分の七十に減少すること（原案千分の八十）。

（ハ）保險業に於ける資本金額に對する稅率を千分の四・五、建物賃貸價格に對する稅率を千分の七十と改むること（原案資本金額千分の二、建物賃貸價格千分の八十）。

（ニ）倉庫業に於て新に資本金額を課稅標準に加へ、之に對し千分の百の稅率を課すると同時に建物賃貸價格の稅率を千分の四十に減ずること（原案千分の百）。

（ホ）請負業に於ける請負金額に對する稅率を千分の四と改むること（原案千分の四・五）。

（ヘ）席貸業に於ける建物賃貸價格に對する稅率を千分の百十五と改むること（原案千分の百二十）。

（ト）料理店業に於て收入金額を課稅標準より除くと同時に、建物賃貸價格を千分の百二十と改むること（原案千分の百）。

（チ）旅人宿業に於て收入金額を課稅標準より除くと同時に、建物賃貸價格を千分の七十五と改むること（原案千分の八十）。

（リ）周旋業・代理業・仲立業・問屋業・信託業に於ける報償金額に對する稅率を千分の三十と改むること（原案千分の三十五）。

（四）原案に於て新に設けられし課稅標準の計算方法に關する規定を削除し、從來通り勅令の規定に依ることと爲すこと。

（五）課稅標準を屆出でざるとき又は其の屆出を不相當と認むるときは政府之を算定することを得るの規定は、之を削除すること。

（六）無申告者虛僞申告者收稅官吏職務執行妨害者に對して設けたる罰則規定は之を削除すること。

右修正の結果減稅見込額は原案より百二十餘萬圓を增加して、四百三十四萬餘圓となり、原案に比して更に百二十餘萬圓を增加するの計算となりしが、右修正案は貴族院に回付せられ同院に於て審議中、會期滿了せしを以て、遂に不成立に終れり。

第二　第二次提案

營業稅の整理案は右の如くにして第三十回帝國議會に於ては遂に不成立に終りしを以て、政府は翌三十一回帝國議會に於て再び營業稅整理案を提出したり。右案は前議會に於ける衆議院の修正案と其の內容全然同一なりと雖も、唯其の施行期日に就ては、大正三年度に於ては減稅に充つべき餘裕財源を存せざる關係上、之を大正四年一月一日と改めたり。然るに之より先き政府が行政及財政の整理を企圖し、大正二年度に於て之を斷行することを聲明するや、之に依りて生ずべき財源を目標として各種の廢減稅論世上に擡頭し、就中營業稅に關しては課稅標準の煩雜稅率の過重・負擔の不公平徹稅方法の苛酷等を理由として、之が全廢を主張する意見强く、第三十回帝國議會に於ても衆議院議員に依り之が廢止法律案の提出を見たり。右は衆議院に於て否決せられしも、同時に又政府提出の營業稅整理案も衆議院通過の後貴族院に於て未決に終りしを以て、營業稅全廢の運動は却て之に依り刺戟せられて更に熾烈となり、各種商工業者の團體は政黨各派と相聯携して極めて活潑なる運動を開始したり。斯くて第三十一回帝國議會に於ては上述政府提出の營業稅整理案の外に、政黨各派より營業稅廢止法律案の提出せらるるもの三件に達したり。

衆議院は以上の如き營業稅に關する諸法律案を審議の末、政府提出案に對し相當修正を加へたる上之を可決せしを以て、隨つて議員提出の營業稅廢止の諸法律案は議決を要せずして自然消滅となりたり。今政府原案に對し衆議院の加へし修正の主なる點を揭ぐれば左の如し。

（一）證券賣買業を課稅業體中より削除せしこと。

（二）物品販賣業に就き卸賣乙の稅率を萬分の十一に引下げしこと（原案萬分の十二）。

（三）物品販賣業に就き卸賣甲の稅率を適用すべき物品の種目中より砂糖・薪炭・麥粉を削除し、卸賣甲及小賣乙の稅率を適用すべき物品の種目中に白麻絲・白麻布・麻眞田・經木眞田・花莚・砂糖・薪炭・麥粉・燐寸を追加せしこと。

（四）倉庫業の課稅標準たる資本金額を削除すると共に、建物賃貸價格の稅率を千分の八十に改めしこと（原案千分の四十）。

（五）課稅標準たる從業者の現行計算方法を改め、前年中各月に於ける最多數の平均に依ることと爲せしこと（現行法は前年に於ける最多數のときに依る）。

（六）從業者中十五歲未滿の者に半額を課稅せし現行規定を削除せしこと。

（七）課稅標準たる建物賃貸價格の計算方法に關し、同一區域內に在る土地建物にして間接に營業に使用するものは營業用として計算せんとする原案を改め、此等の土地建物と雖も直接又は間接に營業に使用せざるものは賃貸價格に計算せざることと爲せしこと。

（八）一般に課稅最低限を現行の倍額に引上げしこと。

（九）納期に多少の修正を加へしこと。

（一〇）營業稅調査委員會の制度を新設し、之が規定を追加せしこと。

以上の如き修正の結果、營業稅の收入減額は政府原案に比し更に約三百四十一萬餘圓を增加して

約八百十餘萬圓（外に營業稅調査委員會に要する經費として約十萬圓支出增加）の豫定なれり。今稅額見込額を現行・原案及衆議院修正案に就き比較對照すれば左の如し。

業名	現行稅額	政府提出原案 稅額	政府提出原案 現行稅額に對する增減(△)額	衆議院修正案 稅額	衆議院修正案 現行稅額に對する增減(△)額 稅率變更に依る增減額	衆議院修正案 現行稅額に對する增減(△)額 最低限引上に依る減額	衆議院修正案 現行稅額に對する增減(△)額 合計
物品販賣業	一一、三〇六、〇六〇	九、二六〇、〇一九	△ 二、〇四六、〇四一	七、一五七、五四二	△ 二、一八五、五四二	△ 一、九六二、九七六	△ 四、一四八、五一八
證券賣買業	—	九七六	九七六	—	—	—	—
銀行業	三、九六一、二四三	三、五四五、五四一	△ 四一五、七〇二	三、五四五、一一七	△ 四一六、一二六	—	△ 四一六、一二六
保險業	一九三、九七四	一七一、六〇七	△ 二二、三六七	一七一、五三五	△ 二二、四三九	—	△ 二二、四三九
金錢貸付業	二、三六八、九五一	二、一四四、四三八	△ 二二四、五一三	二、〇〇〇、八九七	△ 二二五、二六五	△ 一四二、七八九	△ 三六八、〇五四
物品貸付業	三六、二〇二	三一、九九八	△ 四、二〇四	二三、九四六	△ 四、三七七	△ 八、〇一九	△ 一二、二五六
製造業	五、六五三、六六八	四、六六六、四七四	△ 九八七、一九四	四、一五〇、六七五	△ 一、〇一六、三一九	△ 四八六、六七四	△ 一、五〇二、九九三
印刷業	一〇〇、一一〇	八三、三五七	△ 一六、七五三	七七、九一三	△ 一七、七九一	△ 四、四〇六	△ 二二、一九七
出版業	二二、八〇三	一八、六五八	△ 四、一四五	一七、七三六	△ 四、二一七	△ 八五〇	△ 五、〇六七
寫眞業	一八、四九一	一六、二四五	△ 二、二四六	一一、七五六	△ 二、二七一	△ 四、四六四	△ 六、七三五
運送業	九六四、二八三	六三六、一六〇	△ 三二八、一二三	六一〇、五一三	△ 三二八、八三八	△ 二四、九三二	△ 三五二、七七〇
運河業	二、七六三	二、二九八	△ 四六五	二、二九八	△ 四六五	—	△ 四六五
棧橋業	五三五	四三四	△ 一〇一	四三四	△ 一〇一	—	△ 一〇一
船舶碇繫場業	一二、七七四	一〇、六三二	△ 二、一四二	一〇、六三二	△ 二、一四二	—	△ 二、一四二
貨物陸揚場業	六五一	五三六	△ 一一五	五三六	△ 一一五	—	△ 一一五
倉庫業	一六一、八九四	一三四、八四二	△ 二七、〇五二	一一五、六〇二	△ 四六、二九二	—	△ 四六、二九二
鐵道業	一二九、二一〇	二四二、八六七	一一三、六五七	二四二、八二四	一一三、六一四	—	一一三、六一四
請負業	七一三、〇八五	五六五、八〇八	△ 一四七、二七七	四八九、七九四	△ 一四八、六六四	△ 七四、六二七	△ 二二三、二九一
席貸業	九七、四六二	八四、七六八	△ 一二、六九四	七九、三五七	△ 一二、八四二	△ 五、二六三	△ 一八、一〇五
料理店業	五五四、九五九	五〇九、〇九三	△ 四五、八六六	三五八、六六七	△ 四七、四七〇	△ 一四八、八二二	△ 一九六、二九二
旅人宿業	二七九、九八〇	二四四、九二七	△ 三五、〇五三	一六五、八一七	△ 三五、八二五	△ 七八、三三八	△ 一一四、一六三
周旋業	一四二、〇二九	一二四、九三二	△ 一七、〇九七	九六、八三三	△ 一七、三三二	△ 二七、八六四	△ 四五、一九六
代理業	六五、六七〇	五七、一六八	△ 八、五〇二	五〇、五二五	△ 八、五五〇	△ 六、五九五	△ 一五、一四五
仲立業	二七五、四七三	二二五、五四二	△ 四九、九三一	二一一、二六二	△ 五〇、四一六	△ 一三、九七五	△ 六四、二二一
問屋業	七五八、四一六	六一六、六三三	△ 一四一、七八三	五九四、五〇九	△ 一四二、四七二	△ 二一、四三五	△ 一六三、九〇七
信託業	三、九四四	三、二四四	△ 七〇〇	三、一六四	△ 七〇〇	△ 七八	△ 七八〇
合計	二七、八二四、六三〇	二三、三九九、一九七	△ 四、四二五、四三三	二〇、一八九、八八四	△ 四、六二二、八一九	△ 三、〇一一、九二七	△ 七、六三四、七四六
建物賃貸價格計算方法改正に依る減	—	△ 二六〇、七〇九	△ 二六〇、七〇九	△ 一九六、九四四	△ 一九六、九四四	—	△ 一九六、九四四
從業者計算方法改正に依る減	—	—	—	△ 二七〇、二九〇	△ 二七〇、二九〇	—	△ 二七〇、二九〇
差引計	二七、八二四、六三〇	二三、一三八、四八八	△ 四、六八六、一四二	一九、七二二、六五〇	△ 五、〇九〇、〇五三	△ 三、〇一一、九二七	△ 八、一〇一、九八〇

（備考）一、本表は大正二年決定額を基礎として調査したるものとす。
二、稅率變更に依る增減額中には十五歲未滿の從業者免稅に依る減額七四、四五五圓を包含するものとす。

衆議院の修正案が貴族院に回付せらるるや、同院は之に對し更に左記の如き修正を加へたり。

（一）法文の意義を明瞭にし、又は法文の體裁を整ふる爲め字句の修正を爲せしこと。

（二）物品販賣業中卸賣及小賣共甲の稅率を適用すべき物品の種目に薪炭を移せしこと。

（三）製造業の資本金額が二年繼續して增加したる場合に於て、前々年の資本金額に對し五分の一以上增加したるときは、其の年に限り前年に對する增加額を控除するの原案を修正して、前々年に對する增加額を控除することに改め、以て負擔の輕減を圖りしこと。

尙貴族院特別委員會に於ては右營業稅整理案の審議に當り、左記の如き希望決議案を可決せしが右決議案は本會議に於ても異議なく承認せられたり。

一、營業稅法ハ產業ノ發達上重大ノ關係ヲ有スルヲ以テ、政府ハ尙ホ篤ト調査ヲ遂ゲ財政上相當ノ改正ヲ加ヘ得ルノ場合ニ於テ更ニ廟議ヲ盡サレムコトヲ望ム。

一、現行法第三十三條ノ取締法ハ已ムヲ得ザルノ規定ナリト雖モ、若シ其執行ヲ誤リ營業ノ秘密ヲ漏シ又ハ詐求ニ陷ルガ如キコトアラバ、營業者ノ苦痛ヲ招クコト少ナカラズ。十分ノ注意ヲ望ム。

貴族院の修正に對しては政府及衆議院共に同意を表せしを以て、前議會以來の懸案たる營業稅整理案は玆に其の成立を見、大正三年三月法律第二十號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十號（大正三年三月三十一日）

營業稅法中左ノ通改正ス

第二條中「千圓ヲ」「二千圓ニ改メ第二項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二　一定ノ製造場ヲ設ケス物品ヲ製造シテ販賣スル者

第三條中「五百圓ヲ」「千圓ニ改ム

第四條中「使役ヲ」「使用ニ」、「五百圓ヲ」「千圓ニ」、「二人ヲ」「三人ニ改ム

第五條ノ一中「雇人二人ヲ」「從業者三人ニ改ム

第五條ノ二中「及輕便鐵道法ヲ」「輕便鐵道法又ハ軌道條例ニ改ム

第七條中「職工雇人ヲ通シテ二人ヲ」「從業者三人ニ」、「千圓ヲ」「二千圓ニ改ム

第八條中「五十圓ヲ」「百圓ニ改ム

第九條及第十條ノ一中「雇人三人ヲ」「從業者四人ニ改ム

第十條ノ二中「百圓ヲ」「二百圓ニ改ム

第十二條　營業稅ハ左ノ課稅標準及稅率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額	卸賣〔甲 萬分ノ八 乙 萬分ノ十一 小賣〔甲 萬分ノ二十 乙 萬分ノ三十
同上	建物賃貸價格	千分ノ七十
同上	從業者	一人毎ニ金二圓
銀行業	資本金額	千分ノ四、五
保險業	建物賃貸價格	千分ノ七十
同上	從業者	一人毎ニ金二圓
金錢貸付業	運轉資本金額	千分ノ六
物品貸付業	建物賃貸價格	千分ノ七十
同上	從業者	一人毎ニ金二圓
製造業	資本金額	千分ノ三
印刷業	建物賃貸價格	千分ノ七十

出版業 寫眞業	從業者	一人毎ニ金二圓 一人毎ニ金五十錢
運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業	資本金額 從業者 從業者ノ內職工勞役者	千分ノ五 一人毎ニ金二圓 一人毎ニ金五十錢
倉庫業	建物賃貸價格 從業者 從業者ノ內職工勞役者	千分ノ八十 一人毎ニ金二圓 一人毎ニ金五十錢
鐵道業	收入金額 從業者 從業者ノ內職工勞役者	千分ノ二十 一人毎ニ金二圓 一人毎ニ金五十錢
請負業	請負金額 從業者 從業者ノ內職工勞役者	千分ノ四 一人毎ニ金二圓 一人毎ニ金五十錢
席貸業	建物賃貸價格 從業者	千分ノ百十五 一人毎ニ金二圓
料理店業	建物賃貸價格	千分ノ百二十

	從業者	一人毎ニ金二圓
旅人宿業	建物賃貸價格 從業者	千分ノ七十五 一人毎ニ金二圓
周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業	報償金額 從業者	千分ノ三十 一人毎ニ金二圓

物品販賣業中米、麥、豆、石油、肥料、鹽、煙草、薪炭ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣、小賣共ニ甲ノ稅率ヲ適用シ藺、白絹絲、白絹布、棉花、綿、白綿絲、白綿布、白麻絲、白麻布、紙、麥稈眞田、麻眞田、經木眞田、花莚、砂糖、麥粉、燐寸、銅鋼鐵地ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣ニ在リテハ甲、小賣ニ在リテハ乙ノ稅率ヲ適用シ其ノ他ノ物品ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣、小賣共ニ乙ノ稅率ヲ適用ス

第十三條　納稅義務アル營業者ハ毎年一月三十一日迄ニ營業名及課稅標準ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ但第二十一條ノ期間內ニ在ル營業者及他ノ法令ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受クル營業者ニ付テモ亦同シ

新ニ開業シタル者ハ其ノ際前項ノ申告ヲ爲スヘシ

第十三條ノ二　納稅義務アル營業者廢業シタルトキハ其ノ際政府ニ申告スヘシ

第十五條第二項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ內國ト外國トニ涉リ店舗其ノ他ノ營業場數箇所アルモノニシテ資本ヲ區分セサルモノハ內國ニ於ケル課稅標準ヲ見積リ主タル店舗其ノ他ノ營業場內國ニ在ルトキハ合算シテ之

ヲ課シ內國ニ在ラサルトキハ各別ニ之ヲ課ス

第十六條中「資本金」ヲ「資本金、運轉資本金」ニ、「資本金額」ヲ「資本金額及運轉資本金額」ニ改メ第一項第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　從業者ハ前年中各月ニ於ケル最多數ノ平均ニ依ル但シ一人未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ一人トス

第十七條　製造業ノ資本金額カ前年ノ資本金額ニ對シ五分ノ一以上增加シタルトキハ其ノ增加額ハ二年間之ヲ課稅標準ヨリ控除ス但シ二年繼續シテ資本金額ヲ增加シタル場合ニ於テ前前年ノ資本金額ニ對シ五分ノ一以上增加シタルトキハ其ノ年ニ限リ前前年ニ對スル增加額ヲ控除ス

第十八條　課稅標準ト爲スヘキ建物賃貸價格ハ貸主カ公課、修繕費其ノ他土地又ハ建物ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ店舖其ノ他營業用ノ土地建物ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ收得スヘキ金額ノ前年中ノ平均額ニ依リ之ヲ算定ス

同一區域內ニ在ル土地建物ト雖直接又ハ間接ニ營業ニ使用セサルモノハ賃貸價格ニ計算セス

第十九條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ營業者ヲ除クノ外十五歲未滿ノ者及營業者ノ家族ヲ除ク

第二十條中「其ノ年五月、十一月」ヲ「第一期ハ其ノ年六月一日ヨリ三十日限第二期ハ其ノ年十一月一日ヨリ三十日限」ニ改ム

第二十六條　課稅標準ハ營業稅調查委員會ノ調查ニ依リ政府之ヲ決定ス

調查委員會閉會後納稅義務アルコトヲ申出テタルトキハ政府其ノ課稅標準ヲ決定ス

第二十六條ノ二　稅務署長ハ每年納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ノ課稅標準ヲ調查シ其ノ調查書ヲ營業稅調查委員會ニ送付スヘシ

第二十六條ノ三　各稅務署所轄內ニ營業稅調查委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄內ニ在ル市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ調查委員會ヲ置クコトヲ得

調查委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ增減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得

第二十六條ノ四　調查委員ハ調查委員選擧人之ヲ選擧ス

第二十六條ノ五　調查委員ノ選擧區域ハ調查委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ調查委員選擧人ノ選擧區域ハ市町村及北海道、沖繩縣ノ區ノ區域ニ依ル但シ東京市、京都市及大阪市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第二十六條ノ六　選擧區域內ニ於テ營業シ前年營業稅ヲ納メタル者ニシテ第十三條ノ申告ヲ爲シタル者ハ調查委員選擧人ヲ選擧シ又ハ調查委員、補闕員若ハ調查委員選擧人ニ選擧セラルルコトヲ得但シ左ニ記載シタル者ハ此ノ限ニ限ラス

一　無能力者

二　身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ了ヘサル者及家資分散又ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

三　國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者
四　六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレ復權ヲ得サル者
五　六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者
六　第三十四條ノ二ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經サル者
營業繼續ノ場合ニ於テハ前ノ營業者ノ爲シタル納稅又ハ申告ハ命令ノ定ムル所ニ依リ後ノ營業者ノ納稅又ハ申告ト看做ス
營業者カ法人ナル場合ニ於テハ代表者ヲ定メ政府ニ申告スヘシ
調査委員ニ當選シタル者又ハ第一項但書ニ該當スル者ハ法人ノ代表者タルコトヲ得ス
第二十六條ノ七　調査委員選擧人ノ定數ハ其ノ選擧區域內ニ於ケル前年營業稅ヲ納メタル者ニシテ第十三條ノ申告ヲ爲シタル者十人ニ付一人トス但シ申告者二百人以上ナルトキハ二十人ニ止メ申告者十人未滿ナルトキハ一人トス
第二十六條ノ八　調査委員選擧人ノ選擧事務ハ市區町村長又ハ戶長之ヲ執行シ調査委員ノ選擧事務ハ稅務署長之ヲ執行ス
第二十六條ノ九　稅務署長ハ調査委員選擧人ノ選擧期日ヲ定メ之ヲ市區町村長又ハ戶長ニ通知スヘシ
市區町村長又ハ戶長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選擧期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ
第二十六條ノ十　選擧ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ
投票ハ一人一票ニ限ル但シ選擧區域ヲ異ニシ各別ニ營業稅ヲ納ムルトキハ選擧區域毎ニ一人トシテ計算ス
選擧人ハ自ラ投票所ニ至リ被選擧人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ但シ前項但書ノ場合ニ於テハ代人ヲシテ投票セシムルコトヲ得
第二十六條ノ十一　選擧ハ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス投票ノ數同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
第二十六條ノ十二　調査委員選擧人ノ選擧終了シタルトキハ市區町村長又ハ戶長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ
第二十六條ノ十三　稅務署長ハ選擧期日ヲ定メ少クトモ七日以前ニ公示シ調査委員及之ト同數ノ補闕員ノ選擧ヲ行ハシムヘシ
前項ノ選擧ニ關シテハ第二十六條ノ十及第二十六條ノ十一ノ規定ヲ準用ス但シ投票ニ記載スヘキ被選擧人ノ數ハ調査委員又ハ補闕員ノ定數ノ二分ノ一トシ一人未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ一人トシテ計算ス
第二十六條ノ十四　調査委員及補闕員ノ選擧終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ
第二十六條ノ十五　一人ニシテ數選擧區ニ於テ調査委員又ハ補闕員ニ當選シタルトキハ當選

シタル者ノ選擇スル所ニ依ル

第二十六條ノ十六　調査委員又ハ補闕員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十六條ノ十七　調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧ノ日ノ屬スル月ヨリ四年トス但シ其ノ選擧區域ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ任期ハ終了スルモノトス

第二十六條ノ十八　調査委員及補闕員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第二十六條ノ十九　調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補闕員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ二十　補闕員ヨリ調査委員ト爲リタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

選擧區域ノ變更ニ依リ新ニ選擧セラレタル調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧區域變更前ニ於ケル調査委員及補闕員ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第二十六條ノ二十一　調査委員又ハ補闕員ニ選擧セラレタル者第二十六條ノ六第一項但書各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ其ノ選擧區域內ニ於テ納稅義務ヲ有セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第二十六條ノ二十二　調査委員會ノ開會日數ハ三十日以內トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ二十三　調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第二十六條ノ二十四　調査委員會ハ每年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選擧スヘシ

第二十六條ノ二十五　調査委員會ハ定數ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第二十六條ノ二十六　調査委員ハ自己又ハ其ノ代表スル法人ノ營業ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第二十六條ノ二十七　五月三十一日迄ニ調査委員會成立セサルトキハ政府其ノ課稅標準ヲ決定ス

調査委員會開會ノ日ヨリ第二十六條ノ二十二ノ期間以內ニ又ハ五月三十一日迄ニ調査結了セサルトキハ課稅標準調査未濟ノモノニ限リ政府其ノ課稅標準ヲ決定ス

第二十六條ノ二十八　政府ハ調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付スル仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査ニ付シタル日ヨリ七日以內ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ課稅標準ヲ決定ス

第二十六條ノ二十九　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十六條ノ三十　調査委員ニハ手當及旅費ヲ支給ス

第二十六條ノ三十一　政府ニ於テ課稅標準ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第二十七條　納稅義務者政府ノ通知シタル課稅標準ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ申出審査ヲ求ムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於

テ政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セス

第二十八條ノ一　前條ノ請求アリタルトキハ審査委員會ヲ開キ其ノ決議ニ依リ政府之ヲ決定ス

第二十六條ノ二十八ノ規定ハ之ヲ審査委員會ノ決議ニ準用ス

第二十八條ノ二　各稅務監督局所轄內ニ營業稅審査委員會ヲ置ク

審査委員會ハ收稅官吏三人調査委員四人ヲ以テ組織ス

收稅官吏ヲ以テスヘキ審査員ハ大藏大臣之ヲ命シ調査委員ヲ以テスヘキ審査員ハ稅務監督局所轄內ノ調査委員之ヲ選擧ス

審査委員ノ選擧及審査委員會ノ會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ十七、第二十六條ノ十八及第二十六條ノ二十ノ規定ハ審査委員ニ之ヲ準用ス

第二十九條中「資本金額ヲ」「資本金額、運轉資本金額ニ」、「以上ヲ」ヲ「未滿ニ」ニ、「從業者ノ人員屆出人員ニ分ノ一以下ヲ」「從業者各月ニ於ケル最多數ノ平均人員前年中各月ニ於ケル最多數ノ平均人員ニ分ノ一未滿ニ改ム

第三十條中「翌年一月迄ヲ」削ル

第三十一條中「資本金額ヲ」「資本金額、運轉資本金額ニ」、「從業者ノ人員其ノ最多數ノトキニ於テ屆出」ヲ「從業者各月ニ於ケル最多數ノ平均人員前年中各月ニ於ケル最多數ノ平均」ニ改ム

第三十三條中「尋問ヲ」「質問」ニ改ム

第三十四條中「屆出ヲ」「申告」ニ改メ「其ノ脫稅シタル者ハ脫稅金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス」ヲ削ル

第三十四條ノ二　營業稅ヲ逋脫シタル者ハ脫稅金高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首スル者ハ其ノ稅金ヲ追徵シ其ノ罪ヲ問ハス

第三十四條ノ三　營業稅ノ調査又ハ審査ニ參與シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩シタルトキハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フ

第三十五條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

附　則

本法ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　附屬法規の改正

營業稅法の改正に伴ひ其の施行上に關する取扱手續に就ても、從來の規定を改むる必要を生ぜしを以て、大正三年十一月勅令第二百二十九號を以て營業稅法施行規則の全文を改正の上之を公布せしが、今其の改正の主なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）　舊施行規則は營業稅に關する所轄稅務署を明確に規定し居らざりしを以て、新施行規則第一條に於て之を明確にしたること。

（二）　同一人にして數種の營業を爲し課稅標準となるべきものを共通する場合に於ては、從來は營業主を初め店舖其の他の營業場毎に各別に計算したるを、其の一方のみに計算することに改め

たること。

（三）同一人にして數種の營業を爲し、課稅標準と爲すべきものを共通するが爲め、其の營業の一方に課稅標準を計算したる場合に於て、從來は（イ）其の課稅標準を計算したる營業を廢止したるときは他の營業に付課稅標準を月割計算したるを改め、稅金に付月割徵收することと爲し（ロ）課稅標準を計算せざる營業を繼續し又は繼續したるものと認むべき事實ある場合に於ては、後の營業者より營業稅を徵收する途なかりしを改め、月割徵收し得ることと爲したること。

（四）同一人にして數個の店舖其の他の營業場に於て同種類の營業を爲し、各別に營業稅を課する場合に於て、從來は共通する課稅標準と雖も各別に計算したるを改め、主たる店舖其の他の營業場に付てのみ計算し、重複に計算せざることと爲したること。

（五）會社に於て資本金額を課稅標準と爲す營業と之を課稅標準と爲さざる營業とを經營する場合に於ては、資本金額を課稅標準と爲さざる營業の見積資本金額を總資本金額より控除して課稅するの規定を設けたること。

（六）會社の資本金額計算の場合に於て繰越缺損金額あるときは、其の確實なるものに限り課稅標準と爲すべき資本金額より控除し、現實に運用せられ居らざる資本に對し課稅するを避くることに改めたること。

（七）製造業の資本金額が前年に對し五分の一以上增加したる場合に於て二年間其の增加額を資本金より控除すべき稅法第十七條の規定は、五分の一以上の增加が二年目に於ても尙存續することを必要とするが如く解せらるるを以て、二年目に於て假令五分の一未滿に減じたる場合と雖も尙之を控除する旨を明記し、唯其の控除すべき額は前々年に對する增加分に止むる旨を規定したること。

（八）土地家屋其の他の築造物にして店舖其の他の營業場の區域外に在るものは、直接に營業に使用するものに限り建物賃貸價格に計算することとし、間接使用のものは之を除外することに改めたること。又建物賃貸價格は從來は建物の全部に付計算したるものなりしを、其の一部と雖も、直接にも亦間接にも營業に關係なきものにして其の使用上區分を認め得るものに付ては、之を課稅標準より除算することに改めたること。

（九）營業稅調査委員會に關する規定を設けたること。

今改正施行規則の全文を揭ぐれば左の如し。

營業稅法施行規則（大正三年十一月二日勅令第二百二十九號）

第一條　營業者ノ店舖其ノ他ノ營業場所在地ヲ管轄スル稅務署ヲ以テ營業稅ノ所轄稅務署トス但シ營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課スヘキモノニ付テハ主タル店舖其ノ他ノ營業場所在地ヲ管轄スル稅務署ヲ以テ所轄稅務署トス

第二條　營業稅法第十三條第一項ノ申告ハ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ

左ニ揭クル者ハ開業後十日內ニ所轄稅務署ニ營業稅法第十三條第二項ノ申告ヲ爲スヘシ

一　新ニ營業稅法第一條ノ營業ヲ開始スル者

二　營業稅法第十五條ノ規定ニ依リ店舖其ノ他ノ營業場ニ付各別ニ營業稅ヲ課スヘキ者ニシテ新ニ店舖其ノ他ノ營業場ヲ增設スル者

三　新ニ營業稅法第一條ノ營業ノ種類ヲ增加スル者

第三條　同一人ニシテ數種ノ營業ヲ爲ストキハ店舖其ノ他ノ營業場ノ同一ナルト否トヲ問ハス營業ノ種類及各店舖其ノ他ノ營業場毎ニ區分シテ營業稅法第十二條ノ課稅標準ヲ計算ス但シ課稅標準ト爲ルヘキモノ數種ノ營業ニ共通スル場合ニ於テハ稅率ノ最重キ營業ニ付、稅率等シキトキハ其ノ主タル營業ニ付其ノ課稅標準ヲ計算ス

前項但書ノ規定ニ依リ課稅標準ヲ計算シタル營業ヲ廢止シタルトキハ其ノ翌月ヨリ前項但書ノ規定ニ準シ其ノ課稅標準ヲ他ノ營業ニ付計算シ月割ヲ以テ稅金ヲ徵收ス

前項ノ規定ハ第一項但書ノ規定ニ依リ課稅標準ヲ計算セサル營業ヲ繼續シ又ハ其ノ營業ヲ繼續シタルモノト認ムヘキ事實アル場合ニ於テ後ノ營業者ヨリ徵收スヘキ營業稅ニ付之ヲ準用ス

第四條　同一人ニシテ數箇ノ店舖其ノ他ノ營業場ニ於テ同種ノ營業ヲ爲ストキハ各店舖其ノ他ノ營業場毎ニ營業稅法第十二條ノ課稅標準ヲ計算ス但シ數箇ノ店舖其ノ他ノ營業場ニ共通スル課稅標準ハ主タル店舖其ノ他ノ營業場ノ課稅標準ニ之ヲ計算ス

第五條　營業稅法第十五條ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課スヘキ場合ニ於テハ各店舖其ノ他ノ營業場ヲ通シテ同法第十二條ノ課稅標準ト爲スヘキ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル出資金額、各種ノ積立金額其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス積立金ノ性質ヲ有スル資產金額及借入金アルトキハ其ノ出資金額ヲ超過スル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

第六條　合名會社又ハ合資會社ニ於テ課稅標準ト爲スヘキ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル出資金額、各種ノ積立金額其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス積立金ノ性質ヲ有スル資產金額及借入金アルトキハ其ノ出資金額ヲ超過スル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス但シ保險會社ニ於ケル保險責任準備金及保險金ノ支拂備金ハ之ヲ除算ス

第七條　株式會社又ハ株式合資會社ニ於テ課稅標準ト爲スヘキ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額及各種ノ積立金額其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス積立金ノ性質ヲ有スル資產金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス但シ保險會社ニ於ケル保險責任準備金及保險金ノ支拂備金ハ之ヲ除算ス

第八條　會社ニ於テ資本金額ヲ課稅標準ト爲ス營業ト之ヲ課稅標準ト爲ササル營業又ハ營業稅法第一條ニ揭ケサル營業トヲ兼營スルトキハ前二條ノ規定ニ依リ計算シタル資本金額ヨリ其ノ兼營スル營業ニ對スル見積資本金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅標準ト爲スヘキ資本金額トス

第九條　會社ノ資本金額計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金額アルトキハ其ノ缺損事實ノ確實ナルコトヲ證明シタルモノニ限リ資本金額ヨリ之ヲ控除ス

前項繰越缺損金額ハ前年中各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

第十條　個人ニ於テ課稅標準ト爲スヘキ資本金額ハ他ヨリ借入レタルト否トヲ問ハス前年中各月末ニ於ケル固定資本及運轉資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス但シ銀行業ニ在リテハ第六條及前條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ固定資本ハ直接ニ營業ノ用ニ供スル土地、家屋、築造物、船舶、機械、器具等ノ價格ヲ計算ス其ノ價格ハ見積時價ニ依ル

第十一條　營業稅法第十七條ノ規定ニ依リ製造業ノ課稅標準ヨリ控除スヘキ增加資本金額ハ前五條ノ規定ニ依リ計算シタル金額ニ依リ之ヲ算出ス

前項ノ規定ニ依リ算出シタル增加額カ其ノ翌年ニ於テ五分ノ一未滿ニ減シタル場合ニ於テハ其ノ前々年ニ對スル增加額ハ之ヲ控除ス

第十二條　會社タルト個人タルトヲ問ハス金錢貸付業又ハ物品貸付業ノ課稅標準ト爲スヘキ運轉資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル貸付及貸付クヘキ金額又ハ物品ノ見積價格ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

第十三條　課稅標準ト爲スヘキ建物賃貸價格ハ直接又ハ間接ニ營業ニ使用スル土地、家屋其ノ他ノ築造物ニ付之ヲ計算ス但シ店舖其ノ他ノ營業場ノ區域外ニ在ルモノハ直接營業ニ使用スルモノニ限ル

營業用ノ土地、家屋其ノ他ノ築造物ハ店舖其ノ他ノ營業場ト區劃スルモ敷地ノ接續スルトキ、又ハ使用上接續ト認ムヘキ事實アルトキハ同一區域內ニ在ルモノト看做ス

第十四條　課稅標準ト爲スヘキ建物賃貸價格ハ家屋其ノ他ノ築造物ノ使用ニ必要ナル雜作ア ルモノトシテ計算シタルモノニ依ル

第十五條　從業者ハ營業主ヲ始メ店舖其ノ他ノ營業場ニ居住スルト否トヲ問ハス又ハ使用ノ常時タルト臨時タルトヲ問ハス總テ直接ニ營業ニ從事スル者ヲ計算ス但シ營業主ヲ除クノ外十五歲未滿ノ者及營業主ト同一戶籍內ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條　相續、讓渡其ノ他原因ノ何タルヲ問ハス營業ヲ繼續スル者ハ繼續後十日內ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十七條　營業者住所、氏名若ハ名稱ヲ變更シ又ハ店舖其ノ他ノ營業場ヲ移轉シタルトキハ十日內ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ他ノ稅務署所轄內ニ移轉シタルトキハ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十八條　營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課スヘキ營業ニ付店舖其ノ他ノ營業場ヲ增設シタル者ハ其ノ增設後十日內ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十九條　營業者廢業シタルトキハ十日內ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第二十條　營業稅法第二十六條ノ六第二項ノ規定ニ依リ前ノ營業者ノ爲シタル納稅又ハ申告ヲ後ノ營業者ノ納稅又ハ申告ト看做スヘキ場合ハ前ノ營業者カ前年分營業稅ヲ納付シタル後ニ於テ後ノ營業者カ同法第二十三條ノ規定ニ該當スルニ至リタル場合ニ限ル

第二十一條　營業稅法第二十六條ノ六第三項ノ規定ニ依ル法人ノ代表者ノ申告ハ同法第十三條ノ申告ト同時ニ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ代表者變更アリタルトキハ之ヲ申告スヘシ

法人ノ代表者ハ一人ニ限ル所轄稅務署ヲ異ニスル場合ニ於テモ同一人タルコトヲ要ス

組合營業ニ付テハ組合員ノ一人ニ限リ營業稅法第二十六條ノ六ノ規定ニ依リ調查委員選擧人ヲ選擧シ又ハ調查委員、補闕員若ハ調查委員選擧人ニ選擧セラルルコトヲ得

前項ノ組合員ニ付テハ法人ノ代表者ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十二條　營業稅法第二十六條ノ三ノ規定ニ依リ特ニ營業稅調查委員會ヲ置クヘキ市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ハ大藏大臣之ヲ指定ス

第二十三條　營業稅調查委員ノ定數ハ五人トス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ之ヲ增減スルコトヲ得

第二十四條　稅務署長ハ調査委員選擧人ノ選擧資格ヲ有スル者ノ氏名又ハ名稱、營業名及營業稅ヲ課セラレタル店舖其ノ他ノ營業場所在ノ場所ヲ市區町村長又ハ戶長ニ通知スヘシ

選擧資格ヲ有スル者カ法人ナル場合ニ於テハ其ノ代表者ヲ併セテ通知スヘシ

第二十五條　調査委員選擧人ノ選擧ヲ執行スルトキハ市區町村長又ハ戶長ハ其ノ選擧資格ヲ有スル者二人ヲ選任シ開票ニ立會ハシムヘシ

第二十六條　調査委員選擧人ノ選擧終了シタルトキハ市區町村長又ハ戶長ハ當選人ノ氏名又ハ名稱ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

第二十七條　稅務署長調査委員選擧ノ期日ヲ公示シタルトキハ之ヲ調査委員選擧人ニ通知スヘシ

第二十八條　調査委員ノ選擧ヲ執行スルトキハ稅務署長ハ調査委員選擧人二人ヲ選任シ開票ニ立會ハシムヘシ

第二十九條　調査委員選擧人、調査委員及補闕員ノ選擧ニ於テ投票ニ記載シタル人員其ノ選擧スヘキ定數ニ超エタルトキハ末尾ニ記載シタル人名ヲ順次棄却スヘシ

第三十條　稅務署長當選シタル調査委員及補闕員ノ氏名又ハ名稱ヲ公示シタルトキハ之ヲ當選人ニ通知スヘシ

第三十一條　一人ニシテ數選擧區ニ於テ調査委員又ハ補闕員ニ當選シタル場合ニ於テハ當選通知ヲ受ケタル日ヨリ七日內ニ選擇ヲ爲シ就職セサル旨ヲ當該稅務署ニ通知スヘシ

第三十二條　法人ノ代表者個人トシテ調査委員ニ當選シ若ハ補充セラレタルトキ又ハ營業稅法第二十條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ法人ハ更ニ代表者ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第三十三條　調査委員又ハ補闕員ヲ辭スルコトヲ得ル者ハ稅務署長ニ於テ正當ト認ムヘキ事故アルモノニ限ル

第三十四條　調査委員會ノ會長出席セサルトキハ便宜ノ方法ニ依リ其ノ代理者ヲ定ムヘシ

第三十五條　調査委員會ノ開會日數ハ各調査委員會ノ區域內ニ於ケル前年決定ノ營業稅納稅人員數ニ從ヒ左ノ如ク之ヲ定ム

五千人以上ナルトキ	三十日以內
三千人以上ナルトキ	二十五日以內
千人以上ナルトキ	二十日以內
五百人以上ナルトキ	十五日以內
五百人未滿ナルトキ	十日以內

第三十六條　調査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

第三十七條　稅務署長ハ營業稅法第二十六條、第二十六條ノ二十七又ハ第二十六條ノ二十八ノ規定ニ依リ課稅標準ヲ決定シ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第三十八條　營業稅法第二十七條ノ規定ニ依リ審査ヲ求メムトスル者ハ事由ヲ具シ證憑書類ヲ添ヘ所轄稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

第三十九條　審査委員ノ選擧事務ハ稅務監督局長之ヲ執行ス

第四十條　審查委員ノ選擧ヲ執行セムトスルトキハ稅務監督局長ハ選擧期日ヲ定メ所轄內調查委員ノ氏名又ハ名稱ト共ニ之ヲ各調查委員ニ通知スヘシ

第四十一條　審查委員ノ選擧ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選擧人ハ自ラ投票所ニ至リ被選擧人一人ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シテ投票スヘシ

投票ハ郵便ヲ以テ送付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ投票時間ノ終了スル迄ニ到達セサル投票ハ之ヲ無效トス

第四十二條　審查委員ノ選擧ヲ執行スルトキハ稅務監督局長ハ調查委員二人ヲ選任シ開票ニ立會ハシムヘシ

第四十三條　審查委員ノ選擧ニ於テハ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條　審查委員ノ選擧終了シタルトキハ稅務監督局長ハ當選人ノ氏名又ハ名稱ヲ公示シ之ヲ當選人ニ通知スヘシ

第四十五條　審查委員ハ稅務監督局所轄內ニ於テ調查委員ノ改選アル每ニ之ヲ改選ス但シ闕員ヲ生シタルトキハ臨時ニ補闕選擧ヲ執行スヘシ

第四十六條　審查委員會ハ稅務監督局長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第四十七條　審查委員會ハ每年開會ノ始ニ於テ審查委員中ヨリ會長ヲ選擧スヘシ

第四十八條　審查委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス」

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第四十九條　審查委員會ノ會長出席セサルトキハ便宜ノ方法ニ依リ其ノ代理者ヲ定ムヘシ

第五十條　審查委員ハ自己又ハ其ノ代表スル法人ノ營業ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十一條　稅務監督局長又ハ其ノ代理官ハ審查委員會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十二條　審查委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務監督局長ニ報告スヘシ

第五十三條　稅務監督局長ハ營業稅法第二十八條ノ一ノ規定ニ依リ課稅標準ヲ決定シ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第五十四條　營業者ヨリ營業稅法第二十九條ノ申立アリタルトキハ稅務署長ハ課稅標準計算ノ方法ニ依リ其ノ年營業ノ實況ヲ調查シ同法第三十一條第一項第一號又ハ第二號ノ規定ニ該當スルトキハ課稅標準ヲ更訂シ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第五十五條　營業者店舖其ノ他ノ營業場外ニ居住シ又ハ旅行シ店舖其ノ他ノ營業場ニ在ラサル場合ニ於テ營業稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲管理人ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第五十六條　收稅官吏營業稅法第三十三條ノ規定ニ依リ營業ニ關スル帳簿、物件ヲ檢查スルトキハ檢查章ヲ其ノ營業者ニ示スヘシ

附　則

本令ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

尋いで同月十四日に至り大藏大臣は各稅務監督局及稅務署に對して左の如き內訓を發し、以て營業稅法施行上取扱方心得に就き示達したり。

營業稅法施行上取扱方心得（大正二年十一月十四日大藏大臣達）

第一條　營業稅法ニ於ケル營業ノ種類ハ同法第一條ニ揭ケタル區分ニ依リ類別スルモノトス但シ同法第二十二條ニ於テ同一ノ營業ト稱スルハ營業ノ種類ニ依ラス營業實體ノ符合スルモノニ限ル

第二條　各種營業ノ類別ハ名義ノ如何ニ拘ラス其ノ性質ニ依テ判定スヘシ性質不明ナルモノハ其ノ重ナル點ニ就キ之ヲ判定シ仍其ノ類別ニ入ラサルモノハ強テ類推スルヲ要セス

第三條　營業稅ヲ課スヘキ營業ハ店舖其ノ他ノ設備アルモノニ止メ一定ノ場所ヲ有セスシテ隨時業務ヲ行フ者ノ如キハ課稅ノ範圍外トシテ取扱フヘシ

第四條　農業、漁業、其ノ他ノ採收業ニシテ其ノ就業區域內又ハ市場ニ於テ收穫品又ハ其ノ製造品ヲ販賣スルモノノ如キハ營業稅ヲ課スヘキモノニ非ス但シ別個ノ賣場ヲ設ケタルモノハ物品販賣業ト爲シ又ハ製造業ト爲シタルモノハ製造業ト爲スヘシ

第五條　物品販賣ヲ爲ス者其ノ店舖ト同一建物內又ハ附屬建物內ニ於テ物品ノ製作ヲ爲シ獨立ノ製作場ト認メ難キモノハ營業稅法第二條第二項第二號ニ該當スルモノトシテ取扱フヘシ

第六條　物品販賣業ノ課稅標準タル賣上金額ハ同業者ニ對シ若ハ製造原料トシテ又ハ競爭契約ニ依リ賣渡シタルモノノ如キヲ卸賣トシ其ノ他ヲ小賣トシテ取扱フヘシ

第七條　新聞紙ノ販賣又ハ其ノ周旋取次ヲ業トスル者ハ物品販賣業周旋業又ハ代理業トシテ課稅スル限ニ在ラス

第八條　洗濯ヲ業トスル者、他人ノ穀物ヲ精白搗碎スル者、賃織ヲ業トスル者其ノ他依賴人ヨリ供給シタル物品ニ製作ヲ加ヘ專ラ賃錢ヲ得ルヲ目的トスル者ハ之ヲ請負業トシテ取扱フヘシ

第九條　文書、圖畫ヲ印刷シ又ハ印刷セシメテ之ヲ發賣スルヲ業トスル者ヲ出版業トス

物件ノ賣買貸借男女ノ雇傭就業、負債ノ督促取立等他人ノ依賴ニ應シ媒介、取次、用辨ヲ爲スノ類ヲ業トスル者ヲ周旋業トシ、使用人ニ非スシテ一定ノ商人ノ爲ニ平常其ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ヲ代理業トス

他人間ノ商行爲ノ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ヲ仲立業トシ、自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲ニ物品ノ販賣又ハ買入ヲ爲スヲ業トスル者ヲ問屋業トシ、他人ノ信託ニ依リ自己ノ名ヲ以テ財產ノ管理處分ヲ爲スヲ業トスル者ヲ信託業トス

第十條　資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル現在價格ヲ合計シ其ノ月數ヲ以テ之ヲ除シ其ノ平均額ヲ計算スヘシ

第十一條　會社ノ積立金額其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資產金額ハ大約左ノ種類ヲ包含スルモノトス

一　積立金又ハ準備金ノ名稱ヲ付スルモノ

二　積立金又ハ準備金ノ固定資本ニ變シタルモノ

三　營業費其ノ他何等ノ名義ヲ用ウルニ拘ラス營業上ノ利益ト認ムヘキ收入ヲ以テ支辨シタル固定資本賦殘額ヲ翌年度ニ繰入ルヽモノ

四　繰越金其ノ他ノ名義ヲ以テ益金ノ割賦殘額ヲ翌年度ニ繰入ルヽモノ

第十二條　合名會社、合資會社及株式合資會社ノ資本金額ノ一部タル出資金額ハ現實ノ出資金額ニ依ルヘキモノナルモ現實ノ出資金額不明ナル場合ニ於テハ商法ノ規定ニ依リ登記シタル總出資價格ニ依ルヘキモノトス

第十三條　會社ノ資本金額ヨリ控除スヘキ繰越缺損金額ハ營業者ニ於テ其ノ缺損事實カ現實ニ營業ノ損失又ハ資產ノ減少ニ基因シタルモノナルコトヲ證明シタルモノニシテ確實ト認メ得ルモノニ限ル

前項繰越缺損金額ノ計算ニ付テハ第十條ノ例ニ依ルヘシ

第十四條　個人ト會社トノ營業繼續ノ場合ニ於テ其ノ翌年ニ於ケル資本金額ハ繼續ノ前後ニ依リ各別ニ個人又ハ會社ノ資本金額ヲ計算シ之ヲ通算シテ月割平均スヘシ

第十五條　問屋業ノ報償金額中左ノ金額ヲ包含スルモノアルトキハ之ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅スヘキ報償金額トシテ取扱フヘシ

一　取引所ノ仲買人カ取引所ニ納付スル賣買手數料金額
二　仲買人カ組合ノ規約又ハ商慣習ニ依リ賣買委託者又ハ相手方ニ對シ歩戻金等ト稱シ豫メ一定ノ歩合ヲ定メ給付スル金額

第十六條　建物賃貸價格ハ前年中各月末ニ於ケル賃貸價格ノ年額ヲ合計シ其ノ月數ヲ以テ之ヲ除シ其ノ平均額ヲ計算スヘシ

第十七條　直接又ハ間接ニ營業ニ使用スル土地家屋其ノ他ノ築造物ノ一部ニシテ全ク營業ニ關係ナキモノニ付テハ其ノ使用上區分ヲ認メ得ルモノニ限リ之ヲ建物賃貸價格ヨリ除算スヘシ

第十八條　建物賃貸價格ハ實際當事者間ニ於ケル契約ノ價格ニ依リ之ヲ計算スヘシ
ノ如キ場合ニ於テハ適當ノ標準價格ヲ定メテ之ヲ計算スヘシ

一　土地家屋其ノ他ノ築造物ノ全部又ハ一部カ自己ノ所有ナルトキ
二　家屋其ノ他ノ築造物ノ使用ニ必要ナル雜作カ自己ノ所有ナルトキ
三　貸主カ公課修繕費又ハ土地建物ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔セサル條件ヲ以テ賃貸スルトキ
四　特殊ノ事由ニ因リ賃貸ヲ契約シタルトキ

第十九條　建物賃貸價格ノ標準價格ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ調査スヘシ

一　市區町村其ノ他適當ノ區域毎ニ土地ニ付テハ地利ノ便否商業ノ繁閑需給ノ關係等ニ依リ家屋其ノ他ノ築造物ニ付テハ其ノ種類構造用途ノ如何其ノ精粗新舊ノ程度等ニ依リ各別ニ之ヲ數等級ニ區分シ同一等級內ニ於テ其ノ標準ト爲ルヘキモノノ賃貸價格ヲ調査シ之ヲ標準價格ト爲スヘシ
二　同一等級內ニ於テ標準ト爲ルヘキ適當ノ賃貸價格ナキトキハ比準シ得ヘキ他ノ賃貸價格ヨリ類推シテ其ノ等級ノ賃貸價格ヲ定ムヘシ若シ比準スヘキ他ノ賃貸價格ナキトキハ時價其ノ他ヲ參酌シテ適實ニ之ヲ定ムヘシ
三　地方ノ狀況ニ依リ等級ヲ設クルノ必要ナキトキハ前二號ニ準シ各店舖其ノ他ノ營業場毎ニ標準價格ヲ定ムルコトヲ得

第二十條　二人以上ノ營業者同一ノ土地家屋其ノ他ノ築造物ヲ共通使用スル場合ニ於テハ建物賃貸價格ハ各營業者ノ使用部分ヲ見積リ區分計算スヘシ

第二十一條　從業者ハ前年中各月ニケル最多數ノ時ノ人員ヲ合計シ月數ヲ以テ之ヲ除シ其ノ平均人員ヲ計算スヘシ

第二十二條　營業主ニ於テ勞力ノ必要アルニ際シ勞力請負者ヨリ供給シタル勞力者ノ如キ個人ノ關係ナク單ニ勞力量ヲ使用スルニ止マルモノ又ハ船車等ヲ雇入ルヽトキ其ノ船車等ニ附屬スル勞力者ノ類ハ從業者ニ包含セス

第二十三條　祝祭賣出其ノ他臨時多忙ノ際ニ於テ一時手傳等ノ名義ヲ以テ使用シタル者ノ如キハ從業者トシテ計算スル限ニ在ラス

第二十四條　業務執行者以外ノ組合員ニシテ直接營業ニ從事セサル者ハ從業者ニ計算スル限ニ在ラス

第二十五條　從業者トシテ計算セサル十五歲未滿ノ者ノ年齡ハ成ルヘク營業者ノ申告ニ依ルヘシ

第二十六條　同一人ニシテ營業稅ヲ課スヘキ營業ト營業稅ヲ課セサル營業トヲ兼ネ課稅標準トナルヘキモノヲ共通スルトキハ兼營スル營業ニ對スル分ヲ見積區分シ課稅スヘキ營業ノ課稅標準ヲ計算スヘシ

第二十七條　課稅標準ヲ豫算スルトキハ申告當時ノ實況ニ依リ過去將來ノ形情ヲ斟酌シテ之ヲ計算スヘシ

第二十八條　營業稅法第二十二條ノ場合ニ於テハ豫算ニ依リ一箇年ノ營業稅額ヲ算定シ之ニ營業ノ月數ヲ乘シ十二分シテ得タル金額ヲ以テ其ノ年ノ課稅額ヲ定ムヘシ
前項ノ稅金ハ之ヲ二分シ各納期ニ於テ之ヲ徵收スヘシ開業ノ納期後ニ在ルモノハ其ノ際之ヲ徵收スルモノトス

營業稅法施行規則第三條第二項又ハ第三項ニ該當スル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用スルモノトス

第二十九條　營業稅法第十四條但書ノ規定ニ依ル課稅標準ノ共通及同法第十五條第二項ノ規定ニ依ル資本

ノ區分ハ申告當時ノ事實ニ依リ之ヲ決定スヘシ

營業稅法施行規則第四條但書ノ規定ニ依リ主タル店舖其ノ他ノ營業場ニ計算スル課稅標準ニ付テモ亦前項ノ規定ヲ準用スヘシ

第三十條　營業者廢業ノ申告ヲ爲シタルトキハ其ノ營業稅ニ營業ノ月數ヲ乘シ十二分シテ得タル金額ヲ以テ其ノ年ノ課稅額ヲ定ムヘシ

前項稅金ハ直ニ之ヲ徵收スヘシ但シ旣納ノ稅金アルトキハ差繼計算スルモノトス

第三十一條　營業稅法施行規則第五十四條ノ規定ニ依リ課稅標準ヲ更訂スル場合ニ於テ課稅標準ノ一カ營業稅法第三十一條第一項第一號又ハ第二號ニ該當スルトキハ他ノ課稅標準ニ付テモ改算更訂ヲ爲スヘシ

第三十二條　土地ノ廣狹納稅者ノ多少其ノ他特別ノ事由アリテ調査委員ノ定數ヲ增減スルヲ必要トスルトキハ事由ヲ具シテ稟申スヘシ

第三十三條　營業者他ノ稅務署所轄內ニ移轉スルモノアルトキハ前ノ所轄稅務署ハ後ノ所轄稅務署ニ其ノ營業者ニ關スル事務ヲ引繼キ徵稅上缺漏ナキコトニ注意スヘシ

第三十四條　營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課スヘキモノニ付テハ主タル店舖其ノ他ノ營業場以外ノ店舖其ノ他ノ營業場所在地ヲ管轄スル稅務署ハ常ニ營業上視察シタル事項ヲ所轄稅務署ニ通報スヘシ

營業稅法改正の結果新に營業稅調査委員會の制度を設けられしが、右委員會は各稅務署所轄地方毎に之を置き、特定の市又は北海道、沖繩縣の區には命令を以て特に調査委員會を置くことを得るものとし、且調査委員の定數は命令を以て之を定むるものとせられたり（營業稅法第二十六條ノ三）。而して右規定に基き改正營業稅法施行規則第二十二條に於て、特に營業稅調査委員會を置くべき市又は北海道、沖繩縣の區は大藏大臣之を指定するものと爲し、更に同第二十三條に於て調査委員の定數は五人とし、特別の事由ありと認むるときは大藏大臣之を增減することを得るものと定めたり。依つて大正三年十二月大藏省令第二十一號を以て、右施行規則第二十二條に依り特に營業稅調査委員會を置くべき市及區を指定し、又同第二十三條但書に依る營業稅調査委員の定數を定めたり。右大藏省令第二十一號及第二十二號に就ては爾後屢、其の一部を改正して、此等特定の市及區又は特定地方の定數を追加變更する所ありしが、大正十二年五月大藏省令第十三號を以て營業稅法施行細則制定せらるるに及びて、何れも廢止せられたり。此等省令の內容及其の改正の一々を擧ぐるは頗る煩雜に亙るを以て、茲には總て之を省略す。

第三項　無盡業法の制定に伴ふ營業稅法の改正

無盡講又は賴母子講に類似の方法を以て金錢の融通を行ふことを營業とする者の增加に伴ひ、政府は斯かる無盡營業に關する根本法規を制定して之が取締を圖らんとし、大正四年五月第三十六回帝國議會に無盡業法案を提出せしが、斯く無盡業を以て法律の認むる營業と爲す以上は、之を營業稅法に於て營業稅を課すべき業體の一に加ふるは當然なるを以て、政府は右無盡業法案と同時に營業稅法中改正法律案を提出し、無盡業に對して銀行業及保險業と同樣の課稅を爲すこととしたり。此等兩法案は議會を通過せしを以て、無盡業法は大正四年六月法律第二十四號、營業稅法中改正法律は同第二十五號を以て公布せられたり。今營業稅法中改正法律の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第二十五號（大正四年六月二十一日）

營業稅法中左ノ通改正ス

第一條中「一　保險業」ノ次ニ「一　無盡業」ヲ加フ
第十二條中「保險業」ノ次ニ「無盡業」ヲ加フ
附　則
本法ハ大正五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五款　歐洲戰後の營業稅

第一項　貯蓄銀行法の制定に伴ふ營業稅法施行規則の改正

大正十年四月法律第七十四號を以て貯蓄銀行法制定せられ、翌十一年一月一日より施行せられしが、同法第二十二條は貯蓄銀行業を營む者には命令の定むる所に依り營業稅額の二分の一を免除することと定めしを以て、之に伴ひ營業稅法施行規則に改正を加ふるの必要を生じ、大正十年十二月勅令第四百八十五號を以て左の如く之を公布したり。

勅令第四百八十五號（大正十年十二月二十九日）

營業稅法施行規則中左ノ通改正ス

第十五條ノ二　貯蓄銀行法第七條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ繼續スル業務ハ之ヲ貯蓄銀行ノ營業トシテ課稅標準ヲ計算ス

附　則

本令ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）貯蓄銀行法抄錄

第七條　貯蓄銀行カ貯蓄銀行ノ營ムコトヲ得サル業務ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ合併ニ因リテ承繼シタル場合ニ於テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ妨ケス

第二十八條　本法施行前貯蓄銀行ノ爲シタル契約ニシテ本法ニ依リ貯蓄銀行ノ爲スコトヲ得サル業務ニ屬スルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

尙以上の如き貯蓄銀行法の制定に伴ひ營業稅法施行上取扱方心得にも改正を加ふるの必要あるを以て、大正十一年一月二十三日大藏大臣は稅務監督局及稅務署に對し左の如く示達したり。

營業稅法施行上取扱方心得中左ノ通リ改正ス

第二十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十八條ノ二　貯蓄銀行ニ對スル營業稅ハ營業稅法第十二條ノ規定ニ依ル稅率ノ二分ノ一ヲ以テ之ヲ計算スヘシ

銀行條例第二條ノ五、貯蓄銀行法第三十二條及第三十三條ノ規定ニ依リ繼續スル業務ニ付テハ營業稅ヲ免除セサルモノトス

第二項　臨時財政經濟調査會の營業稅整理案

大正七年十一月世界大戰終熄するや、政府は曠古の大戰の後を承けて我國財政經濟制度の根本的整理に關する調査を行ふが爲め、大正八年七月臨時財政經濟調査會を設置せしが、翌大正九年六月に至り同會に對し諸問第五號として稅制整理に關する根本方策に就て諮問したり。依て同會は右諮問案に關する特別委員を設けて之が調査研究に當らしめし結果、大正十一年七月に至り稅制整理案

の大綱を決定して之を政府に答申せしが、右答申に於て調査會は、所得稅及一般財產稅を以て直接國稅の根本體系と爲すと共に、地租及營業稅を地方稅に委讓せんとするの根本方針を決定し、而して此の方針は直に之を實行するを理想とするも、財產稅施行の初より其の稅率を高くするときは、其の施行の圓滿を害し且脫稅の弊害を助長するの虞あるのみならず、施行當初に於ては課稅物件調査の完璧を期すること困難なる爲め、歲入の確實を保證すること能はざるが故に、當分は成るべく其の稅率を低からしめて漸次其の發達を圖るの方針を採ることとし、其の間の歲入不足に對しては一時的に現行地租及營業稅の稅率を平等に低減して之を存續せしめ、財產稅の基礎確實となりたる場合に於て此の兩稅を地方稅に委讓するを可なりと爲したり。而も此等兩稅の中營業稅に關しては、調査會は其の現行法に對する非難に鑑み、假令一時的に存續せしむる場合に於ても之に何等の改正をも加へざるは穩當ならざるを以て、本稅に對しては成るべく營業利益を測定するに適當と認むる課稅標準を選擇すると共に、其の種目を成るべく少からしめ、尙營業利益皆無なる場合に於ける課稅免除の途を開く等、適當なる改正を加ふるの必要ありと爲し、左記の如き要領に依る改正を加ふるを適當と認めたり。

（一）課稅すべき營業の種類は大體現行法に準ずること。

（二）課稅標準は大體左の如く改正すること。

（イ）建物賃貸價格は必ずしも營業の大小收入の多寡を代表するものに非ざるを以て、原則として課稅標準中より之を削除すること。但し席貸業・料理店業・旅人宿業に就ては例外として之を存置すること。

（ロ）從來建物賃貸價格及從業者のみを課稅標準としたる營業に就ては、收入金又は資本金をも課稅標準とし、營業利益の多寡に適應せしむること。

（ハ）物品販賣業の賣上金は、現行法に於て賣上金に對する稅率を甲・乙に區分しあるも、其の種目中不適當と認むるものあるを以て、之を相當に整理すること。

（ニ）課稅最低限竝資本金計算方法に就ても相當調査すること。

（ホ）其の他各業に就き、以上各號の趣旨に準じ適當なる改善を加ふること。

（三）現行法に於ける課稅標準額が前年の半額に達せざる場合の減損更訂の制度は之を存續し、別に其の年に於ける營業利益皆無なる場合に於ては、稅金を全免するの制度を設くること。

（四）課稅手續

（イ）課稅標準の調査に就ては、現行調査委員の外同業組合其の他各種の組合等の意見を徵するの制度を設け、以て直接納稅者との折衝を少からしむること。

（ロ）實地に就き調査するの必要ある場合は、高級の稅務官吏を以て之に充つるの組織とし、且祕密漏洩に對し嚴格なる制裁を設くること。

（ハ）誠實なる申告を奬勵し、成るべく其の申告を尊重するの方針を採ると同時に、無申告者又は不正申告者に對しては、相當の制裁規定を設くること。

（五）調査決定・徵收・納期等に就ては現行法の通とすること。但し調査委員及審査委員等の制度は大體改正所得稅法に準じ之を改むること。

（六）稅率は以上各項に依り調査したる課稅標準に對し、總稅額を適當に配分したるものとすること

と。

以上營業稅の整理に關する臨時財政經濟調査會の調査は、同調査會の決議に依り單に政府の參考案として之を政府に提示するに止められ、結局本稅の地方稅委讓の如きは終に之が實現を見るに至らざりしと雖も、而も右調査會の意見に刺戟せられて、同年十二月召集の第四十六回帝國議會に於ては、營業稅の地方稅委讓に關する法律案の衆議院に提出せらるるもの二件に及びしのみならず、同一議會に於て成立を見たる政府提出の營業稅改正案に於ては、前揭調査會の改正意見の採用せられしもの多きことは、後に述ぶる所の如し。

第三項　營業稅制度の改正

第一目　營業稅法の改正

營業稅は既述の如く大正三年三月に於て一應の整理を遂げられしが、元來本稅は其の課稅標準又は徵收方法等に就きて、他の諸稅に比して最も多くの非難を存せしものにして、之が全廢を期する運動は右改正の前後を通じて甚だ盛に行はれたり。然るに歐洲大戰物發し我國亦之に參加するに及びて、此等の營業稅廢止運動は總て一時中止せらるることとなりしが、平和克復後に至りて其の運動は忽ち再燃し、而も大正十一年二月華盛頓條約の成立を機として陸海軍軍備の整理縮小の斷行せられんとするに會して、其の勢は甚だ旺盛となり、大正十一年十二月召集の第四十六回帝國議會に於ては、營業特別所得稅の創設又は營業稅の地方稅委讓に依り國民負擔の輕減を圖らんとするの目的を

以て、營業稅法廢止法律案の衆議院議員に依りて提出せらるるもの三件を數へたり。政府も亦本稅に對する世論の趨向に鑑み、之に對して根本的の改正を施すの必要を認めしと雖も、斯かる根本的整理は之を一般の稅制整理の時を待つに非ざれば到底不可能なるを以て、政府は大正十二年度に於て所謂應急的整理として數種の租稅の改廢を行はんとするに當り、其の一部として營業稅法に對して應急的の改正を加ふるに止むることと爲し、前揭臨時財政經濟調査會答申中の營業稅改正意見をも參照の上之が整理案を作成し、之を第四十六回帝國議會に提出したり。今其の改正の要綱を擧ぐれば左の如し。

（一）營業稅の課稅標準だる建物賃貸價格は、二三の業態を除く他の業態に就ては、必ずしも負擔力の大小に比例するものに非ざることを認め、此の種の營業に在りては、建物賃貸價格を課稅標準より除くことと爲し、而して之と同時に各種の營業に亙りて其の稅率を低減したり。卽ち其の改正案を現行に比較すれば左の如し。

業名	課稅標準	稅率 現行	稅率 改正案
物品販賣業	賣上金額		
	建物賃貸價格		
從業者	千分の七十		
	卸賣 甲	萬分の八	萬分の八
	卸賣 乙	萬分の十一	萬分の十一
	小賣 甲	萬分の二十	萬分の二十
	小賣 乙	萬分の三十	萬分の三十
	一人毎に金二圓		
	卸賣 甲		萬分の八
	卸賣 乙		萬分の十一
	小賣 甲		萬分の二十
	小賣 乙		萬分の三十
	削除		
	一人毎に金二圓		

銀行業	資本金額	千分の四・五	千分の三・五	
保險業	建物賃貸價格	千分の七十	削除	
無盡業	從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓	
金錢貸付業	運轉資本金額	千分の六	千分の四・八	
物品貸付業	建物賃貸價格	千分の七十	削除	
	從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓	
製造業	資本金額	千分の三	千分の三・三	
印刷業	建物賃貸價格	千分の七十	削除	
出版業	從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓	
寫眞業	從業者の內職工勞役者	一人毎に金五十錢	一人毎に金五十錢	
運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業	資本金額	千分の五	千分の三・五	
	從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓	
	從業者の內職工勞役者	一人毎に金五十錢	一人毎に金五十錢	
倉庫業	建物賃貸價格	千分の八十	千分の五十七	
	從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓	
	從業者の內職工勞役者	一人毎に金五十錢	一人毎に金五十錢	
收入金額		千分の二十	千分の十四	

鐵道業	從業者の內職工勞役者	一人毎に金二圓	一人毎に金五十錢	
請負業	請負金額	千分の四。	千分の二・八	
	從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓	
	從業者の內職工勞役者	一人毎に金五十錢	一人毎に金五十錢	
席貸業	建物賃貸價格	千分の百十五	千分の七十九	
	從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓	
料理店業	建物賃貸價格	千分の百二十	千分の八十	
	從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓	
旅人宿業	建物賃貸價格	千分の七十五	千分の五十	
	從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓	
周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業	報償金額	千分の三十	千分の二十一	
	從業者	一人毎に金二圓	一人毎に金二圓	

（二）　現行法に於ては課程標準が減損更訂の處分を受けたる結果、其の標準額が法律に定められる課稅最低限以下となりたる場合に於ても、尙之に對して課稅するの規定なるが、法律に定めたる限度以上の所得なき場合には如何なる場合にも課稅せざることと爲すを適當と認め、右の如き

場合には課稅を免除することに改めたり。

（三）現行法に於ては一度課稅標準に依りて納稅の決定を爲したる以上は、假令該營業者の所得皆無の場合に於ても課稅するの規定なりと雖も、右は前項と同樣の趣旨に依り穩當ならずと認めしく〻の如き場合には課稅を免除することと爲したり。

（四）現行法に在りては營業稅調査委員會閉會の後に於ては、課稅標準の決定に就き脫漏あることを發見せし場合に於ても、納稅者の申告に依るの外は之を改定追加することを得ざりしが、斯くの如きは負擔の公平を圖る途に非ざるを以て、右の如き場合に於ては其の決定を爲すべかりし年の翌年より尙三年間は、調査委員會の調査に依り政府に於て其の課稅標準を決定することを得ることに改めたり。

（五）營業稅調査委員會及營業稅審査委員會の組織に關しては、從來の經驗に徵して大體に於て所得調査委員會及所得審査委員會の組織と同一と爲すを適當と認め、所得稅法の規定に準じて之が改正を行ひたり。

（六）營業稅の調査に關し更に公平確實を期する爲め、營業者の團體に對して課稅標準に關する事項を諮問することを得るの規定を設けたり。

（七）地方鐵道法の制定竝に北海道區制及沖繩縣區制の廢止に伴ひ、稅法中關係條文に改正を加へたり。

（八）課稅標準の不申告者又は虛僞申告者、或は營業稅の調査又は審査事務に關する祕密漏洩者等に對する處罰規定を改め、之を重課することと爲したり。

衆議院は右營業稅法中改正法律案に就き審議を加へたる末、左記の二點に於て修正を加へたる上之を可決し、之と同時に議員提出に係る營業稅法廢止法律案は何れも之を否決したり。

（一）原案に於て課稅標準決定後脫漏あることを發見したるときは、尙爾後三箇年に亙りて調査の上之を追加改定するを得ることと爲せるは、納稅者に對して大なる不安を與ふるものなるを以て、之を一箇年間に短縮せしこと。

（二）罰則の改正は穩當を缺くものと認めて、之に關する條項を削除せしこと。

貴族院は以上の改正案を審議の末衆議院修正の通可決し、政府亦之に同意を表せしを以て、玆に第四十六回帝國議會の協贊を經たる營業稅法中改正法律は、大正十二年三月法律第九號を以て左の如く公布せられたり。

法律第九號（大正十二年三月二十七日）

營業稅法中左ノ通改正ス

第五條ノ二中「私設鐵道法、輕便鐵道法」ヲ「地方鐵道法」ニ改ム

第十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

營業稅ハ左ノ課稅標準及稅率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額	卸賣（甲）萬分ノ八　（乙）萬分ノ十一 小賣（甲）萬分ノ二十　（乙）萬分ノ三十

	從業者	
銀行業、保險業、無盡業	資本金額	千分ノ三、五
	從業者	一人毎ニ二圓
金錢貸付業	運轉資本金額	千分ノ四、八
物品貸付業	從業者	一人毎ニ二圓
製造業、印刷業、出版業、寫眞業	資本金額	千分ノ三、三
	從業者ノ內職工勞役者	一人毎ニ二圓 一人毎ニ五十錢
運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業	資本金額	千分ノ三、五
	從業者ノ內職工勞役者	一人毎ニ二圓 一人毎ニ五十錢
倉庫業	建物貸貸價格	千分ノ五十七
	從業者	一人毎ニ二圓
	從業者ノ內職工勞役者	一人毎ニ五十錢
鐵道業	收入金額	千分ノ十四
	從業者	一人毎ニ二圓
	從業者ノ內職工勞役者	一人毎ニ五十錢

	請負金額	千分ノ二、八
請負業	從業者	一人毎ニ二圓
	從業者ノ內職工勞役者	一人毎ニ五十錢
席貸業	建物貸貸價格	千分ノ七十九
	從業者	一人毎ニ二圓
料理店業	建物貸貸價格	千分ノ八十
	從業者	一人毎ニ二圓
旅人宿業	建物貸貸價格	千分ノ五十
	從業者	一人毎ニ二圓
周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業	報償金額	千分ノ二十一
	從業者	一人毎ニ二圓

第十七條　製造業ノ資本金額カ左ノ金額ノ十二割ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ課稅標準ヨリ控除ス

一　前年ノ資本金額カ前前年ノ資本金額以下ナルトキハ前年ノ資本金額

二　前年ノ資本金額カ前前年ノ資本金額ヲ超過スルトキハ前前年ノ資本金額

第二十六條　課稅標準ハ營業稅調查委員會ノ調查ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

調査委員會閉會後課稅標準ノ決定ニ付脫漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ課稅標準ヲ決定スルコトヲ得

調査委員會閉會後營業者納稅義務アルコトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ課稅標準ヲ決定ス

第二十六條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ三中「又ハ北海道、沖繩縣ノ區」ヲ削ル

第二十六條ノ四　調査委員ハ各選擧區ニ於テ之ヲ選擧ス

調査委員ヲ選擧スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選擧スヘシ

第二十六條ノ五　調査委員及補闕員ノ選擧區域ハ調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村ト看做ス

第二十六條ノ六　選擧區域內ニ於テ營業シ其ノ年第十三條ノ申告ヲ爲シ課稅標準ノ決定ヲ受ケクル者ニシテ選擧人名簿ニ登錄セラレタルモノハ調査委員及補闕員ヲ選擧シ又ハ調査委員若ハ補闕員ニ選擧セラルルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　無能力者

二　破產若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ了ヘサル者

三　國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者

四　六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者

五　六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六　第三十四條ノ二又ハ第三十四條ノ三ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經サル者

其ノ年分課稅標準決定前選擧ヲ爲ス場合ニ於テハ前年營業稅ヲ納メ其ノ年第十三條ノ申告ヲ爲シタル者ヲ以テ課稅標準ノ決定ヲ受ケタル者ト看做ス

營業繼續ノ場合ニ於テハ前ノ營業者ノ爲シタル申告若ハ納稅又ハ其ノ受ケタル課稅標準ノ決定ハ後ノ營業者ノ爲シタル申告若ハ納稅又ハ其ノ受ケタル課稅標準ノ決定ト看做ス

營業者カ法人ナル場合ニ於テハ選擧ニ關スル代表者ヲ定メ政府ニ申告スヘシ

調査委員ニ當選シタル者又ハ第一項但書ニ該當スル者ハ法人ノ代表者タルコトヲ得ス

選擧人名簿ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ七　投票及開票ニ關スル事務ハ市區町村長又ハ戶長之ヲ擔任シ選擧會ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

第二十六條ノ五第二項ノ町村組合ニ付テハ其ノ組合管理者ヲ町村長ト看做ス

第二十六條ノ八　稅務署長ハ調査委員及補闕員ノ選擧期日ヲ定メ之ヲ市區町村長又ハ戶長ニ

通知スヘシ

市區町村長又ハ戶長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選擧期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ

第二十六條ノ九　選擧ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ調査委員及補闕員ノ各選擧ニ付選擧區域毎ニ一人一票ニ限ル

選擧人ハ選擧ノ當日投票時間內ニ自ラ投票所ニ至リ被選擧人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ但シ選擧區域ヲ異ニシ各別ニ營業稅ヲ納ムル場合ニ於テハ代人ヲシテ投票セシムルコトヲ得

投票用紙ハ選擧ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選擧人ニ交付ス

第二十六條ノ十　市區町村長又ハ戶長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

第二十六條ノ十一　稅務署長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ選擧會ヲ開キ之ヲ調査スヘシ

第二十六條ノ十二　投票開票及選擧會ニハ立會人ヲ立會ハシムヘシ

立會人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ十三　投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ當選シタル者同時ニ補闕員ニ當選スルモ補闕員タルコトヲ得ス

第二十六條ノ十四　調査委員及補闕員ノ選擧終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市區町村長又ハ戶長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戶長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第二十六條ノ十七　調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧期日ノ屬スル月ヨリ四年トス但シ選擧區域ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ任期ハ選擧區域ニ變更ヲ生シタル日ノ屬スル月ヲ以テ終了スルモノトス

第二十六條ノ十九　調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補闕員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ闕員ヲ生シ之ヲ補充スヘキ補闕員ナキトキハ調査委員ノ補闕選擧ヲ行フ

第二十六條ノ二十中「補闕員ヨリ調査委員」ヲ「前條ノ規定ニ依リ調査委員又ハ補闕員」ニ改ム

第二十六條ノ二十七中「五月三十一日」ヲ「三月三十一日」ニ改ム

第二十八條ノ一　前條ノ請求アリタルトキハ營業稅審查委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ其ノ課稅標準ヲ決定ス

審查委員會ハ前條ノ請求ヲ爲シタル者ニ對シ營業ニ關スル事項ヲ質問スルコトヲ得

第二十六條ノ二十八ノ規定ハ之ヲ審查委員會ノ決議ニ準用ス

第二十八條ノ二　各稅務監督局所轄內ニ營業稅審查委員會ヲ置ク

審查委員會ハ左ノ審查委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一　收稅官吏中ヨリ大藏大臣ノ命シタル者三人

二　稅務監督局所轄內各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員ノ互選シタル者府縣ニ在リテハ各一人北海道ニ在リテハ四人

審査委員會、審査委員及其ノ補闕員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條ノ三　調査委員ヨリ選擧セラレタル審査委員ニハ日當及旅費ヲ給ス

第二十八條ノ四　課稅標準中其ノ年ノ實蹟ニ依リ計算シタル額カ政府ノ決定シタル額ノ二分ノ一ニ達セサルモノアルトキハ政府ハ營業者ノ請求ニ因リ其ノ課稅標準ヲ更訂ス

第二十九條　其ノ年ニ於ケル營業ノ利益カ其ノ年分營業稅額ニ達セサルトキハ營業者ノ請求ニ因リ其ノ不足額ニ相當スル營業稅ヲ免除ス

前項ノ利益ノ計算ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第三十條　前二條ノ規定ニ依リ課稅標準ノ更訂又ハ營業稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ翌年一月三十一日迄ニ之ヲ政府ニ請求スヘシ但シ法人ニ在リテハ前條ノ請求ニ限リ其ノ年十二月末日ヲ含ム事業年度終了後三十日以內ニ請求スルコトヲ得

第三十一條　前條ノ請求アリタルトキハ政府ハ其ノ處分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第三十一條ノ二　營業者第二十八條ノ一ノ決定又ハ第二十八條ノ四若ハ第二十九條ノ處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第三十三條ノ二　政府ハ同業組合其ノ他ノ營業者ノ團體ニ對シ營業稅ノ課稅標準ニ關スル事項ヲ諮問スルコトヲ得

前項ノ諮問ヲ受ケタル團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ課稅標準ニ關スル調書ヲ提出スヘシ

附　則

本法ハ大正十二年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二條、第十七條及第二十八條ノ四乃至第三十一條ノ改正規定ハ大正十二年分營業稅ヨリ之ヲ適用ス

營業稅調査委員及營業稅審査委員ニ關シテハ大正十二年五月十日迄ハ仍從前ノ規定ニ依ル

第二十六條ノ二十七ノ改正規定中三月三十一日トアルハ大正十二年ニ限リ五月十日トス

大正十二年三月末日ニ於テ任期ノ終了スヘキ營業稅調査委員及補闕員ノ任期ハ大正十二年五月十日迄之ヲ延長ス

上述の如き營業稅法の改正に因り大正十二年度に於て生ずべき國庫收入の減收見込額に就ては政府は之を千九百八十三萬五千二百六十五圓と豫定せしが、右の如き營業稅の輕減は當然之が地方附加稅の減收を齎すものにして、其の額は道府縣及市町村を通じて約千五百萬圓に達するものと推定せられしが、政府は地方財政の狀況に鑑み、地方收入に於ける斯かる巨額の歲入缺陷は到底之を放置するを許さざるものあるを認めて、之が補塡を圖らしむる方策を採用することと爲し、此の趣旨を以て明治四十一年法律第三十七號（地方稅制限に關する法律）第二條に於ける營業稅附加稅の課稅制限率中、北海道及府縣の分百分の二十九を百分の四十一に、其の他の公共團體の分百分の四十七を百分の六十一に、夫々緩和することに決し、之に關する法律案を同一議會に提出して其の協贊を經たるを以て、右明治四十一年法律第三十七號中改正法律は大正十二年三月二十九日法律第三十號を以て公布せられたり。而して右營業稅附加稅の制限緩和に依る地方收入補塡可能見込額は合計約千二百三十萬圓にして、其の不足分約二百七十萬圓は、之を地方公共團體各自の歲計節約に依りて調節せしむ

ることと爲したり。

第二目　附屬法規の改正及制定

營業稅法の改正に伴ひ、其の施行規則にも改正を施す必要を生ぜしを以て、大正十二年三月勅令第七十九號を以て左の如く其の改正勅令を公布したり。

勅令第七十九號（大正十二年三月二十九日）

營業稅法施行規則中左ノ通改正ス

第十一條中「增加資本金額ヲ」「超過額」ニ改メ同條第二項ヲ創ル

第二十條　稅務署長ハ所轄內ニ事務所ヲ有スル同業組合其ノ他ノ營業者ノ團體ニ對シ其ノ團體ニ屬スル各營業者ノ課稅標準ノ見込額又ハ順位ヲ諮問スルコトヲ得

前項ノ諮問ヲ受ケタル團體ハ諮問事項ニ對スル調書ヲ作成シ稅務署長ノ指定スル期限迄ニ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二十一條中「第二十六條ノ六第三項」ヲ「第二十六條ノ六第四項」ニ、「調查委員選擧人ヲ選擧シ又ハ調查委員及補闕員ヲ選擧シ又ハ調查委員若ハ補闕員」ニ改ム

第二十二條中「又ハ北海道、沖繩縣ノ區」ヲ削ル

第二十四條　營業稅法第二十六條ノ八第二項ノ規定ニ依ル公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スヘシ

第二十五條　稅務署長ハ選擧期日前三十日ヲ期ト[illegible]ヲ調製シ副本ヲ市區町村長又ハ戶長ニ送付スヘシ

市區町村長又ハ戶長ハ選擧期日前二十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ五日間市區役所、町村役場又ハ戶長役場ニ於テ選擧人名簿ノ副本ヲ關係者ノ縱覽ニ供スヘシ

關係者選擧人名簿ノ副本ニ付異議アルトキハ縱覽期間內ニ之ヲ稅務署長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ稅務署長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ五日內ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ決定ニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ稅務署長ハ正本ヲ修正シ名簿確定期日前市區町村長又ハ戶長ヲシテ其ノ副本ヲ修正セシムヘシ

選擧人名簿ハ選擧期日ノ前日ヲ以テ確定ス

島嶼其ノ他交通不便ノ地ニ於ケル選擧人名簿ニ付テハ大藏大臣ハ第一項乃至第四項ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　同一選擧區域內ニ於ケル數投票區ニ於テ營業稅ヲ納ムル者ハ營業稅法第十三條ノ申告ト同時ニ其ノ投票ヲ爲スヘキ投票區ヲ申告スヘシ申告ナキトキハ稅務署長其ノ投票區ヲ定ム

第二十七條　市區町村長又ハ戶長ハ投票區內ニ於テ選擧資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムヘシ

第二十八條　投票ノ效力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ市區町村長又ハ戶長之ヲ決定スヘシ

第二十九條　市區町村長又ハ戶長ハ投票ノ有效無效ヲ區別シ調查委員ノ任期間之ヲ保存スヘ

シ

第三十條　投票ノ調査終リタルトキハ市區町村長又ハ戶長ハ直ニ左ノ事項ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

一　投票及開票ノ日時及場所

二　投票及開票ノ立會人ノ住所及氏名又ハ名稱

三　投票人及投票ノ總數竝有效投票及無效投票ノ數

四　投票ヲ無效ト決定シタル事由

五　被選擧人ノ氏名又ハ名稱及其ノ得票數

第三十一條　選擧會ハ豫メ稅務署長ノ公示シタル日時及場所ニ於テ之ヲ開ク

第三十二條　稅務署長ハ選擧區內ニ於テ選擧資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ選擧會ニ立會ハシムヘシ

第三十三條　營業稅法第二十六條ノ十五ノ規定ニ依リ調査委員又ハ補闕員ヲ辭セムトスル者ハ當選通知ヲ受ケタル日ヨリ七日內ニ其ノ旨ヲ當該稅務署ニ申出ツヘシ

第三十四條　法人ノ代表者個人又ハ他ノ法人ノ代表者トシテ調査委員ニ當選シ若ハ補充セラレタルトキ又ハ營業稅法第二十六條ノ六第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ法人ハ更ニ代表者ヲ定メ所轄稅務署ニ申告ズヘシ

第三十五條ノ二　調査委員會ノ會長事故アルトキハ出席シタル調査委員及調査委員タル法人ノ代表者中年齡多キ者會長ノ職務ヲ代理ス

第三十九條中「審査委員」ノ下ニ「及補闕員」ヲ加フ

第三十九條ノ二　審査委員ヲ選擧スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選擧スヘシ

補闕員ハ稅務監督局所轄內各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員之ヲ互選ス

第四十條　稅務監督局長ハ審査委員及補闕員ノ選擧期日、投票時間及投票場所ヲ定メ之ヲ調査委員ニ通知シ同時ニ投票用紙ヲ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依ル通知ニハ之ヲ受クヘキ調査委員ノ屬スル府縣又ハ北海道ニ於ケル調査委員ノ氏名表ヲ添附スヘシ

第四十一條　審査委員及補闕員ノ選擧ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ審査委員及補闕員ノ各選擧ニ付一人一票ニ限ル

選擧人ハ選擧ノ當日投票時間內ニ自ラ投票所ニ至リ被選擧人各一人ノ氏名又ハ名稱ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ但シ相當ノ事由ニ因リ自ラ投票所ニ至ルコト能ハサルトキハ郵便ニ依リ投票スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ投票時間後到著シタル投票ハ無效トス

第四十二條　稅務監督局長ハ調査委員中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムヘシ

第四十三條　投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條ノ二　審査委員ニ當選シタル者同時ニ補闕員ニ當選スルモ補闕員タルコトヲ得ス

第四十四條　審査委員及補闕員ノ選擧終了シタルトキハ稅務監督局長ハ當選人ニ當選ノ通知

ヲ爲シ且其ノ氏名又ハ名稱ヲ公示スヘシ

第四十四條ノ二　審査委員又ハ補闕員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十五條　審査委員及補闕員ハ稅務監督局所轄內ニ於ケル調査委員全部ノ改選アリタルトキ又ハ稅務監督局ノ管轄區域ニ異動アリタルトキ之ヲ改選ス

第四十五條ノ二　調査委員ヨリ選擧セラレタル審査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ補闕員ヲ以テ之ヲ補充ス但シ北海道ニ在リテハ補闕員中投票ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ闕員ヲ補充スヘキ補闕員ナキトキハ審査委員ノ補闕選擧ヲ行フ

第四十五條ノ三　審査委員又ハ補闕員ニシテ調査委員タル資格ナキニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第四十七條中「毎年」ヲ削ル

第四十九條　審査委員會ノ會長事故アルトキハ出席シタル審査委員及審査委員タル法人ノ代表者中年齡多キ者會長ノ職務ヲ代理ス

第五十四條　營業稅法第二十九條ノ規定ハ數種ノ營業ヲ爲シ又ハ數箇ノ店舖其ノ他ノ營業場ヲ有シ各別ニ營業稅ヲ課セラルル者ニ付テハ各業又ハ各店舖其ノ他ノ營業場毎ニ之ヲ適用ス

第五十五條　個人營業ニ係ル營業稅法第二十九條ノ利益ハ其ノ年ニ於ケル當該營業ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル

前項ノ經費ハ仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノ竝當該營業ニ係ル營業稅ハ之ヲ控除セス

第五十六條　法人營業ニ係ル營業稅法第二十九條ノ利益ハ其ノ年ニ於ケル當該營業ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル此ノ場合ニ於テ法人ノ事業年度ノ期間カ前年又ハ翌年ニ跨ルモノニ付テハ其ノ事業年度ノ總益金及總損金ヲ日割計算ノ方法ニ依リ按分算出シタルモノヲ以テ其ノ年ニ屬スル總益金及總損金ト看做ス

當該營業ニ係ル營業稅及繰越缺損ノ補塡ハ前項ノ總損金ニ之ヲ算入セス

第五十七條　營業稅法第三十條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲サムトスル者ハ其ノ課稅標準又ハ利益ノ明細書ヲ添ヘ所轄稅務署ニ請求書ヲ提出スヘシ

第五十八條　前條ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求カ手續ニ違背シタルモノナルトキ又ハ更訂若ハ免除スヘキモノニ非スト認メタルトキハ稅務署長ハ之ヲ却下スヘシ

第五十九條　稅務署長營業稅法第二十八條ノ四又ハ第二十九條ニ規定スル處分ヲ爲シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第六十條　營業者納稅地ニ現住セサルトキハ其ノ課稅標準ノ申告、納稅其ノ他營業稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第六十一條　收稅官吏營業稅法第三十三條ノ規定ニ依リ營業ニ關スル帳簿又ハ物件ヲ檢查スルトキハ檢查章ヲ携帶スヘシ

附　則

本令ハ大正十二年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十一條及第五十四條乃至第五十九條ノ改正規定ハ大正十二年分營業稅ヨリ之ヲ適用ス

營業稅調查委員及營業稅審查委員ニ關シテハ大正十二年五月十日迄ハ仍從前ノ規定ニ依ル

右改正營業稅法施行規則は其の第二十五條に於て、營業稅調查委員選擧人名簿の調製期日、縱覽期間、異議申立手續等に關して規定すると共に、島嶼其の他交通不便の地に於ける選擧人名簿に就ては大藏大臣は別段の定を爲すことを得るものと規定せしを以て、之に基き同年五月大藏省令第十三號を以て新に營業稅法施行細則を制定し、右選擧人名簿に關する例外的規定を設くると共に、選擧人名簿及選擧用紙の樣式を定めたり。而して營業稅法第二十六條の三、同法施行規則第二十二條及二十三條の規定に依り特に營業稅調查委員會を置くべき區域及調查委員の定數に就ては、從來大正三年大藏省令第二十一號及二十二號を以て之を規定し、又施行規則第六十一條の規定に依り收稅官吏の携帶すべき檢查章の樣式は同第十九號を以て之を定むる所ありしが、營業稅法施行細則の制定に當りて以上の規定も之を右細則中に包含せしむることと爲し、同時に從來の諸規定を廢止したり。今右施行細則の全文を揭ぐれば左の如し。

營業稅法施行細則（大正十二年五月二日大藏省令第十三號）

第一條　左記區域ニ付テハ營業稅法施行規則第二十五條第一項ノ三十日ヲ六十日以內ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル日トス

管轄稅務監督局名	管轄稅務署名	區域
東京	幸橋	伊豆七島
		奥尻郡　奥尻村
札幌	檜山	奥尻郡　燒尻村、天賣村
	增毛	苫前郡　鬼脇村、仙法志村、鴛泊村、香形村
	宗谷	利尻郡　船泊村、香深村
	根室	禮文郡　齒舞村
		花咲郡　泊村、留夜別村
		國後郡　斜古丹村
		色丹郡　紗那村
		紗那郡
		振別郡
		擇捉郡　留別村
		島尻郡　藻取村
		藻取郡
		蘆嘉敷郡　渡嘉敷村、座間味村、伊平屋村、粟國村、渡名喜村
熊本	那覇	八重山郡　與名國村
	八重山	八重山郡　喜界村、早町村、龜津村、島尻村、天城村、東天城村、知名村、和泊村、與論村、十島村
	大島	大島郡　多良間村
	宮古	宮古郡

前項ノ區域ニ於ケル營業稅法施行規則第二十五條第三項ノ規定ニ依ル異議ノ申立ハ村長又ハ戶長ニ對シ之ヲ爲スヘシ

村長又ハ戶長前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ證憑ヲ審査シ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ五日以內ニ之ヲ決定スヘシ其ノ申立ヲ正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選擧人名簿ノ副本ヲ修正シ其ノ事由ヲ具シテ之ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

稅務署長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ選擧人名簿ノ正本ヲ修正スヘシ

第二條　左記區域ニ付テハ營業稅法施行規則第二十五條第一項ノ三十日ヲ四十日トシ第二項ノ二十日ヲ二十五日トス

管轄稅務監督局名	管轄稅務署名	區域
仙臺	石卷	牡鹿郡荻濱村、鮎川村、女川村
	酒田	飽海郡飛島村
名古屋	宇治山田	志摩郡神島村
	村上	岩船郡粟島浦村
廣島	屋代	大島郡平郡村
熊本	中村	幡多郡沖ノ島村
	宇和島	北宇和郡戶島村、日振島村

第三條　營業稅法施行規則第二十五條第一項ノ規定ニ依ル選擧人名簿ハ第一號書式ニ依リ調製スヘシ

第四條　營業稅調查委員及補闕員又ハ營業稅審查委員及補闕員ノ選擧投票用紙ハ第二號又ハ第三號書式ニ依リ調製スヘシ

第五條　營業稅法第二十六條ノ三、同法施行規則第二十二條及第二十三條ノ規定ニ依リ營業稅調查委員會ヲ置クヘキ區域及調查委員ノ定數ハ別表ニ依ル

第六條　營業稅法施行規則第六十一條ノ規定ニ依リ收稅官吏ノ携帶スヘキ檢查章ハ第四號書式ニ依リ調製スヘシ

附　則

本令ハ大正十二年五月十一日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年大藏省令第十九號同第二十一號及同第二十二號ハ大正十二年五月十日限リ之ヲ廢止ス

（書式省略）

（別表營業稅調查委員會設置區域及定數表省略）

右施行規則は翌大正十三年十一月大藏省令第二十七號を以て第二條中「屋代」を「岩國」に改められ、又大正十二年十月大藏省令第二十五號・十三年三月同五號・同年同月同第八號・同年五月同第十五號・同年十一月同第二十二號・同年同月同第二十七號・十四年五月同第十四號を以て、別表營業稅調查委員會設置區域及定數表中に改正を加へられたり。

第四項　關東震災と營業稅の特別處分

大正十二年九月一日關東地方に大震災發生するや、政府は災害地方に於ける納稅者の苦痛を緩和し、災害地の復舊を速ならしむる爲め、租稅の賦課徵收に關して應急的救濟の方法を講ずるの必要を認め、茲に租稅の減免又は徵收猶豫を行ふことに決せしが、其の中差向き急施を要し議會の開會を待つ能はざる事項に就きては、緊急勅令を以て之を規定することと爲し、卽ち大正十二年九月十二日勅令第四百十號を公布したり。右勅令に依れば(一)震災被害者の納付すべき大正十二年分の第三種所得稅及營業稅は之を免除又は輕減し(二)震災地に於て大正十二年度に納付すべき地租・所得稅・營業稅・相續稅は、被害の有無に拘らず之が徵收を猶豫することを得るものにして、其の施行に關する細目に就ては之を命令の定むる所に讓ることとせり。今右緊急勅令の全文を揭ぐれば左の如し。

勅令第四百十號（大正十二年九月十二日）

第一條　政府ハ震災被害者ノ納付スヘキ大正十二年分ノ第三種所得稅及營業稅ニ付各納稅者ノ被害ノ狀況ニ應シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除又ハ輕減スルコトヲ得

第二條　政府ハ震災地ニ於テ大正十二年度ニ納付スヘキ左ノ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一　地租
二　所得稅
三　營業稅
四　相續稅

第三條　第一條ノ震災被害者及前條ノ震災地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右緊急勅令の施行に關する勅令は同月三十日勅令第四百三十三號を以て公布せられ、震災地及震災被害者の意義、租稅減免及徵收猶豫の條件程度及手續等に就て規定する所ありしが、今其の中營業稅に關する規定の要領を說明すれば左の如し。

（一）減　免

大正十二年分營業稅に就ては納稅者の住居所の所在地を問はず、震災被害者に對して總て之が減免を行ふものにして、其の減免稅の要領は(イ)營業用建物・機械・器具等の固定資本の大部分を失ひ又は商品原料品の大部分を失ひし者に對しては、十一月に納期の開始すべき第二期分の租稅は之を全部免除するものとし(ロ)震災被害者の營業利益計算に方りては、震災に因り滅失又は毀損したる自己所有の家屋其の他の築造物・船舶・機械・器具等の損害見積金額を經費と看做し、其の結果利益皆無となれる場合は大正十二年分の全部を免除し、其の利益減少せる場合は之に應じて減稅するものとす。右の減免稅處分に於て、營業利益が皆無となり又は減少したる場合に營業稅を減免することは、大正十二年三月改正の營業稅法第二十九條の規定に基きて之を行ふものなりと雖も、其の營業利益の計算に方りて通常の場合に於て控除すべからざる營業用の建物・機械・器具等の損害見積金額を控除することは、本勅令に依て特に設けられたる例外にして、之れ未曾有の震災に對應する特別の恩典なりとす。

（二）徵收猶豫

大正十二年度に於て納付すべき營業稅に就ては、一定の震災地域內の納稅者の總てに對して其の徵收を猶豫することと爲し、其の震災地域に就ては被害の狀況其の他を調査の上、東京府の大部、神奈川縣の全部、埼玉、千葉、山梨、靜岡諸縣の一部を指定したり。而して營業稅に就ては其の納付未濟に係るものは、差當り大正十二年十月三十一日迄其の徵收を猶豫し、右期限後に至り大藏大臣適當に之を定むることと爲し、又十一月に納期到來すべき第二期分に就ては大藏大臣の定むる所に依り其の徵收を猶豫するものとせり。

今右勅令中營業稅に關する條項を抄錄すれば左の如し。

勅令第四百三十三號(大正十二年九月三十日)(抄錄)

第一條　大正十二年勅令第四百十號第三條ノ規定ニ依リ震災地及震災被害者ヲ左ノ如ク定ム

一　震災地

東京府(西多摩郡及小笠原島ヲ除ク)

神奈川縣

埼玉縣(秩父郡、兒玉郡及大里郡ヲ除ク)

千葉縣　千葉市　千葉郡　市原郡　東葛飾郡　君津郡　安房郡

山梨縣　中巨摩郡花輪村　東八代郡富士見村　南巨摩郡鰍澤町　南都留郡明見村

中野村忍野村

靜岡縣　沼津市　田方郡　駿東郡　賀茂郡

二　震災被害者

大正十二年九月一日ノ震災(之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム以下同シ)ニ因リ損害ヲ受ケタル者

第七條　震災被害者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ大正十二年分營業稅第二期分ハ之ヲ免除ス

一　營業ノ用ニ供スル家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

二　商品及原料品ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

前項ノ規定ハ各營業場毎ニ之ヲ適用ス但シ營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課シタルモノニ付テハ各營業場ヲ通シテ之ヲ適用ス

第八條　前條ノ規定ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受ケタル者ニ付テハ第一期分ニ相當スル稅額ヲ以テ營業稅法第二十九條ノ其ノ年分營業稅額ト看做ス

第九條　震災被害者ノ大正十二年分營業稅ニ付營業稅法第二十九條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ營業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタル損害ノ見積金額ヲ營業稅法施行規則第五十五條ノ經費ト看做ス

第十條　震災ニ因リ營業稅法第二十六條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル大正十二年分營業稅課稅標準ノ不明ト爲リタルモノニ付テハ政府ハ營業稅調査委員會ニ諮問シテ其ノ課稅標準ヲ確定スヘシ

第十一條　第二條、第三條又ハ第七條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ヲ受ケムトスル者ハ被害ノ狀況及損害見積金額ヲ記載シタル申請書ヲ大正十三年一月三十一日迄ニ所轄稅務署ニ提出スヘシ

震災當時ニ於テ納稅地カ震災地ニ在リタル納稅者ニシテ被害ノ事實顯著ナルモノニ付テハ前項ノ申請ナキ場合ト雖政府ノ認ムル所ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ヲ爲スコトヲ得

第十三條　本令ニ依ル所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ニ關スル處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第十四條　震災地ニ於テ納付スヘキ地租、所得稅（第二種所得稅ヲ除ク）、營業稅及相續稅ニシテ納付未濟ニ係ルモノ及大正十二年十月三十一日迄ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十二年十一月一日以後ニ於テ大藏大臣其ノ納期限ヲ定ム

震災地ニ於テ納付スヘキ地租、所得稅（第二種所得稅ヲ除ク）、營業稅及相續稅ニシテ大正十二年十一月一日以後ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の如く勅令第四百三十三號は、震災地に於て納付すべき營業稅に關しては、其の納付未濟に係るものに就ては、大正十二年十一月一日以後に於て大藏大臣之が納期限を定むることとし、又十一月に納期到來すべき第二期分に就ては、其の猶豫方法を大藏大臣に一任せしを以て、右規定に基き同年十月三十一日大藏省令第二十六號を以て此等徵收猶豫に關する細目を規定せり。卽ち之に依れば右勅令に依り一般的に徵收を猶豫せられたる營業稅の中、震災被害者に非ざる者の納付すべき分に就ては、其の納付未濟に係るものは大正十二年十二月二十日迄徵收を猶豫し、第二期分に就ては猶豫を爲さずして十一月中に徵收するものと爲し、又震災被害者の納付すべき營業稅に就ては、納稅義務者の申請に依り大正十三年三月三十一日迄其の徵收を猶豫し、更に又震災に依り課稅標準の不明となりたる者の營業稅に就ては、大正十三年五月三十一日迄之が徵收を猶豫することと爲したり。今右省令中營業稅に關する條項を抄錄すれば左の如し。

大藏省令第二十六號（大正十二年十月三十一日）（抄錄）

大正十二年勅令第四百三十三號第十四條ノ規定ニ依リ震災地ニ於テ大正十二年度ニ納付スヘキ地租、所得稅、營業稅及相續稅ノ徵收猶豫方左ノ通リ定ム

第一條　大正十二年勅令第四百三十三號第十四條第一項ノ規定ニ依リ徵收ヲ猶豫シタル租稅ノ納期限ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大正十二年分ノ第三種所得稅第一期分ニ在リテハ大正十三年五月三十一日限其ノ他ノ租稅ニ在リテハ大正十二年十二月二十日限トス

第五條　大正十二年分營業稅ノ徵收猶豫ニ付テハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一　震災被害者ノ營業稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年三月三十一日限之ヲ徵收ス但シ被害ノ事實顯著ニシテ營業稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テモ之ヲ猶豫スルコトヲ得

二　震災ニ因リ課稅標準ノ不明トナリタルモノニ付テハ大正十三年五月三十一日限之ヲ徵收ス

第七條　第二條、第四條乃至第六條ノ規定ニ依リ徵收猶豫ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ左ノ期限迄ニ所轄稅務署長ニ申請書ヲ提出スヘシ

五　其ノ他ノ諸稅ニ付テハ納稅告知書ヲ受ケタル日ヨリ七日以內

市町村ニ於テ徵收スヘキ租稅ニ付テハ前項ノ申請書ハ納稅地ノ市區町村ヲ經由シテ之ヲ提出スヘシ

第八條　前條ノ申請書ニハ納稅義務者ノ住所又ハ居所、氏名、稅目、納期區分及左ノ事項ヲ記載スヘシ

二　其ノ他ノ租稅ニ在リテハ其ノ課稅標準額、稅額、被害狀況及震災當時ニ於ケル納稅地

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の如く政府は震災發生直後に於て取敢へず大正十二年分及大正十二年度に納付すべき租稅の減免猶豫を行ふ所ありしが、當時政府は右以外の事項に就ては大正十二年末に召集せらるべき第四十八回帝國議會に提案して其の協贊を求むる豫定なりしも、會々同議會は解散を命ぜられしを以て、政府は其の提案豫定事項中差向き急施を要するものに限り再び緊急勅令を以て規定し、以て應急の措置を講ずることと爲し、大正十三年二月二十三日勅令第二十一號を公布せしが、右勅令に於て震災被害者の納付すべき大正十三年營業稅課稅標準の算定方法に關する特例に就て、左記の如き規定を設けたり。

勅令第二十一號（大正十三年二月二十三日）（抄錄）

第一條　營業稅ノ課稅標準ヲ前年ノ實蹟ニ依リ計算スヘキ場合ニ於テ大正十二年九月一日ノ震災（之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム）ニ因リ營業ノ狀況激變シ課稅標準中著シク減損スヘシト認メラルルモノアルトキハ大正十三年分營業稅ニ限リ豫算ヲ以テ其ノ課稅標準ヲ算定ス

前項ニ該當スル營業者ハ速ニ當該課稅標準ノ豫算ヲ政府ニ申告スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

蓋し現行營業稅法に依れば當年の營業稅課稅標準は前年の實蹟に依り算定するを原則とす。然るに大正十二年は震災の爲め九月以降の實蹟は不良となりしも、八月迄は何等異狀なかりしを以て一年を通じての實蹟は相當の額に達すべしと雖も、震災の爲め打擊を受けたる營業者に在りては、大正十三年中に於ては到底前年の實蹟だけの營業を爲す能はざるもの極めて多數に上るべきを以て斯くの如き狀況に在る營業者に對し、通常の場合の法規を適用するは實情に適合せざるのみならず此等營業者の蒙る苦痛は甚だ大なるものあるは明かなり。而して現行法に依れば斯かる場合の救濟方法としては、當年を經過したる後課稅標準を更訂するの途ありと雖も、右は二分の一以上減損の場合に限らるるのみならず、結局當年の實蹟に依り改算せらるべきこと明かなる多數の營業者に對し、一旦前年の實蹟に依り課稅し置くが如きは、其の手數の煩に堪へざるのみならず、納稅者は一應高き課稅に依り稅金を納付せざるべからざるを以て、特に復興途上に在る營業者に對し過當の苦痛を

與ふるの虞あり。依て此際震災に因り課稅標準著しく減損すべしと認めらるる者に對しては、右の如く特に豫算を以て課稅標準を算定するの特例を設け、以て營業の實情に適應する課稅を爲すと共に、納稅者の苦痛を緩和し、民心の安定を圖らんことを期せしなり。

以上は大正十二年關東震災に因る營業稅の減免猶豫に關する規定の概要なり。今右規定に依る處分の實蹟を見るに、先づ大正十二年勅令第四百三十三號第七條に依り、大正十二年分營業稅第二期分の免除を受けたるものは、營業數五萬二千六百五十七、此の稅額四百十七萬三千六百六十圓にして其の各營業別內譯を示せば左の如し。

營業名	營業數	免稅額	營業名	營業數	免稅額	營業名	營業數	免稅額
物品販賣業	三八、〇八三	一、六六七、二九三圓	呉服業	一四六	一四、九三圓	旅人宿業	三二九	三三、七三七圓
銀行業	一二九	九八六、七三〇	寫眞業	三八	一、二六九	周旋業	四七	一三、四一六
保險業	三三	四四、〇八三	運送業	七三一	九四、二九	代理業	三三	二五、五八〇
無盡業	三	二、〇八六	倉庫業	四〇	六一、三四〇	仲立業	九六	三一、〇二一
金錢貸付業	一、二七	二三、八六四	鐵道業	二	五、七三七	問屋業	七四三	三五六、六四一
物品貸付業	二六	四、四九四	請負業	一六五	一六五、七二八	信託業	一〇	八、五二三
製造業	二、六二九	四二九、九四三	席貸業	四五、四七五	四五、四七五	合計	五二、六七七	四、一七三、六六〇
印刷業	四〇六	二一、二〇四	料理店業	六一〇	五六、四七三			

又同勅令第十條の規定に依り、震災に因り不明となりたる大正十二年分營業稅課稅標準を政府に於て確定せしものは左の如し。

營業名	當初決定總額		同上中確定を要せざるもの		同確定したるもの		同確定不能に終りたるもの	
	營業個數	稅額	營業個數	稅額	營業個數	稅額	營業個數	稅額
物品販賣業	四七、九二八	三、〇七一、一五九七圓	三三、一二三	二、四七三、四四六圓	一〇、〇五五	四四九、八七〇圓	四、七二一	一四八、二八一圓
銀行業	九一	二、一〇一、九七〇	七四	二、〇四二、九二三	一七	二七、八二八	一	二、四二三
保險業	二六	二三三、〇八八	二三	二〇、一八〇	四	九四、二六〇	一	二、四二三
無盡業	一六	二、四四六	八	一三、九二八	七	一、八八〇	七	一九、〇七〇
金錢貸付業	一、五八四	一七六、九二一	九八	二三、九二八	三九	三三、九二六	四七	一三、三九〇
物品貸付業	一七	八、二七六	二七	六、四四九	二七	七七一	三	一、〇五六
製造業	三、八〇六	四八三、五四〇	四四四	三四一、〇七三	四四四	一三〇、一四一	二九	二、八六三
運送業	七九九	四七七、七二〇	三九三	四四四、八五八	一七	二七、七三七	三九三	四四四、八五八
倉庫業	三三	八六、二八一	一三	七三、二一一	九	二三、二七九	一三	七三、二一一
鐵道業	二	一五、一九三	一	八七〇	—	—	—	—
貨物陸揚場業	一	八七〇	—	—	—	—	—	—
請負業	七、五四八	一七三、四七一	五、七五五	一九、二七七	一、〇四七	四二、七四二	七五六	一二、四五二
印刷業	三七六	二七、二五三	三二五	二〇、五四〇	六九	四、二六五	八二	二五、八八
出版業	九七	一三、六二〇	八二	一、九二三	六	六三〇	二	一三、九〇〇
寫眞業	五三	二、八七七	二七	二四、九四四	二	三五一	二〇	二六、四四三
席貸業	一、二九五	六六、六三〇	六六三	二一、九九五	一〇四	一九、四四二	一一七	五三、八三九
旅人宿業	三四二	三八、二三一	一一七	五三、八三九	三四	三六、〇三一	一四四	二九、八一三
料理店業	六四一	九三、九八五	三六六	二〇、五四二	四	九二〇	三四七	四、一四八
周旋業	八三一	三七、九八	九四	四、〇八	七四	三、八三五	七一八	二六、五三一
代理業	二八一	三七、六三一	二七	四、〇八	七四	三、八三五	七一八	二六、五三一
仲立業	一、八三五	七七、三五〇	八七七	二九、八一三	二三〇	一四、三五五	四六一	一六、五三一

問屋業	一、〇六七	六九四、七九四圓	五一四	五五八、二七〇圓	一九一	一三九、〇〇四圓	三六二	七、五三〇圓
信託業	八	二、二三三	七	二、一八九	一	三四	—	—
合計	六八、五四七	七、八〇九、一七八	四六、六八五	六、五三三、四二四	一三、二六二	一、〇三四、一三八	八、五八〇	二六一、六一六

（備考）一、本表は神田橋・永代橋・兩國橋・厩橋・横濱の各税務署分に係るものなり。
二、本表の計數は法人及個人の合計額とす。

次に同勅令の規定に依り大正十二年分營業税の徵收を猶豫せられたる額は、二百四十五萬九千七百六十七圓なりとす。

更に大正十三年勅令第二十一號の規定に依り、大正十三年分營業税課税標準を豫算を以て算定したる實蹟は左の如し。

業名	實蹟に依り算定したる場合		豫算に依る決定	
	營業個數	税額	營業個數	税額
物品販賣業	四〇、四四八	二、五九四、〇六七圓	三六、一六六 四、二四三	一、六九一、一九七圓
銀行業	一三	六三、一六一	一三 —	二六、七五一
保險業	三	三、三一〇	三 —	一、二七一
無盡業	一四	一、六七四	一三 二	一、二四〇
金錢貸付業	五〇一	七八、四三〇	一七五 三三六	二九、九五九
物品貸付業	一〇三	三、五三九	七二 三一	一、七一五
製造業	二、六七二	七一九、〇三〇	二、一一三 五六〇	四三二、六九一
運送業	六五八	七七、六八九	五三二 一三六	三七、九〇四
倉庫業	三	一三六、九四四圓	二 一	八七、一三八圓
貨物陸揚場業	一	一六	一 —	一〇
鐵道業	一	五、四〇七	一 —	四七四
請負業	五、八七一	二五八、一八五	四、九〇一 九七〇	一七九、六二一
印刷業	三九三	三八、六九五	三三一 六二	二〇、一〇九
出版業	一〇四	二一、九六五	七一 三三	九、六〇一
寫眞業	三三	一、六六六	一八 一五	四三一
席貸業	一、二二〇	九三、一一三	九五三 二六七	四五、四八〇
旅人宿業	三二五	三六、三六一	二〇〇 一二五	一四、一三六
料理店業	五五二	一〇八、四五六	三八六 一六六	四六、四二七
周旋業	三九三	二〇、八五一	二三五 一五八	七、一二六
代理業	一〇六	一八、三二一	七一 三五	七、七二四
仲立業	九六二	五八、〇〇〇	五九三 三六九	二五、三五七
問屋業	八二二	四九七、〇六九	七二三 九八	三四二、四〇六
合計	五五、一七五	四、八三五、九三八	四七、五八九 七、五八六	三、〇〇八、七四九
差引減免額				一、八二七、一八九圓

（備考）一、「豫算に依る決定」欄中、左側の數字は無資格者にして外書なり。
二、本表の計數は法人及個人の合計額とす。

以上は震災に關する特別法令に依る處分の實蹟なるが、此の外尚大正十二年分の營業利益減少の結果、營業税法の規定に依り營業税免除處分を受けたるものあり。其の數額左の如し。

業名	處分を受けたるもの			同上中勅令第四三三號第九條を適用したる爲税法第二十九條に該當するもの		
	營業個數	十二年分税額	免除税額	營業個數	十二年分税額	免除税額
物品販賣業	七二九 七一七	七五、五六九圓	七五、五四二圓	六八二 六八二	四七、一九二圓	四七、一九二圓
銀行業	二 二	五一三	五一三	—	—	—
金錢貸付業	四三 四三	三、三七二	三、三七二	四一 四一	三、二九三	三、二九三
物品貸付業	一 一	二九四	二九四	一 一	二九四	二九四
製造業	七九 七九	六一、四一三	六一、四一三	五一 五一	一〇、四二七	一〇、四二七
運送業	一九 一九	二、五二六	二、五二六	一七 一七	二、一三八	二、一三八
請負業	二二 二二	九六四	九六四	一八 一八	七五〇	七五〇
席貸業	七 七	三一七	三一七	七 七	三一七	三一七
旅人宿業	三九 三九	三、六八四	三、六八四	三七 三七	三、一三三	三、一三三

料理店業	一八 一八	二、二七二	二、二七二	一八 一八	二、二七二	二、二七二
周旋業	四四	二〇〇	二〇〇	三三 三三	一九五	一九五
仲立業	三二 三二	一、九九八	一、九八九	三二 三二	一、九八八	一、九八八
問屋業	七一 七一	四八、二三二	四八、二三二	七〇 七〇	四六、九七一	四六、九七一
合計	一、〇六五 一、〇六三	二〇一、三五三	二〇一、三二六	九七七 九七七	一一八、九七〇	一一八、九七〇

（備考）一、大正十二年度中に處分に至らずして大正十三年度に處分したるものあるも員數不明なり。
二、「營業個數」欄中左側の數字は全免したる個數にして、內書なり。
三、本表の計數は個人及法人の合計額なり。

第六款　大正末年の營業稅

第一項　營業稅の廢止及營業收益稅の創設

大正十五年一月政府は多年の懸案に係る稅制の一大整理を斷行せんことを圖り、第五十一回帝國議會に之に關する各種の法律案を提出せしが、此の中營業稅に關しては從來の營業稅法を廢止し、新に營業收益稅法を制定することと爲したり。蓋し現行營業稅法は既述の如く一定の外形標準に依りて課稅するものなるが故に、稅金の負擔は必ずしも營業の收益と相伴はず、爲に負擔の均衡を失すとの非難强く、之が廢止の聲は常に絕えざりしものなるが、政府は營業稅の斯かる缺點を除かんが爲には、結局外形標準に依る課稅方法を改めて、營業純益を標準として適實なる課稅を爲すの外他に良策なきものと認め、本次の稅制整理に際しては此の趣旨を以て營業稅を改正せんとせしが、斯くの如く課稅方法を改めて營業の純益に依るものと爲すことは、現行法の組織を根本的に改正するものなるを以て、寧ろ現行營業稅は之を廢止し、新に營業收益稅を創設するを以て適當と認めしなり。斯くて政府は同議會に於て稅制整理案の一として營業稅法廢止法律案と共に營業收益稅法案を提出せしが、今其の要綱を揭ぐれば左の如し。

（一）外形標準に依り課稅する現行營業稅は之を廢止し、之に代ふるに營業收益稅を以てし、營業純益を以て其の課稅標準とすること。

（二）個人營業の課稅範圍は大體現行營業稅の課稅業體とすること。但し運河業・棧橋業・船舶碇繫場業・貨物陸揚場業の如き營業者數極めて少き種目は、課稅業名より之を削除すること（保險業及信託業は法律上個人營業者なきを以て當然削除）。

（三）營利法人に對しては總て營業收益稅を課すること。但し漁業及演劇興行は之を例外とし、現行の通地方稅を課せしむること。

個人の課稅業體は大體現行營業稅の如くするに拘らず、法人に就ては其の業體を限定せず、原則として總ての營利法人に對して課稅せんとする理由は、等しく營利を目的とする法人の間に於て其の事業の種目に依り營業收益稅の課否を異にすべき理由なく、却て之が爲に甚しく負擔の不權衡を來すのみならず、假に其の課稅業體を限定するものとせんか、營業收益稅の課稅を受けざる法人の利益配當に對しては理論上資本利子稅を課せざるを得ず。卽ち法人事業の利益に對しては何れかの補完稅の負擔を免るることを得ざるものなるが故に、法人に於て課稅業體を

限定することは營業收益稅を課すべきか資本利子稅を課すべきかの區分たるに過ぎず。果して然らば負擔の公平を期せんが爲には寧ろ總ての法人に對して一律に營業收益稅を課するを相當とす。加之課稅業體を限定するときは、課稅營業と非課稅營業とを兼營する法人の純益金額の計算上煩雜なる手數を要し、且其の配當金中非課稅營業の分を適當に見積り、之に對して資本利子稅を課することは實行殆ど不可能なるを以てなり。

（四）純益の算定は大體所得稅法の所得金額の算定に準じ、法人に就ては各事業年度毎に決定し、個人に就ては毎年調査委員會に付議して決定すること。但し個人、法人共稅法施行地外の營業より生ずる純益は之を算入せざること。

（五）現行營業稅法に於て製造業其の他に對し開業後三箇年間免稅するの制度は原則として之を廢止し、唯所得稅に於けるが如く重要物產の製造業のみに對し三箇年間免稅すること。

（六）個人營業に就ては純益四百圓を以て課稅最低限とすること。

營業收益稅に免稅點を設くるは現行營業稅に於けると同一の趣旨に出づるものなるが、唯現行營業稅の免稅點は外形標準に依れるに反し、本稅の免稅點は純益に依るが故に、其の程度は必ずしも一致せざれども、田畑地租に於ける課稅最低限との關係等をも考慮し、且現行營業稅に比し幾分其の程度を高むるの目的を以て之を純益四百圓と定めしものなり。

（七）稅率は法人百分の三・六、個人百分の二・八とすること。

法人と個人とに依り稅率を異にするは、其の純益計算の方法を異にし、且個人の純益中には勤勞に因る所得をも包含するを以て、法人に比し幾分其の稅率を低下すべき理由あるのみならず、法人と個人との現在稅額の權衡より稽ふるも右程度の區別を設くるを以て相當と認めしに依る。而して法人、個人の全體を通じ現行營業稅法の稅額に比し多少低減せしむべき見込の下に、右稅率を決定したり。

（八）營業收益稅と地租及資本利子稅との重複課稅を避くる爲め、法人の營業收益稅額中より其の事業年度內に納付したる地租及資本利子稅を控除し、個人の營業收益稅額中よりも營業に專用する土地の地租を控除すること。

營業收益稅の課稅標準たる純益中に土地の收益又は資本利子を包含する場合に於て、之に對して何等斟酌を加ふることなく營業收益稅を賦課するときは、同一收益に對して二樣の補完稅を課することとなるが故に、營業收益稅額中より地租及資本利子稅額を控除するを適當と認めたり。但し個人の資本利子は營業純益の計算上初めより之を除外するを以て、二重課稅の問題を生ずることなく、從つて個人營業者に就ては其の營業に專用する土地の地租のみを、營業收益稅額より控除することとせり。

（九）個人營業の純益決定時期を五月、申告を三月十五日、納期を八月及十一月とすること。

（一〇）本稅の調查決定は所得の調查決定と同時に之を爲すが故に、調查委員會は本稅の爲に之を特設せず、所得調查委員會に於て所得金額の調查と同時に營業純益金額を調查することと爲して手數の省略及兩稅間の聯絡に就き遺憾なきを期せしこと。

（一一）本稅の決定に對する異議申立、減損更訂、納稅地等は大體所得稅に準ずること。

（一二）本稅は大正十六年分より之を施行することと爲し、大正十五年分の營業稅に就ては決定稅

額に對し百分の八の輕減を行ふこと。

右輕減額は營業稅を廢し營業收益稅を設くる爲に生ずべき減稅額を參照して定めしものなり。

（一三）本改正に因る營業稅の減收見込額は左の如し。

區分	改正初年度（大正十五年度）	大正十六年度	大正十七年度	平年度（大正十八年度）
營業稅	五、一七一、九六六圓	一七、八二〇、二四九圓	七、六九五、五六九圓	四、一七三、九四〇圓
營業收益稅	○	○	○	二、二〇四、二五〇
內（課稅最低限變更に因る減	○	○	○	一、九六九、六九〇
內（課稅標準及稅率變更に因る減	○	○	○	

（備考）一、改正初年度に於ける營業稅の減收額は、大正十五年分營業稅決定額に對し百分の八を輕減するに因るものなり。

二、大正十六年度以降に於ける營業收益稅の減收額は、現行營業稅法に依る營業稅收入見込額より營業收益稅收入見込額を差引きたるものなり。

營業稅の改正に關する右政府提出法律案に就ては、貴衆兩院共愼重なる審議を遂げたる末、衆議院は異議なく之を可決し、貴族院は左記二箇の希望決議を附して之を可決したり。

一　營業收益稅法實施ノ結果政府當初ノ豫算ニ超過シ多大ノ增收ヲ來シタル場合ニ於テ、其增收ガ同稅法所定ノ稅率ニ基クモノナルトキハ、政府ハ宜シク同稅率ノ低減ヲ圖ラレムコトヲ望ム。

二　政府ハ營業收益稅法ノ實施ニ當リ、同法第二十五條ノ規定ニ付テ嚴ニ濫用ノ弊ナキヲ期スルト同時ニ、努メテ納稅者ト稅務官吏トノ間ニ於ケル紛爭ヲ避ケ、稅法ノ圓滿ナル施行ヲ圖ラレムコトヲ望ム。

斯くて兩院の協贊を經て、營業稅法廢止法律は大正十五年三月法律第十號、營業收益稅法は同第十一號を以て、夫々左記の如く公布せられたり。

法律第十號（大正十五年三月二十七日）

營業稅法ハ之ヲ廢止ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年分以前ノ營業稅ニ關シテハ仍舊法ニ依ル但シ大正十六年一月一日以後ニ於テハ營業稅調査委員會又ハ營業稅審查委員會ノ事務ハ所得稅法ノ所得調查委員會又ハ所得審查委員會之ヲ行フ

大正十五年分營業稅ニ關シテハ營業稅法ニ依リ算出シタル稅額ノ百分ノ八ヲ免除ス

營業收益稅法（大正十五年三月二十七日法律第十一號）

第一條　本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人ニハ本法ニ依リ營業收益稅ヲ課ス

第二條　本法施行地ニ營業場ヲ有シ左ニ揭クル營業ヲ爲ス個人ニハ本法ニ依リ營業收益稅ヲ課ス

一　物品販賣業（動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ販賣ヲ含ム）

二　銀行業

三　無盡業

四　金錢貸付業
五　物品貸付業（動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ含ム）
六　製造業（瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム）
七　運送業（運送取扱ヲ含ム）
八　倉庫業
九　請負業
十　印刷業
十一　出版業
十二　寫眞業
十三　席貸業
十四　旅人宿業（下宿ヲ含ミ木賃宿ヲ含マス）
十五　料理店業
十六　周旋業
十七　代理業
十八　仲立業
十九　問屋業

第三條　營業收益稅ハ營業ノ純益ニ付之ヲ賦課ス

第四條　法人ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條　合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ純益ニ付營業收益稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第六條　個人ノ純益ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ前年一月一日ヨリ引續キ爲シタルニ非サル營業ニ付テハ其ノ年ノ豫算ニ依リ計算ス

相續シタル營業ニ付テハ相續人カ引續キ之ヲ爲シタルモノト看做シテ其ノ純益ヲ計算ス

資本利子稅ヲ課セラルヘキ資本利子ハ之ヲ純益ニ算入セス

第七條　左ニ揭クル營業ノ純益ニハ營業收益稅ヲ課セス

一　政府ノ發行スル印紙切手類ノ賣捌
二　度量衡ノ製作、修覆又ハ販賣
三　自己ノ採掘シ又ハ採取シタル鑛物ノ販賣
四　新聞紙法ニ依ル出版
五　本法施行地外ニ在ル營業場ニ於テ爲ス營業
六　法人ノ漁業又ハ演劇興行
七　個人ノ自己ノ收穫シタル農產物、林產物、畜產物若ハ水產物ノ販賣又ハ之ヲ原料トスル製造但シ特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ヲ除ク

第八條　勅令ヲ以テ指定スル重要物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年

及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生スル純益ニ付營業收益稅ヲ免除ス

第九條　個人ノ純益金額四百圓ニ滿タサルトキハ營業收益稅ヲ課セス

第十條　營業收益稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人　百分ノ三・六

個人　百分ノ二・八

法人カ各事業年度ニ於テ納付シタル地租額又ハ資本利子稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ營業收益稅額ヨリ之ヲ控除ス

個人カ其ノ營業用ノ土地ニ付納付シタル地租額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業收益稅額ヨリ之ヲ控除ス

前二項ノ場合ニ於テ控除スヘキ地租又ハ資本利子稅ハ純益計算上之ヲ損金又ハ必要經費ニ算入セス

第十一條　納稅義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十二條　納稅義務アル個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十三條　法人ノ純益金額ハ第十一條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ個人ノ純益金額ハ所得稅法ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後個人ノ純益金額ノ決定ニ付脫漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決

定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定スルコトヲ得

所得調査委員會閉會後個人ノ營業ニ付納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ純益金額ノ增加アルコトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定ス

第十四條　稅務署長ハ每年個人ノ營業ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ純益金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條　所得稅法第五十條乃至第五十二條ノ規定ハ純益金額ノ決議及決定ニ付之ヲ準用ス

第十六條　第十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第十七條　納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル純益金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セス

第十八條　前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得稅法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條　個人ノ營業ニ付納稅義務アル者純益金額二分ノ一以上減損アルトキハ政府ニ純益金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス」

純益金額決定後營業繼續ニ因リ純益金額ノ減損シタル場合ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第二十條　前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ純益金額ヲ査覈シ二分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第二十一條　納稅義務者第十八條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第二十二條　法人ノ營業收益稅ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス

個人ノ營業收益稅ハ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期　其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期　其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第二十三條　第十九條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第二十四條　個人ノ營業收益稅ハ納稅義務者ノ住所地、住所ナキトキハ主タル營業場ノ所在地ヲ以テ納稅地トス但シ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル者ニ在リテハ所得稅ノ納稅地ヲ以テ營業收益稅ノ納稅地トス

第二十五條　收稅官吏ハ營業者ニ質問スルコトヲ得

第二十六條　政府ハ同業組合其ノ他ノ營業者ノ團體ニ對シ營業收益稅ニ關スル事項ヲ諮問スルコトヲ得

前項ノ諮問ヲ受ケタル團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調書ヲ提出スヘシ

第二十七條　所得稅法第七十三條ノ二ノ規定ハ純益金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第二十八條　第二十五條ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ檢查ヲ妨ケ又ハ虛僞ノ記載ヲ爲シタル帳簿ヲ提示シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條　詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ營業收益稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ個人ノ營業ニ付營業收益稅ヲ逋脫シタル者ノ純益金額ハ第十三條第二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第三十條　營業收益稅ノ調查又ハ審查ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調查又ハ審查ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十六條ノ例ヲ用ヒス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

法人ノ大正十六年一月一日以後ニ終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年ニ跨ルモノニ付テハ當該事業年度ノ純益金額ヨリ日割計算ノ方法ニ依リテ算出シタル大正十五年ニ屬スル期間ノ純益ヲ控除ス

營業稅法の廢止竝に營業收益稅の創設に伴ひ、同年三月三十一日勅令第三十號を以て營業稅法施行規則を廢止すると共に、同年九月九日勅令第三百三號を以て新に營業收益稅法施行規則を制定したり。今右兩勅令の全文を揭ぐれば左の如し。

勅令第三十號(大正十五年三月三十一日)

營業稅法施行規則ハ之ヲ廢止ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年分以前ノ營業稅ニ關シテハ仍舊令ニ依ル

營業收益稅法施行規則(大正十五年九月九日勅令第三百三號)

第一條　法人ノ純益ハ營業收益稅ヲ課スヘキ營業ニ付其ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シテ之ヲ計算ス

法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ損金ハ其ノ事業年度ノ純益計算上益金又ハ損金ニ之ヲ算入セス

第二條　營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業收益稅額ヨリ控除スヘキ地租額又ハ資本利子稅額ハ營業收益稅ヲ課スヘキ營業ノ用ニ供スル土地又ハ資本ノ利子ニ付納付シタルモノニ限ル但シ貸付ケタル土地ニ對スル地租額ノ控除ハ其ノ土地ニ付生シタル純益ノ總額ニ百分ノ三・六ヲ乘シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ營業收益稅ヲ課スヘキ營業ト其ノ他ノ營業トニ共通シテ使用スル土地又ハ資本ノ利子アルトキハ其ノ地租總額又ハ資本利子稅總額ヲ營業收益稅ヲ課スヘキ營業ニ屬スル收入金額ト其ノ他ノ營業ニ屬スル收入金額トニ案分シテ控除額ヲ計算スル但シ收入金額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ資產價額又ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

第三條　營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業收益稅額ヨリ控除スヘキ資本利子稅額中公債、社債又ハ產業債券ニ對スルモノハ其ノ公債、社債又ハ產業債券ヲ所有シタル期間ノ利子ニ對スルモノニ限ル

前項ノ公債、社債又ハ產業債券ヲ所有シタル期間ノ利子ニ對スル資本利子稅額ハ其ノ納付シタル資本利子稅額ヲ其ノ公債、社債又ハ產業債券ヲ所有シタル期間ノ利子額ト所有セサリシ期間ノ利子額トニ案分シテ之ヲ計算ス

第四條　營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業收益稅額ヨリ地租額又ハ資本利子稅額ノ控除ヲ受ケムトスル者ハ營業收益稅法第十一條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ土地ノ地目別又ハ資本利子ノ種類別ニ其ノ地價又ハ利子、納付シタル稅額及控除ヲ受クヘキ稅額ニ關スル明細書ヲ提出スヘシ

第五條　稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ申請ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ計算ヲ證明スヘキ書類又ハ帳簿ノ呈示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第六條　個人ノ純益ハ營業收益稅ヲ課スヘキ營業ニ付其ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シテ之ヲ計算ス

第七條　營業收益稅法第六條第一項ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ營業ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第八條　營業收益稅法第十條第三項ノ規定ニ依リ營業收益稅額ヨリ控除スヘキ地租額ハ其ノ營業用ノ土地ニシテ家事ニ關聯セサルモノニ付納付シタルモノニ限ル

前項ノ地租額ハ前年中ニ納付シタル金額ニ依リ之ヲ計算ス但シ營業收益稅法第六條第一項但書ノ場合ニ於テハ其ノ年ノ豫算ニ依ル

第二條第二項ノ規定ハ營業收益稅ヲ課スヘキ營業ト其ノ他ノ營業トニ共通シテ使用スル土地ニ對スル地租額ノ控除ニ付之ヲ準用ス

第九條　營業收益稅法第十條第三項ノ規定ニ依リ營業收益稅額ヨリ地租額ノ控除ヲ受ケムトスル者ハ營業收益稅法第十二條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ納稅義務アルニ至リタルトキハ純益金額ノ決定前其ノ純益ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ土地ノ番號、地目、地價及地租額ニ關スル明細書ヲ提出スヘシ

第十條　左ニ揭クル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ營業收益稅法第八條ノ規定ニ依リ營業收益稅ヲ免除ス

一　金、銀、鉛、亞鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金

二　鐵ノ條、竿、テー形アングル形類、軌條、板、線及管（鑄製管ヲ除ク）

三　銅ノ合金ノ條、竿、板及管

四　汽鑵、原動機（機關車ヲ含ム）及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

五　燐、曹達、灰、苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン

六　製紙用パルプ

七　板硝子

八　コンデンスドミルク

九　絹、亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九號ノ物產ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第十一條　前條ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル者ハ其ノ製造業ニ付營業收益稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ同法第十條第三項ノ規定ニ依リ營業收益稅ノ免除期間ヲ繼承ス

第十二條　營業收益稅法第八條ノ規定ニ依リ營業收益稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ同法第十一條又ハ第十二條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ個人ノ營業ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ純益金額ノ決定前其ノ純益ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第十條ノ製造業ヨリ生スル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ第十條ノ製造業ヨリ生スル純益ト其ノ他ノ純益トヲ區別シタル計算書ヲ添附スヘシ

第十三條　法人ノ純益金額ハ每事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日內又ハ清算著手ノ日ヨリ二十日內ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ但シ所得稅法ニ依ル所得ノ申告書ニ附記シテ之ヲ爲スコトヲ妨ケス

第十四條　個人ノ營業ニ付納稅義務アル者ハ營業ノ種類、營業場所在地、純益金額及純益算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十五條　稅務署長ハ所轄內ニ事務所ヲ有スル同業組合其ノ他ノ營業者ノ團體ニ對シ其ノ團體ニ屬スル各營業者ノ純益金額ノ見込額又ハ順位ヲ諮問スルコトヲ得

前項ノ諮問ヲ受ケタル團體ハ諮問事項ニ對スル調書ヲ作成シ稅務署長ノ指定スル期限迄ニ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十六條　稅務署長營業收益稅法第十三條、第十五條又ハ第二十九條第二項ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第十七條　營業收益稅法第十七條第一項ノ審查ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ事由ヲ具シ證憑書類ヲ添ヘ純益金額ノ決定ヲ爲シタル稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

第十八條　所得稅法施行規則第五十六條ノ規定ハ純益金額ノ決議ニ付之ヲ準用ス

第十九條　稅務監督局長營業收益稅法第十八條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第二十條　營業收益稅法第十九條第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求カ手續ニ違背シタルモノナルトキ又ハ稅務署長ニ於テ純益金額二分ノ一以上ノ減損ナシト認メタルトキハ之ヲ却下スヘシ

第二十一條　稅務署長營業收益稅法第二十條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ更訂シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第二十二條　納稅義務者納稅地ノ稅務署所轄外ニ營業場ヲ有スルトキハ其ノ營業場所在地ノ稅務署ニ納稅地ヲ申告スヘシ

第二十三條　納稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ其ノ旨新納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第二十四條　收稅官吏營業收益稅法第二十五條ノ規定ニ依リ營業ニ關スル帳簿物件ヲ檢查スルトキハ檢查章ヲ携帶スヘシ

附　則

本令ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

法人ノ大正十六年一月一日以後ニ終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年ニ跨ルモノニ付テハ當該事業年度ノ營業收益稅額ヨリ控除スヘキ地租額又ハ資本利子稅額ハ當該事業年度ノ總日數ニ對スル大正十六年ニ屬スル日數ノ割合ヲ其ノ納付シタル地租額又ハ資本利子稅額ニ乘シ之ヲ計算ス

尙右施行規則の公布と同時に大藏省令第三十五號を以て、施行規則第二十四條の規定に依り收稅官吏の携帶すべき檢查章の書式に就て定むる所ありたり。

第二項　丹後震災と營業收益稅の特別處分

昭和二年三月七日京都府下北丹後地方に激震あり、同府與謝中竹野熊野の四郡に亙りて大慘害を與へしを以て、政府は調査の結果關東震災の場合の例に倣ひて各種租稅の減免其の他の特別處分を行ふことに決し、當時會々開會中なりし第五十二回帝國議會に之に關する法律案を提出せしが、右法律案は異議なく議會を通過せしを以て、同月三十日法律第十七號を以て公布せられたり。今其の中營業收益稅に關する條項を抄錄すれば左の如し。

法律第十七號(昭和二年三月三十日)(抄錄)

第三條　政府ハ震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分ノ(中略)個人ノ營業收益稅(中略)ニ限リ課稅ニ關スル申告及申請竝課稅標準ノ決定ニ關シ命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第五條　第一條、第三條及前條ノ震災地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右法律の公布に伴ひ同月三十一日大藏省令第六號を以て之が施行に關する細目の規定を設けしが、其の中營業收益稅に關する條項を抄錄すれば左の如し。

大藏省令第六號(昭和二年三月三十一日)(抄錄)

昭和二年法律第十七號(震災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等ニ關スル件)施行方左ノ通定ム

第一條　昭和二年法律第十七號第五條ノ規定ニ依リ震災地ヲ左ノ如ク定ム

京都府　與謝郡　中郡　竹野郡　熊野郡

第七條　震災ニ因リ營業ノ純益著シク減損スヘシト認メラルル者ノ震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分個人ノ營業收益稅ノ純益金額ヲ以テ之ヲ算定ス

第八條　營業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタル損害ノ見積金額ハ震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分個人ノ營業收益稅ノ純益金額ヨリ之ヲ控除ス

第九條　第六條又ハ第八條ノ規定ノ適用ノ結果所得金額千二百圓(同居ノ戶主又ハ家族ノ分ト合算額)ニ滿タサルニ至リタル者又ハ純益金額四百圓ニ滿タサルニ至リタル者ニハ所得稅又ハ營業收益稅ヲ課セス

第十四條　震災地ニ於テ納付スヘキ(中略)個人ノ營業收益稅ノ爲スヘキ申告及申請ニ付テハ其ノ提出期限ヲ宮津稅務署所轄內ニ在リテハ昭和二年五月十五日トス

三十日、峰山稅務署所轄內ニ在リテハ昭和二年五月十五日トス

震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分ノ(中略)個人ノ營業收益稅(中略)ニ關シ本令施行前ニ爲シタル申告及申請ニ付本令ニ依リ變更ヲ來シタル場合ニ於テハ前項ノ期限迄ニ之カ更正ノ申告及申請ヲ爲スヘシ

第六條又ハ第八條ノ規定ニ依リ控除ヲ受クヘキ損害見積金額ハ所得ノ申告又ハ純益ノ申告ニ之ヲ附記シテ申告スヘシ

附　則